

二十七年十一月一日

政令第号

外國爲替及び外口貿易管理法の一部の施行
期日を定める政令(案)

内閣は、外口爲替及び外口貿易管理法(昭和二十一年法律第号)附則第一項森林中換の規定に基き、この政令を制定する。

外口爲替及び外口貿易管理法(昭和二十四年法律第号)中左に掲げる規定は昭和二十四年十二月二十日から施行する。
一、第ニ十六条(保有・輸入に伴う債権に係る部分)
二、第五十二条及び第五十五條

四、附則第二項中左に掲げる部分

X、外口爲替管理法(昭和十六年法律第八十三号)、外口管

替管理法の四割則の特例に関する件(昭和三十一年勅令第六百五号)中輸入に係る規定の廃止に関する部分。
金銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁不許等に関する件(昭和二十一年勅令第五百七十八号)、貿易等臨時措置令(昭和十一年勅令第三百二十八号)及び財産及び作物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十四年政令第百九号)中貨物の輸入に係る規定の廃止に関する部分。

五、附則第十三項及び第十四項前号に掲げる規定に関する部分

附則

本政令は、昭和二十一年十二月二十日から施行する。

一、第三十條第一項、第二項三條、第五十五條
二、第三十六條、第五十三條

裏面白紙

外國為奉發西令案八第二次

(一七八)

大蔵省理財局為各課

(定義)

第

一
條 この政令において「不動産又はこれに関する権利」とは、土地、建物、工場、事業場若しくはこれらに附屬する設備、鉱業権、砂鉄権若しくはこれらに関する権利又はこれらの財産に関する賃借権、使用貸借に基く借主の権利、地上権、永小作権、賃権、抵当権その他の担保権又はこれらの財産の取得の予約による権利若しくはこれらの財産を取得するかどうかを調査する権利をいう。

二 この政令において「役務」とは、運輸、案内、^荷役、土木、建築、修繕、代理、海難救助、備船その他設備に関する利便の提供、船用品提供、物品保管その他技術若しくは労働の提供等通常請負又は雇傭により料金又は賃金を対價として提供せられるものをいう。

第一章 外國爲替等の集中

(外國爲替等の集中)

第一條ハニ一 居住者たると非居住者たるとを問わず、本邦にある者で、外國爲替銀行又は外國法人である銀行の本邦内の支店又は出張所を含む。以下本條において同じ。一 及び両參商以外の者は、大藏大臣の許可を受けるのでなければ本邦内において所有する对外支拂手段をの本邦内において所有するに至つた日から十日以内に、大藏大臣が指定する價格で本邦通貨を対價として外國爲替銀行又は両參商に対し賣却し、又は賣却のため取立を依頼しなければならない。但し、左に掲げる場合はこの限りでない。

一 荷爲替信用狀、逆爲替信用狀、爲替買取指圖書、爲替買取授權書、貨物引替拂指圖書、旅行信用狀ハ本邦内において使用する旅行小切手を除く。一 及びこれに準ずるもの並びに大藏大臣の指定する对外支拂手段を所有する場合

二 第四條又は第二十一條の規定により認められ、又は許可を受けた者がその條件に従つて对外支拂手段を所有する場合

三 連合國最高司令官により对外支拂手段の所有を承認される者がその條件に従つてこれを所有する場合

前項の規定に該当して对外支拂手段を所有する者は、その所有するこれらのものを外國爲替銀行及び両參商以外の者に譲り渡してはならない。但し、同項第二号及び第三号の規定に該当する場合においてその許可を受け、又は認められたところに従つて譲り渡すときは、この限りでない。

ヘ外貨資金の集中

第二條ハニ一 外國爲替銀行又は両參商は、大藏大臣の指定する方式及び外國爲替管理員委員会規則で定める手続により、外國爲替取引に因り取得した本邦内にある对外支拂手段を外國爲替特別会計に大藏大臣の指定する價格で本邦通貨と対價として賣却しなけれ

ばならない。

2 前項の規定は、外國爲替銀行又は両導商がその取得した対外支拂手段を目的、金額の限度及び期間を定め、外國爲替特別会計に賣却しないことについて大藏大臣の許可を受けたときは、これを適用しない。

八参考一

大蔵省告示第

号

外國爲替管理令ハ昭和年政令第一號第一條及び第二條の規定に基き、集中の方式及び賣却の價格を次のようく定める。

昭和二十四年月日

大蔵大臣 池田勇人

一 外國爲替銀行又は両導商は、外國爲替取引に因り、対外支拂手段を取得したときは、これを溝通なくスキヤツブ・ライセンスド・バンクに賣却すること。但し、オープン・アカウントによる決済の場合は、対外支拂手段をスキヤツブ・ライセンスド・バンク又は外國導商代表に引き渡すことをもつて外國爲替特別会計に対する賣却とみなす。
二 顧客が外國爲替銀行又は両導商に賣却する價格は、法第七條第四項の規定により、定められた外國爲替の買相場により換算した價格

とする。

三、外國為替銀行又は両替者が外國為替審判会計に廻却する價格は、法第七條第三項の規定により定められた外國為替管理委員会の外國為替買入相場により換算した價格とする。

八、債権の回収義務

第三條ハ26一 非居住者に対する債権を取得した者は、大藏大臣の許可を受けるのでなければ、当該債権の期限の到来又は條件の成り後遅滞なく、これを取り立てなければならない。但し、左に掲げる債権は、この限りでない。

一、輸出貿易管理令ハ昭和二十四年政令第三百七十七号第一第六條に規定する

債権

二、第四條第一項第四号、第二項第六号若しくは第八号の規定により外國為替銀行、海運業者、保険業者その他の者が非居住者との勘定の債記を認められ、又はその許可を受けた限度内で取得した債権

三、本邦内にある本邦人以外の者が本邦内に住所又は居所を有するに至つた日以前に、外國において取得していた債権

四、本邦内にある本邦人以外の者が本邦内に住所又は居所を有するに至つた日以後は、外國にて本邦内に支拂手段をもつて取得した債権

第二章 支拂及びその受領

八、制限及び制限の免除

第四條ハ27一 大藏大臣の許可を受けなければ、何人も本邦内において在に掲げる行為をしてはならない。

一、外國へ向けた支拂

二、非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領

三、非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領

四、非居住者との勘定の債記又は債記

五、左に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、同項当該各号の許可を受けることを要しない。

第八條又は輸入貿易管理令ハ昭和 年政令第 号一 第の規定により、外國為替銀行の承認を受けて前項第一号の行為をする場合

二 本邦内にある非居住者に対し前項第二号前段の行為をする場合但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示する場合を除く。

三 第二十條第二項又は輸出貿易管理令ハ政令第三百七十七号一 第一條第二項の規定により外國為替銀行の認証を受け前項第二号後段の行為をする場合

三の二 前号に掲げる場合の外前項第二号後段の行為をする場合但し、本邦内にある非居住者からの支拂の受領で外國にある者のために又は外國通貨をもつて表示する場合を除く。

四 外國為替銀行が前項第一号又は第二号の許可を受け、又は許可を受けることを要しない当該各号の行為に因り前項第一号の行為をする場合

二号又は第三号の行為をする場合

五 前項第一号、第二号若しくは第三号の許可を受け、又は許可を受けることを要しない当該各号の行為に因り前項第一号の行為をする場合

六 本邦内にある非居住者との間の第一項第四号の行為をする場合但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示する場合を除く。

七 外國為替銀行が第一項第四号の行為に因り、外國にある銀行その他金融機関との間ににおいて前項第一号の行為をする場合

八 外國為替銀行が第二條第二項の許可を受けて、その取得した对外支拂手段を外國為替特別会計へ費却しないことを認められた限内において、前項第一号の行為をする場合

第四條の二ハ二一 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、前

様第二項第一号又は第三号に該当して、同様第一項第一号又は第二号後

号務署に掲げる正義をしようとする者をして、外の爲め銀行に対し外
部収支の計算を手ぬぐわせることがである。

第五條ハ28一 商標に規定する場合を除いては、大蔵大臣の許可を受け
なければ何人も、外洋に本る者に対する支拂若しくは利禄の提供又は
外洋にある財産の取扱の代償として又はこれらに連絡して本邦におい
て、居住者に対して又は居住者のために支拂としてはならない。居住
者が外洋においてこれらの行為をする場合も同様とする。

第六條ハ29一 前四条に規定する場合においては、大蔵大臣の許可を受
けなければ何人も、外洋にある財産の轉換の代償として又はこれに連
絡して、本邦において居住者から又は居住者のために支拂を受けては
ならない。居住者が外洋においてこれらの行為をする場合も同様とす
る。

第三章 貿易外支拂（2）

一 外國爲替予算に基く公表

第七條 大藏大臣は、關稅審議會が外國爲替予算に基いて定めるところに従い、貿易外支拂（以下本章において支拂という。）の承認を受けることができる支拂の用途、金額、支拂先地域、一項目の支拂につき一定の期間に同一の者が支拂の承認を受けることができる限度、以下支拂限度といふ。一その他の支拂について必要な事項を公表する。

一 支拂の承認

第八条 支拂をしようとする者は、大藏省令で定める手続に従い、外國爲替銀行に申請して支拂の承認を受けなければならない。
2 外國爲替銀行は、前項の申請に係る支拂が左の各号に該当するときは、支拂の承認をしなければならない。

一 当該支拂が前項の規定により公表された事項の範囲内である

こと。

二 当該支拂に大藏大臣の許可を要しない場合においては、その支拂に要する外國爲替予算の箇額があること。

三 当該支拂について、第十三條の規定による大藏大臣の許可を要する場合においては、その許可があること。

4 第一項の規定によつて支拂を承認したときは、支拂承認証を交付しなければならない。

外國爲替銀行は、支拂の承認したときは、總理府令、大藏省令で定める手續に従い遅滞なくその旨を大藏大臣及び外國爲替管理委員会に報告しなければならない。

一 外國爲替管理委員会の確認

第九條 外國爲替銀行は、前項第二項第二号に掲げる事項に該当するかどうかについては、總理府令、大藏省令で定めるところに従い、外國爲替管理委員会に照会しその確認を得なければならぬ。

2 外國爲替管理委員会は、前項の確認をするには、海運府令、大蔵省令で定めるところにより、同項の規定による照会の先後に應じてしなければならない。

一 支拂の一部承認

第十條 外國爲替銀行は、第八條の規定による支拂の承認の申請に係る支拂に充てることができる外國爲替手算の残額が不足するときは、外國爲替管理委員会の指定するところに従い、その申請の一部について支拂の承認をすることができる。この場合において、当該支拂の承認を受けた者が、当該支拂の承認に係る支拂を希望しないときは、その承認を受けた日から一週間以内に当該支拂承認証を外國爲替銀行に返還しなければならない。

2 外國爲替銀行は、前項後段の規定により当該支拂承認証の返還を受けたときは、速滑なくその旨を外國爲替管理委員会及び大臣に報告しなければならない。

一 支拂承認の有效期間

第十一條 支拂の承認の有效期間は、大蔵省令で別に定める場合の外、支拂承認証の交付の日から一箇月とする。

2 外國爲替銀行は、前項の規定に拘わらず、大蔵大臣の承認を受けて、一箇月又は別に定めた期間をこえる期間を有效な期間とする支拂の承認を行い、又は支拂の承認の有效期間を延長することができる。

3 前項の規定により大蔵大臣が支拂の承認の有效期間の延長を承認するには、外國爲替管理委員会の同意をえなければならない。
第十二條 (削除)
第十三條 (計可)
大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に申請してその許可を受けた後でなければ第八條第一項の規定による承認を受けることができない。

一 國債審議会が大藏大臣の許可を要するものと定めた範囲の支拂をしようとするとき。

二 第七條の規定により公表された支拂限度を超えて支拂をしようとするとき。

三 当該支拂の項目について第七條の規定により公表された支拂先地域以外の地域へ支拂をしようとするとき。

四 外債債務管理委員会規則で定める×支拂方法によらないで支拂をしようとするとき。

2 大藏大臣は、前項第四号の規定による許可をするには、あらかじめ外債債務管理委員会の同意を得なければならない。

一 許可の條件

第三十四條 大藏大臣は、貿易若しくは支拂に関する取扱の目的を達成し又は國民經濟の健全な發展を圖るために必要があると認めるときは、前條の許可にあたり、支拂の時期、支拂先地域その他の支

拂に關する事項について條件を附することができる。

第二章 債権、証券、不動産及び役務

一 債権に關する制限及び制限の免除

第十六條(30) 大藏大臣の許可を受けなければ、何人も、本邦内において、左に掲げる行爲をしてはならない。但し、第四條から第六條までの規定により許可を受け、又は許可を受けることを要しない場合及び非居住者間の外國通貨をもつて表示される債権に關する行爲を除く。

一 何人の計算においてするを問わず、外貨債権を取得すべき預金又は消費貸借の当事者となること。

二 非居住者から借入金をなすこと。但し、前号の規定による許可を受けたとき又は借入金の借入及び返済が本邦内において本邦通貨をもつてなされるときを除く。

三 非居住者に対し、又は非居住者のために貸付金、仮拂金又は

立替金をなすこと。但し、第一号の規定による許可を受けたときは除く。

四 信託又は保険、再保険及び海上保険を除く。一契約により外貨債権の当事者となること。

五 非居住者の債務につき担保を供し又は保証をすること。但し、本邦人以外の居住者又は非居住者が外國にある財産を担保に提供する場合を除く。

2 前項に規定する場合を除いては、非居住者間の本邦通貨をもつて表示される債務、居住者間の外貨債務又は居住者と非居住者間の債務の発生、變更、弁済、消滅、直接又は間接の移轉その他の廻分の当事者となることを妨げない。

一 証券の應募

第十七條³⁸～³⁹ 大蔵大臣の許可を受けるのでなければ、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が、外貨証券に應募すること。

二 非居住者が本邦証券に應募すること。

2 前項の規定にかかるらず、外資委員会の許可を受けた場合は、大蔵大臣の許可を受けることを要しない。

一本邦内にある不動産の取得又は処分

第十八條³⁸～⁴⁰ 大蔵大臣の許可を受けなければ、本邦内にある不動産又はこれに關する権利について、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が非居住者に対し、又はそのために処分すること。

二 非居住者が他の非居住者から取得すること。

三 非居住者が処分し、放棄し、又は他に提供すること。

2 前項の規定にかかるらず、左に掲げる場合には、大蔵大臣の許可を受けることを要しない。

一 外資委員会の許可を受けて不動産又はこれに關する権利を取

得する者を相手方として、当該不動産又はこれに關する権利につき、前項各号の行為をするとき。
二 土地收用その他の行政行為を受けて、又は方ニヨリの行為をするとき。
三 相続又は遺贈により前項第二号又は第三号の行為をするとき。

一 役務

第十九條(2) 事前に大蔵大臣の承認を受けなければ、法及び法に基く命令の規定により許可を受けることを要する支拂、決済その他取引を伴う役務に關する契約をしてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 その契約により必要となる支拂、決済その他の取引につき、第四條の規定により許可を受け又は許可を受けることを要しないとき。

二 第二十條の規定に従つて居住者が非居住者に対する役務の提供に關する契約をするとき。

第二十一条(3) 非居住者に対し、役務を提供しようとする居住者は、

大蔵省令で定める手続に従い、外國爲替銀行に当該役務の対價の支拂が算進決済方法によつて行われることを証するに足る書類及びその対價が当該役務の代償として相当なものであることを証するに足りる書類を提出しなければならない。

2 外國爲替銀行は、前項の書類の提出を受けた場合において、その書類の證明力が十分であると認めたときは、その書類に認証することができる。

第五章 支拂手段等の輸出入

(通貨及び貴金属)

第二十一條(45) 大蔵大臣の許可を受けなければ左に掲げるものを輸出又は輸入してはならない。

一 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨

二 貴金属

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるものを携帯して本邦へ入國する者へ以下入國者といふ。一は、上陸地の税關で、左に掲げるところにより、大蔵省令で定めるところに従い処理しなければならない。

一 アメリカ合衆國通貨を携帯する入國者は、本邦通貨を対價として売却し若しくは外國貿易支拂票と交換し、又は預金可能受領証若しくは個別保証^保と引き換えに寄託し、又は為替記録帳に記入を受けた上輸入すること、但し、本邦に永住するために入

國する本邦人は、本邦通貨を対價として売却すること。

二 アメリカ合衆國通貨以外の外國通貨、本邦通貨、金貨、銀貨又は貴金属(但し、金銀若しくは白金の地金又はこれらのものとの合金を除く。)を携帯する入國者は、個別保証と引換に寄託すること。但し、本人が着用し、又は携帯する身廻裝飾用品を除く。

三 金、銀若しくは白金の地金又はこれらのものの合金の地金を携帯する入國者は、本邦通貨を対價として売却すること。

第一項の規定にかかわらず、左に掲げるものは、大蔵大臣の許可を受けないで輸出することができる。

一 前項第一号又は第二号の規定に該当して、入國の際、個別保証と引き換えに寄託し、又は為替記録帳に記入を受けて携帯輸入した金貨、銀貨又は外國通貨を出國の際、携帯して輸出すとき。

二 連合國最高司令官から文書により輸出の許可を受けた者がその許可を受けたところに従いアメリカ合衆国通貨又は連合王国通貨を携帶して輸出するとき。

三 第一項第一号の規定により外國為替銀行の承認を受けたところに従い外國通貨を携帶して輸出するとき。

四 每一項各号に掲げるものを携帶して輸出しようとする者は、第一項の許可を受けた場合又は前項に規定する場合を除いては、大蔵省令で定めるところにより、乗船地の税關で個別保管符と引き換えに寄託しなければならない。

(証券)

第二十二条(45) 大藏大臣の許可を受けるのでなければ証券を輸出、又は輸入してはならない。

但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 本邦内に支拂地を有する証券の支拂を受けたために当該証券

を支拂期日前三箇月以内又は支拂期日以後に輸入するとき。

二 本邦外に支拂地を有する証券の支拂を受けたために当該証券を外國為替銀行を通じて支拂期日前三月以内又は支拂期日以後に輸出するとき。

三 株主、取締役、公債所有者又は社債持株者が内外の法令の規定に基き義務として提出すべき株式、公債又は社債を当該会社、官公署又はその財務代理人に輸出又は輸入するとき。

四 前号に掲げる株式、公債又は社債の提出に伴い、当該会社、官公署又はその財務代理人より株式、公債又は社債を返却又は交付するため輸入するとき。

五 入港者が携帶輸入するとき。但し、本邦に永住する目的をもつて入港する本邦人の携帶輸入する外貨証券を除く。

六 入港の際、前号の規定により携帶輸入を認められた証券を出港の際、携帶輸出するとき。

(その他)

第二十三条(45) 前二條に規定するもの以外の支拂手段及び債権を化体する書類の輸出又は輸入は、大藏大臣の許可を受けることを要しない。

第六章 雜則

則

第二十五条、六六一法又は法に基く命令の規定中政府機関又は外國爲營銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、左に掲げる政府機關が当該許可、承認その他の処分を要する行爲をする場合についてはこれを適用しない。

一 外國爲營管理委員會が外國爲營管理委員會設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）及び外國爲營特別會計法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の規定に従つてする場合

二 郵政大臣が郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百七十四号）、第三條第一項第二号及び第五條第十八号並びに郵便爲營法（昭和二十三年法律第五十九号）、第六條及び郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六條の規定に従つてする場合

三 潤商產業大臣が潤商產業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号）

第一條及び貿易特別會計法（昭和二十四年法律第四十一号）の規定に従つてする場合

四 前各号に掲げる場合の外、政府機關が主務の政府機關の同意を得てする場合

八事務の一部委任

第二十五条、六九一 大藏大臣は、本邦へ入國し、又は本邦から出國する者の搭帶する支拂手段、証券又は債権を化体する書類に関する貢上、保管その他の事務について、必要と認めるものと日本銀行に委任することができます。

2 日本銀行は、前項により委任された事務の一部を大藏大臣の承認を受けて銀行に委任することができます。

3 日本銀行が第一項の規定により委任された事務を行つにつけ必须費を経費は、日本銀行の負担とし、前項の規定によりその委任を受けた銀行がその事務を行うにつき必要な経費は、國の負担とする。

貿易外支出予算の作成及び実行に關する要領案

(二四、一二、一)

事前許可をするもの

- (1) 国民経済上特に緊要なもので、且つ前々四半期内にその支出額が確定し又は予見できるもの。

(2) 條約分担金、公社債利子、郵政省通信費、海外公館経費、海外支店経費、海外代理店手数料、特許権その他の無体財産権に關する費用、新聞又は映画に關する経費、ボート・サービス費、傭船料、大量の図書購入費、利子利潤の送金、海外渡航滞在費等を必要とする者は、前々四半期内に、大蔵大臣に申請し、大蔵大臣は、査定の上、項目別に予算案を作成し、關僚審議会に提出する。

決定した予算について、大蔵大臣は、申請者に事前に為替許可書を交付する。

個別許可をするもの

- (1) 国民経済上特に緊要なもので、前々四半期内にその支出額が確定又は予見できなかつたもの。

(2) 前記(1)に掲げるものについて大蔵大臣は、申請を待たないで、各省の意見を徵する等により、項目別予算を作成し、關僚審議会に提出する。決定した予算内において、大蔵大臣は許可申請を査定の上、為替許可書を與える。

許可不要のもの（早い者勝）

対外友好その他のため少額の支出をなすもの。

(1) 郷里送金、少額の図書購入費、誕生、結婚又は死亡等に伴う特定項目の個人的送金については、大蔵大臣は前記(2)の項に準じて予算の決定を受けた後、その用途別金額を公表して、早い者勝に使用させること。

許可不要のもの（全部認める）

5 (1) (2) 貨物の輸出入に伴い必然的に必要とする経費
(一) 貨物代金と別に支拂われる一運賃、保険料等は、輸出入計
画に於いて閣僚審議会において予算を決定し、銀行の承認した
輸出入について全部認める方針で使用させる。
予備費

第二章 貿易外支払

(直則)

第 A 條 貿易外支払(以下「支払」という。)をしようとする者は、本章の規定に従わなければならぬ。

(主務大臣)

第 B 條 本章について主務大臣は、左に掲げた支払については、通商産業大臣とし、その他の支払については、大蔵大臣とする。

一 貨物の全部又は一部につき、外國為替を取り扱ひて、輸入した貨物へ代金事項における支払

二 輸出又は輸入に伴う運賃、保険料、作業料、検査料、検量料、鑑定料その他港税関係諸税、つづての貿易業者の支払

三 貨物、輸出又は輸入に伴う値引金、算約金又は損害賠償金の支払
(貿易外支払に関する事項の公表)

第 C 條 主務大臣は、外國から支払する場合、関係審議会の定められたところに従い、支払

の許可を受けることとする。支払の用途、金額、支払元地域、その他支払について答申を事項を公表する。

(支払の許可)

第 D 條 支払をしようとする者は、主務大臣に申請して、その許可を受けなければならぬ。

ユ 主務大臣は、支払の許可するときは、関係審議会の定めるところに従い、受け付けない。

(外貨資金の割当)

第三條 關債審議会が外國為替予算において外貨資金の割当を行ふべきものと定めた範囲の支拂をしようとする者は、前條の規定にいかねらず主務大臣に申請して、当該支拂に必要な外貨資金の割当を要けられることができることとする。

2 外貨資金の割当に関する手続は、主務省令で定める。

(割当又は許可の條件)

第七條 主務大臣は、外貨資金の有効不利用を圖るために必要があると認りシヨンは、前二條の許可又は割当に當り、支拂の時期、支拂先地域その他支拂に関する事項について、條件を附すこととする。

2 第九條第一項の規定は、前項の場合について準用する。

(銀行の確認)

第八條 第一項の規定により許可を受けた者は、支拂をしようとするときは、当該支拂に相当する外貨資金の額に相当する外國為替予算の残額があることによる。

外國為替監理委員会が確認を受けることを銀行に依頼しなければならない。

2 銀行は、前項の確認を受けたときは、依頼を受けた日の翌後に應じ、外國為替監理委員会上院令し、その確認を受けなければならぬ。

3 外國為替監理委員会は、前項の確認を受けるには、外國為替監理委員會令別て定めるところにより、同項の規定による監査を受けた日の後後に應じてしなりとはしない。

(許可又は割当の有効期間)

第十條 支拂の許可又は割当の有効期間は、主務省令で別に定める場合を除く外、許可又は割当された日から三箇月とする。

2 支拂入臣は、前項の規定により三箇月の主務省令で別に定める場合を除く外、許可是該期間（五二之三期間とする）まで許可又は割当を行ひ、又は支拂の許可是該期間（五二之三期間とする）まで許可又は割当を行ひ、又は支拂の許可又は割当の有効期間を延長することができる。

(外國為替管理委員会の同意等)

第一條 主務大臣は、外國為替管理委員会規則で定めうる又は方法によつて、支拂をしようとする者に付し、第一條若しくは第二條の規定により許可若しくは割当をし、又は第三條第二項の規定により有効期間を延長して許可若しくは割当を行ひ又は許可若しくは割当の有効期間を延長しようとする場合は、あらかじめ、外國為替管理委員会の同意を得なければならぬ。

又(?)主務大臣は、第四條又は第五條の規定により許可又は割当をしたときは、外國為替管理委員会に通知しなければならない。

(報告)

第六條 主務大臣は、本章の規定を施行するため必要な限度において、支拂をしようとする者又は支拂をした者から必要な報告を徴することをやさる。

(第六条の一部委任)

第七條 主務大臣は、第四條第二項、第八條、第十條第三項及び第一條に規定する許可、処分その他の処分に関する事務の一切を日本銀行をして取扱わせることができる。

(政府内々行為)

できる。

署

第三章 貿易外支拂

(27)

(外國為替予算に基く公表)

第七條 大蔵大臣は、閣僚審議会が外國為替予算に基いて定めるところに従い、貿易外支拂（以下本章において支拂といふ。）の承認を受けることができる支拂の用途、金額、支拂先地域、一項目の支拂につき一定の期間に同一の者が支拂の承認を受けることができる限度（以下支拂限度という。）その他支拂について必要な事項を公表する。

（支拂の承認）

第八條 支拂をしようとする者は、大蔵省令で定める手続に従い、外國為替銀行に申請して支拂の承認を受けなければならぬ。
2 外國為替銀行は、前項の申請に係る支拂が左の各号に該当するときは、支拂の承認をしなければならない。

一 当該支拂が前條の規定により公表された事項の範囲内である

こと。

二 当該支拂に大蔵大臣の許可を要しない場合においては、その支拂に要する外國為替予算の残額があること。

三 当該支拂について、第十三條の規定による大蔵大臣の許可を要する場合においては、その許可があること。

3 第一項の規定によつて支拂を承認したときは、支拂承認証を交付しなければならない。

4 外國為替銀行は、支拂の承認をしたときは、總理府令、大蔵省令で定める手續に従い遅滞なくその旨を大蔵大臣及び外國為替管理委員会に報告しなければならない。

（外國為替管理委員会の確認）

第九條 外國為替銀行は、前條第二項第二号に掲げる事項に該当するかどうかについては、總理府令、大蔵省令で定めるところに従い、外國為替管理委員会に照会しその確認を得なければならない。

2 外國為替管理委員会は、前項の確認をするには、總理府令、大蔵省令で定めるところにより、同項の規定による照会の先後に応じてしなければならない。

（支拂の一部承認）

第十條 外國為替銀行は、第八條の規定による支拂の承認の申請に係る支拂に充てることができる外國為替予算の残額が不足するときは、外國為替管理委員会の指定するところに従い、その申請の一節について支拂の承認をことができる。この場合において、当該支拂の承認を受けた者が、当該支拂の承認に係る支拂を希望しないときは、その承認を受けた日から一週間以内に当該支拂承認証を外國為替銀行に返還しなければならない。

2 外國為替銀行は、前項後段の規定により当該支拂承認証の返還を受けたときは、遅滞なくその旨を外國為替管理委員会及び大臣に報告しなければならない。

（支拂承認の有效期間）

第十一條 支拂の承認の有效期間は、大蔵省令で別に定める場合の外、支拂承認証の交付の日から一箇月とする。

2 外國為替銀行は、前項の規定に拘わらず、大蔵大臣の承認を受けて、一箇月又は別に定めた期間をこえる期間を有效な期間とする支拂の承認を行い、又は支拂の承認の有效期間を延長することができる。

3 前項の規定により大蔵大臣が支拂の承認の有效期間の延長を承認するには、外國為替管理委員会の同意をえなければならない。

（支拂の許可）

第十三條 支拂をしようとする者は、左に掲げる場合においては、大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に申請してその許可を受けた後でなければ第八條第一項の規定による承認を受けることが

（支拂の削除）

第十二條 支拂をしようとする者は、左に掲げる場合においては、

できない。

一 閣僚審議会が大蔵大臣の許可を要するものと定めた範囲の支拂をしようとするとき。

二 第七條の規定により公表された支拂限度を超えて支拂をしようとするとき。

三 当該支拂の項目について第七條の規定により公表された支拂をしようとするとき。

四 先地域以外の地域へ支拂をしようとするとき。

五 外國為替管理委員会規則で定める支拂方法によらないで支拂をしようとするとき。

2 大蔵大臣は、前項第四号の規定による許可をするには、あらかじめ外國為替管理委員会の同意を得なければならない。

(許可の條件)

第十四條 大蔵大臣は、貿易若しくは支拂に關する取扱の目的を達成し又は國民經濟の健全な發展を圖るために必要があると認めるときは、前條の許可にあたり、支拂の時期、支拂先地域その他の支拂に關する事項について條件を附することができる。

裏面白紙

三一六二

外務省參議會令案八(第二次)

大藏省理財局為各課

2 條 この政令において「不動産又はこれに関する権利」とは、土地、建物、工場、事業場若しくはこれらに附屬する設備、鉱業権、砂金権若しくはこれらに関する権利又はこれらの財産に関する賃借権、使用賃借に基く借主の権利、地上権、永小作権、^貨権、抵当権その他の担保権又はこれらの財産の取得の予約による権利若しくはこれらの財産を取得するかどうかを辨示する権利をいう。

3 この政令において「役務」とは、運輸、案内、^荷役、土木、建築、修繕、代理、海難救助、傳熱その他設備に関する利便の提供、船需品提供、物品保管その他技術若しくは労働の提供等通常請負又は雇傭により料金又は賃金を対價として提供せられるものをいう。

第一章 外國爲替等の集中

一 外國爲替等の集中

第一條ハニ一居住者たると非居住者たるとを問わず、本邦にある者で、外國爲替銀行ハ外國法人による銀行の本邦内の支店又は出張所を含む。以下本條において同じ。一及び両替商以外の者は、大蔵大臣の許可を受けるひでなければ本邦内において所有する对外支拂手段をのみ本邦内に置いて所有するるに至つた日から十日以内に、大蔵大臣が指定する價格で本邦通貨を対價として外國爲替銀行又は両替商に対し賣却し、又は賣却のため取立を依頼しなければならない。但し、左に掲げる場合はこの限りでない。

一 荷爲替信用狀、邊爲替信用狀、爲替買取指圖書、爲替買取授權書、貨物引取拂指圖書、旅行信用狀ハ本邦内において使用する旅行小切手を除く。一及びこれに準ずるもの並びに大蔵大臣の指定する对外支拂手段を所有する場合

第二條四號又は第二十一條の規定により認められ、又は許可を受けた者がその條件に従つて对外支拂手段を所有する場合
三 連合國最高司令官により对外支拂手段の所有を承認されている者がその條件に従つてこれを所有する場合

前項の規定に該当して对外支拂手段を所有する者は、その所有するこれらのものを外國爲替銀行及び両替商以外の者に譲り渡してはならない。但し、同項第二号及び第三号の規定に該当する場合にかいてその許可を受け、又は取められたところに従つて譲り渡すときは、この限りでない。

一 外貨資金の集中

第二條ハ二一 外國爲替銀行又は両替商は、大蔵大臣の指定する方式及び外國爲替管理員委員會規則で定める手続により、外國爲替取引に因り取得した本邦内にある对外支拂手段を外國爲替特別会計に大蔵大臣の指定する價格で本邦通貨と対價として賣却しなけれ

ばならない。

2 前項の規定は、外國爲替銀行又は両替商がその取得した対外支拂手段を目的、金額の限度及び期間を定め、外國爲替特別会計に賣却しないことについて大體大體の許可を受けたときは、これを適用しない。

ハ幕ノ署一

大藏省告示第

号

外國爲替管理令ハ昭和 総政令第 号一第一條及び第二條の

規定に基き、集中の方式及び賣却の價格を次のようく定める。

昭和二十四年 月 日

大藏大臣 池田尊人

一 外國爲替銀行又は両替商は、外國爲替取引に因り、対外支拂手段を取得したときは、これを遅滞なくスキヤツブ・ライセンスド・バンクに賣却すること。但し、オーブン・アカウントによる決済の場合は对外支拂手段をスキヤツブ・ライセンスド・バンク又は外國通商代表に引き渡すことをもつて外國爲替特別会計に対する賣却とみなす。
二 顧客が外國爲替銀行又は両替商に賣却する價格は、法第七條第四項の規定により、定められた外兩爲替の買相場により換算した價格

とする。

三 外國為替銀行又は兩替商が外國為替清算会計に優却する價格は、法第七條第三項の規定により定められた外國為替管理委員会の外國為替買入相場により換算した價格とする。

八 債権の回収義務

第三條ハ26一 非居住者に対する債務を取得した者は、大藏大臣の許可を受けるのでなければ、当該債務の期限の到来又は條件の成り後遅滞なく、これを取り立てなければならない。但し、左に付ける債務は、この限りでない。

一 横浜貿易管理令ハ昭和二十四年政令第三百七十七号一第六條に規定する

債務

二 第四條第一項第四号又は第二項第六号若しくは第八号の規定により外國為替銀行、海運業者、保険業者その他の者が非居住者との勘定の帳面を置められ、又はその許可を受けた限度内で取得した債務

三 在邦内にある本邦人以外の者が本邦内に住所又は居所を有するに至つた日以前に、外國において取得していいた債務

四 在邦内にゐる本邦人以外の者が本邦内に住所又は居所を有するに至つた日以後、外國に支拂手段をもつて助済した債務

三二 支拂及びその受領

八 制限及び制限の免除

第五條ハ27一 大藏大臣の許可を受けなければ、何人も本邦内において在に現れる行為をしてはならない。

一 外國へ向けた支拂

二 支拂住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領

三 非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領

四 非居住者との勘定の貸記又は借記

2 左に掲げる場合に、前項の規定にかかわらず、同項当該各号の許可を受けることを要しない。

一 第八條又は輸入貿易管理令（昭和年政令第号一第）の規定により、外國為替銀行の承認を受けて前項第一号の行為をする場合

二 本邦内にある非居住者に対し前項第二号前段の行為をする場合但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示する場合を除く。

三 第二十條第二項又は輸出貿易管理令（政令第三百七十七号一第）第二項の規定により外國為替銀行の確認を受け前項第二号後段の行為をする場合

三の二 前号に掲げる場合の外前項第二号後段の行為をする場合但し、本邦内にある非居住者からの支拂の受領で外國にある者のために又は外國通貨をもつて表示する場合を除く。

四 外國為替銀行が前項第一号又は第二号の許可を受け、又は許可を受けることを要しない行爲をする顧客を相手方として、前述第三号の二又は第三号の行為をする場合を除く。

二号又は第三号の行為をする場合

五 前項第一号、第二号若しくは第三号の許可を受け、又は許可を受けることを要しない当該各号の行為に因り前項第四号の行為をする場合

六 本邦内にある非居住者との間の第一項第四号の行為をする場合但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示する場合を除く。

七 外國為替銀行が第四号の行為に因り、外國にある銀行その他の金融機関との間において前項第四号の行為をする場合

八 外國為替銀行が第二條第二項の許可を受けて、その取得した对外支拂手段を外國為替特別会計へ變却しないことを認められた限りにおいて、前項第四号の行為をする場合

第四條の二ハ27一 大藏大臣は、大藏省令で定めるところにより、前款第二項第一号又は第三号に該当して、同様第一項第一号又は第二

- 一 第八條又は輸入貿易管理令ハ昭和 年政令第 号一 第の規定により、外國爲替銀行の承認を受けて前項第一号の行爲をする場合
- 二 本邦内にある非居住者に対し前項第二号前段の行爲をする場合但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示する場合を除く。
- 三 第二十條第二項又は輸出貿易管理令ハ政令第三百七十七号一 第二項の規定により外國爲替銀行の認証を受け前項第二号後段の行爲をする場合
- 四 三の二 前号に掲げる場合の外前項第二号後段の行爲をする場合但し、本邦内にある非居住者からの支拂の受領で外國にある者のために又は外國通貨をもつて表示する場合を除く。
- 五 五の二 前号に掲げる場合の外前項第二号後段の行爲をする場合但し、本邦内にある非居住者との間の第一項第四号の行爲をする場合
- 六 六の二 前号に掲げる場合の外前項第二号後段の行爲をする場合但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示する場合を除く。
- 七 七の二 外國爲替銀行が第四号の行爲に因り、外國にある銀行その他の金融機関との間ににおいて前項第四号の行爲をする場合
- 八 八の二 外國爲替銀行が第二條第二項の許可を受けて、その取得した対外支拂手段を外國爲替特別会計へ變却しないことを認められた限りにおいて、前項第四号の行爲とする場合
- 九 第四條の二ハ27一 大藏大臣は、大藏省令で定めるところにより、前項第一号文は第三号に該当して、同様第一項第一号又は第二

第三章 貿易外支拂（二）

一 外國爲替予算に基く公表

第七條 大藏大臣は、關稅審議會が外國爲替予算に基いて定めるところに従い、貿易外支拂（以下本章において支拂といふ。）の承認を受けができることができる支拂の用途、金額、支拂先地域、一項目の支拂につき一定の期間に同一の者が支拂の承認を受けることができる限度（以下支拂限度といふ。）一その地支拂について必要な事項を公表する。

一 支拂の承認

第八條 支拂をしようとする者は、大藏省令で定める手續に従い、外國爲替銀行に申請して支拂の承認を受けなければならぬ。

2 外國爲替銀行は、前項の申請に係る支拂が左の各号に該当する

ときは、支拂の承認をしなければならない。

一 当該支拂が前項の規定により公表された事項の範囲内である

こと。

二 当該支拂に大藏大臣の許可を要しない場合においては、その支拂に要する外國爲替予算の残額があること。

三 当該支拂について、第十三條の規定による大藏大臣の許可を要する場合においては、その許可があること。

4 第一項の規定によつて支拂を承認したときは、支拂承認証を交付しなければならない。

第九條 外國爲替銀行は、支拂の承認したときは、総理府令、大藏省令で定める手續に従い遅滞なくその旨を大藏大臣及び外國爲替管理委員会に報告しなければならない。

一 外國爲替管理委員会の確認

第十條 外國爲替銀行は、前條第二項第二号に掲げる事項に該当するかどうかについては、総理府令、大藏省令で定めるところに従い、外國爲替管理委員会に開会しその確認を得なければならない。

2 外國爲替管理委員会は、前項の確認をするには、總理府令、大藏省令で定めるところにより、同項の規定による照会の先後に應じてしなければならない。

一 支拂の一部承認

第十條 外國爲替銀行は、第八條の規定による支拂の承認の申請に係る支拂に充てることができる外國爲替予算の残額が不足するときは、外國爲替管理委員会の指定するところに従い、その申請の一部について支拂の承認をすることができる。この場合において、当該支拂の承認を受けた者が、当該支拂の承認に係る支拂を希望しないときは、その承認を受けた日から一週間以内に当該支拂承認証を外國爲替銀行に返還しなければならない。

2 外國爲替銀行は、前項後段の規定により当該支拂承認証の返還を受けたときは、速滯なくその旨を外國爲替管理委員会及び大臣に報告しなければならない。

一 支拂承認の有效期間

第十一條 支拂の承認の有效期間は、大藏省令で別に定める場合の外、支拂承認証の交付の日から一箇月とする。

2 外國爲替銀行は、前項の規定に拘わらず、大藏大臣の承認を受けて、一箇月又は別に定めた期間をこえる期間を有效な期間とする支拂の承認を行い、又は支拂の承認の有效期間を延長することができる。

3 前項の規定により大藏大臣が支拂の承認の有效期間の延長を承認するには、外國爲替管理委員会の同意をえなければならない。
第十二條 (削除)
第十三條 (支拂の許可)
大藏省令で定めるところにより大藏大臣に申請してその許可を受けた後でなければ第八條第一項の規定による承認を受けることができない。

一 國債審議会が大藏大臣の許可を要するものと定めた範囲の支拂をしようとするとき。

二 第七條の規定により公表された支拂限度を超えて支拂をしようとするとき。

三 当該支拂の項目について第七條の規定により公表された支拂先地域以外の地域へ支拂をしようとするとき。

四 外國爲替管理委員会規則で定める×支拂方法によらないで支拂をしようとするとき。

2 大藏大臣は、前項第四号の規定による許可をするには、あらかじめ外國爲替管理委員会の同意を得なければならない。

一 許可の條件

第十四條 大藏大臣は、貿易若しくは支拂に關する取扱の目的を達成し又は國民經濟の健全な發展を圖るために必要があると認めるときは、前條の許可にあたり、支拂の時期、支拂先地域その他支

拂に關する事項について條件を附することができる。

第四章 債権、証券、不動産及び役務

一 債権に關する制限及び制限の免除

第十六條(30) 大藏大臣の許可を受けなければ、何人も、本邦内において、左に掲げる行爲をしてはならない。但し、第四條から第六條までの規定により許可を受け、又は許可を受けることを要しない場合及び非居住者間の外國通貨をもつて表示される債権に該する行爲を除く。

一 何人の計算においてするを問わず、外貨債権を取得すべき預金又は消費貸借の当事者となること。

二 非居住者から借入金をなすこと。但し、前号の規定による許可を受けたとき又は借入金の借入及び返済が本邦内において本邦通貨をもつてなされるときを除く。

三 非居住者に対し、又は非居住者のために貸付金、仮拂金又は

立替金をなすこと。但し、第一号の規定による許可を受けたときは除く。

四 信託又は保険、再保険及び海上保険を除く。一 契約により外貨債券の当債者となること。

五 非居住者の債務につき担保を供し又は保証をすること。但し、本邦人以外の居住者又は非居住者が外國にある財産を担保に提供する場合を除く。

2 前項に規定する場合を除いては、非居住者間の本邦通貨もつて表示される債務、居住者間の外貨債券又は居住者と非居住者間の債権の発生、變更、弁済、消滅、直接又は間接の移轉その他の燃分の当事者となることを妨げない。

一 証券の譲募

第十七條(5) 大蔵大臣の許可を受けるのでなければ、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が、外貨証券に譲募すること。

二 非居住者が本邦証券に譲募すること。

2 前項の規定にかかるらず、外資委員会の許可を受けた場合は、大蔵大臣の許可を受けることを要しない。

一本邦内にある不動産の取得又は処分

第十八條(3-4) 大蔵大臣の許可を受けなければ、本邦内にある不動産又はこれに關する権利について、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が非居住者に対し、又はそのために燃分すること。

二 非居住者が他の非居住者から取得すること。

三 非居住者が処分し、放棄し、又は他に提供すること。

2 前項の規定にかかるらず、左に掲げる場合には、大蔵大臣の許可を受けることを要しない。

一 外資委員会の許可を受けて不動産又はこれに關する権利を取

得する者を相手方として、当該不動産又はこれに關する權利につき、前項各号の行為をするとき。

二 土地使用その他の行政处分を受けて、^{土地使用料等を支拂ひて、}又は第3号の行為をするとき。
三 相続又は遺贈により前項第二号又は第三号の行為をするとき。

一 役務

第十九條(4) 事前に大蔵大臣の承認を受けなければ、法及び法に基く命令の規定により許可を受けることを要する支拂、決済その他の取引を伴う役務に關する契約をしてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 その契約により必要となる支拂、決済その他の取引につき、第四條の規定により許可を受け又は許可を受けることを要しないとき。

二 第二十條の規定に従つて居住者が非居住者に対する役務の提供に關する契約をするとき。

第二十條(4) 非居住者に対し、役務を提供しようとする居住者は、

大蔵省令で定める手續に従い、外國爲替銀行に当該役務の対價の支拂が裏満足方法によつて行われることを証するに足る書類及びその対價が当該役務の代償として相當なものであることを証するに足りる書類を提出しなければならない。

2 外國爲替銀行は、前項の書類の提出を受けた場合において、その書類の證明力が十分であると認めたときは、その書類に認証することができる。

X 第五章 支拂手段等の輸出入
（通貨及び貴金属）

第二十一條（通貨及び貴金属） 大蔵大臣の許可を受けなければ左に掲げるものを輸出又は輸入してはならない。

一 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
二 貴金属

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるものを携帯して本邦へ入國する者（以下入國者という。）は、上陸地の税關で、左に掲げるところにより、大蔵省令で定めるところに従い処理しなければならない。

一 アメリカ合衆國通貨を携帯する入國者は、本邦通貨を対價として売却し若しくは外國貿易支拂票と交換し、又は預金可能受領証若しくは個別^保託と引き換えに寄託し、又は為替記録帳に記入を受けた上輸入すること、但し、本邦に永住するために入

國する本邦人は、本邦通貨を対價として売却すること。

二 アメリカ合衆國通貨以外の外國通貨、本邦通貨、金貨、銀貨又は貴金属（但し、金銀若しくは白金の地金又はこれらのものの合金を除く。）を携帯する入國者は、個別保託と引換に寄託すること。但し、本人が着用し、又は携帯する身辺装飾用品を除く。

三 金、銀若しくは白金の地金又はこれらのものの合金の地金を携帯する入國者は、本邦通貨を対價として売却すること。

第一項の規定にかかわらず、左に掲げるものは、大蔵大臣の許可を受けないで輸出することができる。

一 前項第一号又は第二号の規定に該当して、入國の際、個別保託と引き換えに寄託し、又は為替記録帳に記入を受けて携帯輸入した金貨、銀貨又は外國通貨を出国の際、携帯して輸出するとき。

二、連合國最高司令官から文書により輸出の許可を受けた者がその許可を受けたところに従いアメリカ合衆国運営又は連合王国通貨を携帶して輸出するとき。

三、第一項第一号の規定により外匯為替銀行の承認を受けたところに従い外國通貨を携帶して輸出するとき。

四、每一項各号に掲げるものを携帶して輸出しようとする者は、第一項の許可を受けた場合又は前項に規定する場合を除いては、大蔵省令で定めるところにより、乗船地の税關で個別保管証と引き換えに寄託しなければならない。

(証券)

第二十二条(45) 大蔵大臣の許可を受けるのでなければ証券を輸出又は輸入してはならない。

但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一、支拂期日以前三箇月以内又は支拂期日以後に輸入するとき。

二、至りに支拂地を有する証券を支拂を受けた後も当該証券を外國為替銀行を通じて支拂期日前三月以内又は支拂期日以後に輸出するとき。

三、株主、取締役、公債所有者又は社債権者が内外の法令の規定に基き義務として提出すべき株式、公債又は社債を当該会社、官公署又はその財務代理人に輸出又は輸入するとき。

四、前号に掲げる株式、公債又は社債の提出に伴い、当該会社、官公署又はその財務代理人より株式、公債又は社債を返済又は交付するため輸入するとき。

五、入港者が携帶輸入するとき。但し、本邦に永住する目的をもつて入港する本邦人の携帶輸入する外貨証券を除く。

六、入港の際、前号の規定により携帶輸入を認められた証券を出港の際、輸出するとき。

(その他)

第二十三条(45) 前二條に規定するもの以外の支拂手段及び債権を化体する書類の輸出又は輸入は、大蔵大臣の許可を受けることを要しない。

第六章 雜則

八 政府機關の行為一

第二十五回ハ、⁶⁶一法又は法に基く命令の規定中、政府機関は外國爲營銀行の許可、承認その他の処方を要する旨を定めるものは、在に掲げる政府機関が当該許可、承認その他の処方を要する行為をする場合についてはこれを適用しない。

一 外國爲營管理委員会が外國爲營運委員會設置法ハ昭和二十四年法律第二百二十九号一及び外國爲營特別會計法ハ昭和二十四年法律第二百二十七号一の規定に従つてする場合

二 財政大臣が總政省設置法ハ昭和二十三年法律第二百七十六号一第三條第一項第二号及び第五條第十八号並びに郵便爲營法ハ昭和二十三年法律第五十九号一第六條及び郵便振込法ハ昭和二十三年法律第六十号一第六條の規定に従つてする場合

三 港商產業大臣が通商產業省製鐵法ハ昭和二十七年法律第二百二号の規定に従つてする場合

四 務及び貿易特別會計法ハ昭和二十五年法律第四十一号一の規定に従つてする場合

四 前各号に掲げる場合の外、政府機関が主務の政府機關の同意を得てする場合

八、事務の一部委任

第二十五回ハ、⁶⁹一 大蔵大臣は、本邦へ入國し、又は本邦から出國する者の攜帶する支拂手段、証券又は債權を化体する書類に関する買上、保管その他の事務について、必要と認めるものを日本銀行に委任することができます。

2 日本銀行は、前項により委任された事務の一部を大蔵大臣の承認を受けて銀行に委任することができます。

3 日本銀行が第一項の規定により委任された事務を行ふにつけ必要を経費は、日本銀行の負担とし、前項の規定によりその委任を受けた銀行がその事務を行うにつき必要な経費は、國の負担とする。

To: (外債清算銀行帳戸名)
Office of Foreign Exchange Bank

(輸出者) (Exporter)

Request is made for clearance of the described shipment in accordance with the following terms and conditions.

I. (取引の細目) Trade Details

1. (M/T) Buyer:
2. (M/T) Buyer's agent in Japan:
3. (輸出商品) Commodity to be shipped
 - a. (品名、型、規格) Name, type & grade;
- b. (送り状記載金額) Estimated maximum amount of invoice: (FOB) (CIF) (C&F)
- c. (最終化内地) Final destination:
4. (発送予定期) Estimated date of shipment:
5. (輸出内容に下記を含む) Does export involve:
 - a. (加工貿易) Processing deal
 - b. (米貿易(バーク等)) Compensation arrangement (barter) etc.
 - c. (その他の通商決済方法以外の決済) Other non-standard payment arrangement.

II. (代金決済) Fiscal Arrangement

1. (決済の操作及び方法) Method and terms of payment:
 - a. (現金又は小切手金額) Cash or check amount:
 - b. (信用状) L/C:

Issuing Bank (発行銀行名)	Invoice No. (発行番号)	Type (種類)	Expiry Date (切符期限)	Amount (金額)
2. (支拂手) Name of Country (通商機関別) Mission's Approval (支拂保證手形) Method L/C, L/A
Open account:
3. (輸出港) Latest shipping date on L/C: L/C Expiration date:
4. (その他の決済手段) Other payment arrangement:

III. Exporter's Declaration

本輸出はまちうけたる法に於て本邦の關係法律に違反せざる且つ最修正向國に於ける不公正な競争の禁制に関する法律に一致するものであることを認めたる。I certify that the above described export conforms in all particulars with applicable laws and regulations of Japan and that cognizance has been taken of the laws and regulations regarding unfair competition in the countries of final destination of the goods.

IV. A. Under the authority extended by law, we, the undersigned certify that the above described export is given clearance in the following respects:

- a) (輸出許可不要) License is not required.
- b) (通商省輸出許可令) MTI license has been issued.
- c) (支拂手段保証) Payment arrangements are adequate.

B. (名前) The
Signed by: (輸出者) Exporter
(銀行名、責任者署名) Bank's Name & Auth., Signature
銀行が^{輸出者}の^{輸出}を^{承認}する旨
Bank will effect negotiation of export documents.

V. (外債決済の证明) Certification of Foreign Exchange Settlement

1. (外債受領の日付及び金額) Date and amount of foreign exchange received: _____
2. (支拂方法) Method of payment: a. (M/T) For ^{輸出}事務手形 (Bill of Exchange under L/C No. _____)
- b. (その他の支拂方法) Other method of coverage
3. (輸出者に支拂つた山手料) Total yen paid to exporter: _____
4. (後先外債算定基準) Retention %: _____ (運賃) Freight: _____ (保險料) Insurance: _____
5. (備考) Remarks:
6. (銀行の署名) Bank's Signature:

Distribution of Copies	日本税關 Japanese Customs Service															
Customs Declarant M.F.P.	SCAF ^a	EXPORT DECLARATION														
Declared at Customs House	船舶名 Vessel Name			PI/NS												
Vessel Departed from (船舶及びその所屬國 City and Country of Destination)	貿易港 Port & Country of Unloading			Scitkaif Kraith Trading												
貨物港及びその所屬國 Port & Country of Unloading	卸港 Foreign Port of Call			(Country) Country: Transhipment if any												
申告者住所氏名 Declarant (Name)	(Address) On			輸出港 Export Port Clearance (Country) Country of Consignment Place of Delivery of Goods												
賣主住所氏名 Seller (Name)	(Address)			輸入港 Import Port Place of Arrival of Goods												
輸出港及び港番 Ex-Port No. Desired at (be specific)	貨物番號 Case No. Item No. Desired At	品名 Commodity Description Number of Packages Marks	数量 Quantity Code No. Q Gross Weight G.W. Net Weight N.W.	輸出港 Port of Export Value 輸入港 Port of Import Value Total F.O.B. Value Van & Insurance Tax & Duty Carried												
<table border="1"> <tr><td>付属書類番号 D.L.No.</td><td>出荷日 Date of Loading</td><td>19 19</td></tr> <tr><td>船舶登録番号 Vessel Registry No.</td><td>荷役 Date Goods Received</td><td>10 10</td></tr> <tr><td>取扱 Attachments.</td><td>検査 Inspection Packing List</td><td>10 10</td></tr> <tr><td>送り先 To Other</td><td>荷役 Shipping Order</td><td>10 10</td></tr> </table>					付属書類番号 D.L.No.	出荷日 Date of Loading	19 19	船舶登録番号 Vessel Registry No.	荷役 Date Goods Received	10 10	取扱 Attachments.	検査 Inspection Packing List	10 10	送り先 To Other	荷役 Shipping Order	10 10
付属書類番号 D.L.No.	出荷日 Date of Loading	19 19														
船舶登録番号 Vessel Registry No.	荷役 Date Goods Received	10 10														
取扱 Attachments.	検査 Inspection Packing List	10 10														
送り先 To Other	荷役 Shipping Order	10 10														

Chapter III Foreign Exchange Budget

Article . The foreign exchange budget will be based on a careful and cautious appraisal of foreign exchange availability so that the danger of deficits, resulting in defaults or undesirable depletion of reserves, are avoided.

Article . The foreign exchange budget must be prepared with due regards:

- (a) To the convertibility or transferability of currency.
- (b) To the requirement for a working reserve sufficient to insure the elasticity necessary to meet ordinary contingency of trade and transaction.

Article . The Ministerial Council shall have the responsibility of determining what portion of the available balances of exchange in various currencies should be maintained as a reserve to meet deficits arising out of errors in calculation or errors in estimation or unforeseeable contingencies.

Article . The foreign exchange budget may be changed only by the ministerial council and only in exceptional cases.

Article . Any government agency responsible for authorizing the use of funds budgeted by the Council may not exceed the amount budgeted in such authority without the approval by ministerial council.

FOREIGN EXCHANGE AND FOREIGN TRADE CONTROL LAW

(17 Nov. 1949)

Chapter I	General Provisions.
Chapter II	Foreign Exchange Banks and Money Changers.
Chapter III	Foreign Exchange Budget.
Chapter IV	Concentration of Foreign Exchange.
Chapter V	Restrictions and Prohibitions. Section I Payments Section II Non-trade Transactions. Section III Claimable Assets. Section IV Securities Chapter VI Foreign Trade. Chapter VII Appeals Chapter VIII Miscellaneous Chapter IX Penalties Supplementary Provisions

Foreign Exchange Control Board

裏面白紙

Law concerning the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law

Chapter I. General Provisions

(Purpose)

Article 1. The purpose of this Law is to provide for the control of foreign exchange, foreign trade and other foreign transactions, necessary for the proper development of foreign trade and for the maintaining of the balance of international payments and the stability of the currency, as well as the most economic and beneficial use of foreign currency funds, for the sake of the rehabilitation and the expansion of national economy.

(Review)

Article 1-1. The provisions of this Law and of orders issued to implement this Law shall be reviewed with the objective of gradually relaxing the restrictions established by this Law, or the orders issued thereunder, as the need for them subsides.

(Establishment of the Foreign Exchange Control Board)

Article 1-2. There shall be established by a separate law an organization titled the Foreign Exchange Control Board.

(Definitions)

Article 5. For the purpose of ensuring uniformity in the application of this Law or of orders issued pursuant to this Law, the following expressions shall have the meanings hereby assigned.

- 1-1. "Japan" shall mean Japan proper, Hokkaido, Shikoku, Kyushu and dependent islands thereof as stipulated by orders.
2. "Abroad" shall mean any territory outside Japan.
- 2-2 "Exchange Residents" shall mean all natural persons who have their regular place of abode or who customarily live in Japan, and also juridical persons having their seat or place of administration in Japan.

"Exchange Non-Residents" shall mean all persons, natural or juridical, other than those falling under the meaning of exchange Residents."

The branches, sub-branches, agencies and other firmly established places of business of exchange Non-Residents are considered to be exchange Residents irrespective of whether they are independent in law or not and even if the place of their administration or their headquarters is located abroad.

The Minister of Finance may in cases of doubt decide whether a certain person or other body is an exchange resident or exchange non-residents.

- ? 3. "Foreign exchange" shall mean bills of exchange, cheques (including travellers' cheques), telegraphic transfers, postal money order and instructions for payment, transfer and/or collection through authorized foreign exchange banks, directed to or from territories having different currency units, or expressed in foreign currencies.
- ? 4. "Letter of credit" shall mean documentary letter of credit, clean exchange letter of credit, instruction for purchase of exchange, letter of authority, authority to purchase, authority to pay against bill of lading, travellers' letter of credit and other letters giving authority to draw or purchase bills, or to make payment of currency on the basis of credit or guarantee by the issuer.
- ? 4-2. "Means of payment" shall mean currencies, bills of exchange, cheques (including travellers' cheques), telegraphic transfers, postal money order and instructions for payment, transfer and/or collection as well as letters of credit.
- ? 4-3. "Foreign means of payment" shall mean foreign currencies as well as means of payment which are payable abroad irrespective of the currency in which they are expressed.

Domestic means of payment

5. "Securities" shall mean entries in debt and stock registers, bonds, shares, certificates giving title to bonds or shares, treasury bills, scrips, profits certificates and similar documents, as well as interest and dividend coupons and talons.
6. "Foreign securities" shall mean securities which are payable abroad or expressed in foreign currency values.
- 6-2. "Claimable assets" shall mean time deposits, demand deposits, life insurance policies, balances in current account, and any claims to be paid, expressed in terms of currency in so far as they are not embodied within the meaning of other items of this Article.
7. "Foreign claimable assets" shall mean those payable abroad or in foreign currency.
- 7-2. "Precious metals" shall mean billions of gold, silver, platinum, ruthenium, rhodium, osmium, iridium and iridosmine, alloys thereof, all goods principally composed of such metals, as well as gold and silver coins withdrawn from circulation, commercial coins, commemorative coins and gold medals.
8. "Goods" shall mean movable goods, with the exception of precious metals, means of payment, securities and other documents or books in which property rights are embodied.
9. "Foreign currency funds" shall mean funds expressed in foreign currencies acceptable for settlement of foreign transactions.
10. "Foreign exchange business" shall mean selling and buying of foreign currencies or foreign exchange, issuance of letter of credit directed to foreign countries and undertaking of request for payment or collection between Japan and foreign countries, and other business incidental thereto, when performed as business.

11. "Foreign exchange banks" shall mean a bank engaged in foreign exchange business, having obtained the authorisation under Article 10, Paragraph 1 (including foreign banks having their places of business in Japan; the same hereinafter).
14. "Money changing business" shall mean buying and selling of foreign currencies (and buying of) travellers' cheques, when performed as business.
(directed from foreign countries or expressed in foreign currencies).
15. "Money changer" shall mean a person engaged in foreign money changings, having obtained the authorisation under Article 17, Paragraph 1.

(Rate of exchange)

- Article 7. The basic rate of exchange of the national currency shall be unitary, for all types of transactions, and determined by the Minister of Finance with the approval of the Cabinet.
2. The Minister of Finance shall, maintain orderly cross rates of exchange with foreign currencies.
 3. The Foreign Exchange Control Board shall, with the approval of the Minister of Finance, determine the rates of exchange, at which it will buy or sell foreign exchange.
 4. The Foreign Exchange Control Board may, with the approval of the Minister of Finance, fix the buying and selling rates of exchange
transactions
at which authorized foreign exchange may be executed as well as commissions related thereto.

裏面白紙

5. The buying and selling rates may not differ from the basic exchange rate under Paragraph 1 in the case of spot exchange transactions by more than one (1) per cent.
6. When the Minister of Finance or the Foreign Exchange Control Board determined, in accordance with the provisions of Paragraph 1 or 4, the basic rate or the buying and selling rates of exchange or commissions thereto, no person may perform transactions not in accordance therewith.

(Designated currencies)

Article 5. Transactions ~~authorized~~ ^{authorized} under this Law may be effected only with currencies prescribed by the Minister of Finance.

(Duty to proceed through authorized foreign exchange banks)

Article . In Japan, all payment and/or receipt to or from exchange non-residents shall be made through foreign exchange banks, provided that the above shall not apply when the payment and/or receipt is made through set-off accounting with the approval of the Foreign Exchange Control Board.

(Restriction of foreign currency transactions in Japan)

Article 7.

~~claimable assets~~
(Duty to collect ~~assets~~)

Article 8. Except in the cases prescribed in Article 10, any person who acquired claimable assets against exchange Non-Residents shall collect full ^{the sum of} value of of terms or conditions as to those subject to such terms and conditions to Japan, provided that the above shall not apply when the approval of the Foreign Exchange Control Board is obtained.

(Suspension)

裏面白紙

(Suspension of foreign exchange transactions)

Article 9. The Minister of Finance may, if deemed urgently necessary in case a sudden change took place in the international economic situation, suspend for a designated period by means of the Ministry of Finance Ordinance the whole or a part of transactions concerning foreign currencies, foreign exchange or foreign securities.

(Prohibition of capital flight)

Article 10-2. Any person shall not, in performing foreign transactions, intend to make capital flight from Japan.

裏面白紙

Chapter II. Foreign Exchange Bank and
Foreign Exchange Shop.

(Foreign Exchange Banks)

- Article 10. Any bank which intends to perform foreign exchange business shall obtain the authorization of the Minister of Finance by designating offices where the business shall be performed (including offices in foreign countries of banks which are juridical persons under Japanese law; the same hereinafter) and the scope and conditions of such business.
2. The Minister of Finance shall not give the authorization under the preceding paragraph, if he deems that the bank concerned will have difficulty in ~~gaining~~ ^{acquiring} sufficient international credit, or it has not sufficient staff capable enough of performing foreign exchange transactions effectively.
 3. The authorized foreign exchange bank shall obtain the authorization of the Minister of Finance, in case it intends to newly establish new offices performing foreign exchange business, alter the name or location of such offices, or alter the ^{scope} scheme of foreign exchange business.
 4. The foreign exchange bank shall notify the Minister of Finance in advance, in case it intends to relinquish foreign exchange business at all or any the whole or a part of offices performing such business.

(Business contracts)

Article 11. The foreign exchange bank shall obtain the approval of the Foreign Exchange Control Board in case it intends to conclude with ^{before concluding arrangement} to transact business under the provisions of the law with banks or other financial organs in foreign countries contracts for banks or other financial organs abroad continuously performing foreign exchange transactions. The same shall apply in case it intends to alter the content of approved contracts.

(Duty)

裏面白紙

(Duty of confirmation of authorized foreign exchange banks)

Article 12. The foreign exchange bank shall, in case it intends to perform transactions with clients concerning foreign exchange business, not perform such transactions unless it satisfies itself that the clients concerned have obtained, or are not required to obtain, approval in accordance with the provisions of this Law.

(Restriction of crediting and debiting)

Article 13. The foreign exchange bank shall not credit or debit the accounts of its offices or of banks and other financial organs abroad with which it has concluded business contracts prescribed in Article 11, unless on the basis of legitimate foreign exchange transactions, provided that the above shall not apply when it makes internal transfer or expenses or losses or profits with the approval of the Foreign Exchange Control Board.

(Holding and disposal of foreign currency funds)

Article 14. The foreign exchange bank may hold foreign currency funds necessary for performing its foreign exchange business.

2. In regard to the kind and limit of foreign currency funds which may be held in accordance with the provision of the preceding paragraph, approval of the Foreign Exchange Control Board shall be obtained.

(Sanction)

Article 15. The Ministry of Finance may, in case the authorized foreign exchange bank violated or attempted to violate the provisions of this law, or any order or disposition issued on the basis of this law, cancel the authorization under Article 10, Paragraph 1, or suspend the foreign exchange business of the office which committed such violation for and/or restrict the scope of its foreign exchange business, for a period not exceeding one (1) year.

(Shall not override any penal clauses)

(Article 16. Related)

(Money changers)

Article 17. Any person who intends to perform money changers' business shall obtain the authorization of the Minister of Finance, by designating offices where the business shall be performed and the scope of such business.

2. The provisions of Article 10, Paragraph 3 and 4 as well as Article 15 shall apply mutatis mutandis to money changers.

(Duty to report)

Article 18. The authorized foreign exchange banks and money changers shall report to government agencies as may be designated by Cabinet Order, ^{transmitted under provisions of the} concerning foreign exchange business or money changers' business.

裏面白紙

外國為替及び外國貿易管理法

目次

- 第一章 総則(第一條—第九條)
- 第二章 外國為替銀行及び西替商第十一條—第十五條)
- 第三章 外國為替予算(第十六條—第三十條)
- 第四章 外國為替の集中(第二十一條—第二十六條)
- 第五章 制限及び禁止
- 第一節 支払(第二十七條—第二十九條)
- 第二節 債権(第三十條)
- 第三節 証券(第三十一條—第三十五條)
- 第四節 不動産(第三十六條—第四十一條)
- 第五節 その他(第四十二條—第四十七條)
- 第六章 外國貿易(第四十八條—第五十一条)
- 第七章 不服の申立(第五十二条—第五十七条)
- 第八章 雜則(第六十一条—第六十九條)
- 第九章 罰則(第七十一条—第七十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一條 こう法律は、外國貿易の正常な発展を圖り、國際收支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効を利用を確保する所為に必要な外國為替、外國貿易及びその他の对外取引の管理を行ひ、もつて國民經濟の復興と發展とに寄與することを目的とする。

(再検討)

第二條 この法律及びこの法律に基く命令の規定は、これらが規定による制限と、その必要の減少に伴ひ逐次緩和する目的をもつて再検討するものとする。

(關僚審議会)

第三條 内閣に關僚審議会を設置し、外國為替手算等を作成する責任を負う機関とする。

2 關僚審議会の組織及び運営は、政令で定める。

(外國為替管理委員会)

第四條 別に法律で定めることにより、外國為替管理委員会を設置する。

(適用範囲)

第五條 この法律は、本邦内に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人等又は從業者が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代理人、使用人等又は從業者が、外国においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様とする。

(定義)

第 大條 この法律又はこの法律に基く命令の適用を^一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。

一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び命令で定めらるゝ附屬の島をいう。

二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。

四 「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人といふ。非居住者の本邦内の支店、出張所その他事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にあり場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支拂手段」とは、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨等の手帳

及小切手、為替手形、郵便為替、信用状及び他の支拂指図をいう。

八 「対外支拂手段」とは、外國通貨その他の通貨の単位のいかんにかかる

外國にあって支拂手段として使用することのできる支拂手段をいう。

九 「内国支拂手段」とは、対外交換手段以外の支拂手段をいう。

十 「貴金属」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金、これらのものの合金の地金並びに金貨及び銀貨(流通しないものに限る)、取引の対象又は記念品たる硬貨、金メタルその他これらのが金属を中心とする物をいう。

十一 「証券」とは、登録されていようと否とを問わず公債、社債、株式及び出資の持分又は様式に關する権利を與える証書、債券、国庫証券、抵

当証券、仮証券、利潤証書及び類似の証券、利札、配當金引換証並
びに利札引換券をいう。

十二、「外貨証券」とは、外国において支拂を受けたことがでる証券又は外
國通貨をもつて表示される証券をいう。

十三、「債權」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金等
の保険証券、当座勘定残高及び貸借、入札その他に因り生ずる、金銭
債權で前各項に掲げられていくものをいう。

十四、「外貨債權」とは、外国において、又は外貨をもつて支拂を受けける
ことができる債權をいう。

十五、「貨物」とは、貴金属、支拂手段及び証券その他の債權を化体する
証書以外の財産をいう。

十六、「財産」とは、第十七項、第十八項、第十九項、第二十項及び前項に
規定するものを含む財産をいう。

(外國為替相場)

第七條 本邦通貨の基準外國為替相場は、すべての取引を通じ單一とし、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める。

2 大蔵大臣は、各外国通貨について正しい裁定外國為替相場を維持しなければならぬ。

3 外國為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、外國為替管理委員会が外國為替を売買する相場を定めなければならぬ。

4 外國為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、正当な外國為替取引における外國為替の売相場及び買相場並びに取扱手数料を定めることができる。

(電信による一覽拂つまうをいう。)

5 外國為替の直物取引における売相場及び買相場は、第一項の基準外國相場又は第二項の裁定外國為替相場から百分の一以上の開き(為替)にて取引してはならない。

があつてはならない。

6 大蔵大臣又は外國為替管理委員会が第一項、第二項又は第四項の規定により基準外國為替相場、裁定外國為替相場並びに外國為替の売相場、買相場及び取扱手数料を定めたときは、何人もこれをしないで取引してはならない。

(通貨の指定)

第八條 この法律により認められた取引は、大蔵大臣の指定する通貨により行わなければならぬ。

(取引の非常停止)

第九條 ^{主務大臣}大蔵大臣は、國際經濟の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、^{政令}を定めたり、政令によつて、この法律の適用を除くことを停止することができます。

2. 上記以外の外國為替銀行は、その停止の時までに二つ以上もしくは三つ以上の外國為替銀行及び両替商のうち、その停止に因る支拂いのうち、外國為替銀行（不り旨とある）に附づくものとする。

第十條 外國為替業務を営もうとする銀行は、その営もうとする営業所

所（本邦法人である銀行の外国にある営業所を含む。以下同じ。）並びに

業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

二 大蔵大臣は、当該銀行が十分な国際的信用を得ることが困難であると認める場合又は外國為替取引を行ふに足りる職員を有しないと認

めの場合又は前項の認可としてはならない。

3 外國為替銀行は、外國為替業務を営む営業所を新設し、外國為替業務（この営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外國為替業務、内へ外へ変更しようとするとときは、大蔵大臣の許可を受けなければならぬ）

ばならない。

4 外國為替銀行は、外國為替業務を営む営業所（全部又は一部にあける外國為替業務を廃止しようとするとときは、そのうちの外國為替業務）を廃止しなければならぬ。

（業務上の取扱）

第十一條 外國為替銀行は、外國にある銀行その他金融機関との法律の適用を受ける業務を行うための取扱を結ぼうとするときは、外國為替管理委員会の承認を受けなければならぬ。

（外國為替銀行の確認義務）

第十二條 外國為替銀行は、この法律の適用を受ける業務について顧客と取引をしようとするときは、当該取引について、その顧客がこの法律の規定により承認を受けていること又は承認を受けることを要しないことを確認した後でなければ、その取引をしてはならない。

（別表）

第十三條 大蔵大臣は、外國為替銀行か、この法律若しくはこの法律基く命令若しくは処分に違反し、又は違反しようとしたときは、第十條第一項の認可を取り消し、又は一年以内の期間を限り、その違反に係る営業所におけるこの法律の適用を受ける業務を停止し、若しくは当該業務の内容を制限することができる。

（両替商）

第十四條 両替業務を営むとする者は、その営もうとする営業並及び業務の内、これを定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

2 第十條第三項及第十四項、第十二條並びに前條の規定は、両替商に準用する。

（報告義務）

第十五條 外國為替銀行又は両替商は、政令の定めるところにより、この法律の適用を受ける業務について、政府機関に報告しなければならない。

第三章 外國為替予算

（予算の作成）

第十六條 外國為替予算は、外國為替の使用可能量の慎重な予測に基いて、不足の発生に因り債務不履行又は予備費の望ましくない減少に陥ることないように作成されなければならぬ。

第十七條 外國為替予算は、左の各号に掲げる事項を考慮して作成されなければならない。

一 通貨の交換又は振替の可能性

二 外国乍易その他の取引において通常上あるべき不特定の需要に即応し得るよろに十分な通常予備費を設けること。

第十八條 外國為替予算を作成する場合には、計算若しくは評価の過誤又は予測でき乍り緊急な需要に基く不足を補充するため、通貨別に一定の外國為替使用可能量を非常予備費として設けなければならぬ。

第十九條 外國為替予算の変更は、閣僚審議会により例外的な場合に限つて行われる。

(予算の効力)

第二十條 閣僚審議会により外國為替予算に計上された資金の使用を認め、権限と有する政府機関は、閣僚審議会の承認を得ないで、その権限内の外國為替予算の金額とこえてその使用を認めはならない。

第四章 外國為替等の集計

(対外支拂手段等の集中)

第二十一條 （大蔵大臣は政令により）居住者と非居住者たるとを問わず本邦にある者は政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外國為替特別会計、日本銀行、外國為替銀行その他者に公定価格（公定価格が厚のときは、時価）をもつて、大蔵大臣が定める価格で本邦通貨と対価として売却する義務を課せらることがある。

一 本邦内にある対外支拂手段

二 本邦内にある貴金属

第二十二條 居住者は左に掲げる財産を、政令で定めるところにより一定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外國為替特別会計、日本銀行その他者に公定価格（公定価格がないときは、

時価)を参考して大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

- 一 対外支拂手段
- 二 貴金属
- 三 外貨債券
- 四 外貨証券

第二十三條 非居住者は、既金を定めることにより、左に掲げる財産を特定の場所又は特定の方式により保管又は監査する義務を課せられることがある。

- 一 内国支拂手段
- 二 本邦通貨をもつて表示する証券
- 三 本邦通貨をもつて表示する証券

（集中の特例）

第二十四條 前三條に基く政令においては、外國為替銀行、^{外銀}日本商業銀行に對するこれら規定の適用の方法及び程度を定めなければならぬ。
第二十五條 第二十二条の規定は、本邦人以外の居住者については、同條各号に掲げる財産のうちその者がこの法律又はこゝ法律に基く命令の規定の適用を受ける取引により取得したものに限り、適用があるものとする。

（債権の回収義務）

第二十六條 政令で定める場合を除いては、非居住者に対する債権を取得した者は、当該債権の期限の到来又は條件の成就後直ちに、これを取り立てなければならぬ。

何人も、当該債権について、その全部若しくは一部を免除し、額面以下の弁済を蒙たず、又は主債務の延滞を默認することを以て——

因り、これを減額してけりなり。

第五章 制限及び禁止

第一節 支拂

(支拂の制限及び禁止)

第二十七條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も本邦に於て左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 外國へ向けて支拂
 - 二 非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂及び受領
 - 三 非居住者のためにする三居住者に対する支拂又は当該支拂の受け取
 - 四 非居住者との勘定の貸記又は借記
- 前項第二号から第四号までの規定は、左に掲げる行為については適用しない。

第二十八條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、
外國にある者に対する支拂若しくは利益の提供又は外國にある財産の取
得の代償として又はこれらに関連して、本邦において、居住者に対して又は
居住者のために支拂をしてはならない。居住者が、外國においてこれらの行為
をする場合も、同様とする。

第二十九條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外
國にある財産の収得の代償として又はこれに関連して、本邦において、居住者
が又は居住者のために支拂を受けてはならない。居住者が外へおいて

これらの行為をする場合も、同様とする。

第二節 債権

(債権に関する制限及び禁止)

第三十條 根柢省令で定める場合を除いては、何人も、左に掲げる債権の発生、変更、弁済、消滅、直接又は間接の移転その他の处分の当事者にてはならぬ。

一 非居住者間の本邦通貨をもつて表示する債権

二 居住者間の外貨債権

三 居住者と非居住者間の債権

第三節 証券

(本邦内における証券)

第三十一條 大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合を除いては、何人も、本邦内における証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転し、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

2 前項の規定は本邦証券の居住者間の取引については適用しない。

(外国における証券)

第三十二條 大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合を除いては、居住者は、外国における証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転し、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

(証券の保管)

第三十三條 居住者のために本邦において本邦証券を保管する場合は、又は非居住者間の取扱により非居住者のために外国において外貨証券を保管する場合を除いては、何人も、証券の保管に関する取扱を當事者にてはならぬ。但し、大蔵省令で定めるところにより許可を受けて場合のみの限り、ただし、

(証券の発行)

第三十四条 大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受

けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一 本邦通貨で支拂われる証券を外国で発行すること。

二 居住者が外国で証券を発行すること。

三 非居住者が本邦で外貨証券を発行すること。

(証券の応募)

第三十五条 政令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が外貨証券に応募すること。

二 非居住者が本邦証券に応募すること。

第四節 不動産

(外国にある不動産)

第三十六条 大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある不動産又はこれに関する権利を処分してはならない。

第三十七条 大蔵省令で定める場合は除いては、居住者は、外国にある自己の不動産を処分してはこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(本邦内にある不動産)

第三十八条 政令で定める場合は除いては、居住者は、非居住者の方に本邦内にあら不動産又はこれに関する権利を処分してはならない。

第三十九条 政令で定める場合を除いては、非居住者は、他の非居住者から本邦内にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第四十条 政令で定める場合を除いては、非居住者は、本邦内に本

る不動産を処分し、又はこれに關する権利を放棄し、若しくは他に譲り
してはならない。

(特例)

第四十一條 第三十九條及び第三十七條の規定は、本邦人以外の居住者に
へいては、これの規定に定める不動産へうちその者がこの法律又は
二ヶ法律に基く命令規定の適用を受ける取引により取得したもの
に限り、適用があるものとす。

第五節 その他

(役務)

第四十二條 政令で定める場合を除いては、何人も、この法律の適用
を受ける支拂、決済その他の取引き伴う役務に関する契約をして
はならない。

第四十三條 政令で定める場合を除いては、居住者は、この法律の規定に
従つて相当の対価の支拂を受けて在りて、前居住者は役務を提供し
てはならない。

第四十四條 前二条の規定の適用を受ける者は、政令で定めるところに
より、主務の政府機関の事前に承認を受け、又は当該政府機関に
対して相当の対価の支拂を受けることと立証する義務を課せられ
ることがある。

(支拂手段等の輸出入)

第四十五條 政令で定める場合を除いては、何人も、支拂手段、輸
出、証券又は債権を化体する書類を輸出又は輸入しては
ならない。

第四十六條 前條に基く政令においては、本邦に入出国し、又は本邦を
出國する者に対する同様の規定の適用の方法及び程度を定めなければ

はならぬ。

(政令による制限等の補促)

第47条 本の法律の目的を達する事を防ぐため、(1)法律外
規定せかねばならず、政令と併せて、本邦の国際收支に影響を及ぼす
ことをあるべきものに限り、あらゆる種類の財産に関する所有権等の
他の権利についての行為、取得、行使又は処分を禁止し、制限し、
特定の手続に準拠せることとする。

第六章 外国貿易

貨物の輸出

第48条 貨物の輸出は、この法律の目的を合致する限り、最少限度の
制限の下に、許容されるものとする。

(輸出の原則)

(輸出の実認)

第49条 特定の種類の貨物を輸出しようとする者又は特定の取引
若しくは支拂の方法により貨物を輸出しようとする者は、政令で定
めるところにより通商産業大臣の承認を受ける義務を課せられる
ことである。

2 前項の政令による制限は、国際収支の均衡を維持及び外国貿易若
しくは国民経済の健全な発展に必要な範囲まことにはならぬ。

(支拂方法の認明)

第50条 通商産業大臣は、(1)貨物を輸出しようとする
者に対して、貨物の代金の支拂が政令で定める方法によって行われる
旨の十分を証明せざることができる。

(輸出取引の公正)

第51条 貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向国における不

公正を競争、禁手に關する法令を十分考慮した上で輸出せられ
ばならぬ。

(船積の非常差止)

第五十一条 通商産業大臣は、時に緊急の必要があると認めるときは、命令にて、
金子一月以内の期間を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積
を差し止めることができる。

(輸入の承認)

第五十二条 外國為替予算の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸
入を図るため、貨物を輸入しようとする者は、改令で定めるところにより
輸入の承認を受けらる義務を課せられることがある。

(制裁)

第五十三条 通商産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に關し、この法律、

この法律に基く命令又は規則に基く処分に違反した者は、付して、
一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行ふことを禁止することができる。
(税関長に対する指揮監督等)

第五十四条 通商産業大臣は、改令で定めるところにより、各所掌に
属する貨物の輸出又は輸入に關し、税関長を指揮監督する。

2 通商産業大臣は、この法律に基く権限の一部を税關長に委託す
ることとする。 政令にて定めるところにより、

(担保の提供)

第五十五条 貨物を輸入しようとする者は、改令で定めるところにより、
輸入の実行と保証されたるに、保証金、証券その他の担保を提
供する義務を課せられることがある。

2 貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかつたときは、

手続をなさればならぬ。

(手続規定)

第五十九条 不服の申立、予告、聽問及び決定の手続については要する。

は、政令で定め。

一ノ八章 雜則

(公正取引委員会の権限)

第六十一条 この法律のいかなる権限も、私的根占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十三年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第二百九十一号)へ適用又はこれよりの法律に基き、公正取引委員会が如何なる立場において行使する権限をも排除し、又はさし受けこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(政府機関の行為)

第六十二条 この法律又はこの法律に基く命令の規定中政府機関^外國為替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、政府機関^外に當り、許可、承認その他の処分を要する行為とする場合に成る。

政令で定めるとおり、これを
報告義務^有

第六十三条 この法律に規定するもの外、主務の政府機関は、この法律

の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引を行ふ者又は關係人から報告を徵することができる。

(検査)

第六十四条 主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、
監査官として、外國為替銀行又は両替商の営業所又は事務所^外に
立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は關係人に質問させることが

政令で定めるところにより、前項の保証金、証券又は他の担保物と
国庫に帰属せることができる。

第七章 不服の申立て及訴訟

(不服の申立て)

第五十九條 (二)法律又は二つ法律に基く命令の規定による政府機
関の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、
当該政府機関に不服の申立てをすることができる。

(聴問)

第五十九條 政府機関は、前條の規定による不服の申立てを受理したときは、当該申立てした者に対して、相当な期間を置いて予告をした上、
公開による聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければ
ならない。

(決定)

第五十九條 当該政府機関は、当該事案について、文書をもつて決定を
し、その文書を不服の申立てした者及び利害關係人に對して当該
事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えなければなら
ない。

(決定)

第五十九條 当該政府機関は、当該事案について、文書をもつて決定を
し、その文書を不服の申立てした者及び利害關係人に送付しなければなら
ない。

(記録)

第六十條 当該政府機関は、前二條の規定による聴問又は決定を以て記録

でさる。

2 前項の規定により当該職員が立入るときは、その身分を示す証票を携帶し、關係人に呈示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯非検査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の一部委任)

第六十九條 主務の政府機関は、政令で定めるところにより、こう法律施行に関する事務の一部を、日本銀行又は外国為替銀行として取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を日本銀行として取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

3 第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び~~外國為替~~銀行の職員は~~西罰則~~刑法に適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

七十章 罰則

第七十一条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍か三十万円をこえざときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

1 外國為替の直物取引における売相場又は買相場を定めない場合にありては、第七條第五項の規定に違反し、外國為替の直物取引をした者

= 第七條第六項の規定に違反した者

三 第八條の規定に違反した者

四 第十九條第一項の規定による認可を受けないで外國為替業務を営んだ者

第十條第一項又は第二項の規定により外國為替業務にあつて準用する第十九條第一項の規定による許可を受けないで外國為替業務を営んだ者(外國為替銀行を除く)。

十一條第一項の規定により外國為替業務にあつて準用する第十九條第一項の規定による許可を受けないで外國為替業務を営んだ者(外國為替銀行を除く)。

五 第十三條(第六十の二第二項にありて準用する場合を含む)の規定による停止又は制限に違反した者

六 第十四條第一項の規定による認可を受けないで両替業務を営んだ者(外國為替銀行を除く)。

第七十條から第百二十條までが規定する陳述の規定に違反した者

者

七 第二十六條第一項又は第二項の規定に違反した者

八 第二十七條の規定に違反した者

九 第二十八條の規定に違反した者

十 第二十九條の規定に違反した者

十一 第三十條の規定に違反した者

十二 第三十一條の規定に違反した者

十三 第三十二條の規定に違反した者

第百二十條から第百三十條までが規定する陳述の規定に違反した者

第十九條の規定に違反した者

第二十條の規定に違反した者

第三十條の規定に違反した者

第三十七條の規定に違反した者

第三十八條の規定に違反した者

第三十九條の規定に违反した者

第四十條の規定に违反した者

第二十條の規定に違反した者

第二十一條の規定に違反した者

第二十二條の規定に違反した者

第二十三條の規定に違反した者

第二十五條の規定に違反した者

第二十六條の規定に違反した者

第二十七條の規定に违反した者

第二十八條の規定に违反した者

第二十九條の規定に违反した者

第三十條の規定に违反した者

第三十一條の規定に违反した者

第三十二條の規定に违反した者

第三十三條の規定に违反した者

第三十四條の規定に违反した者

第三十五條の規定に违反した者

第三十六條の規定に违反した者

第三十七條の規定に违反した者

業務を営む営業所を新設し、外國為替業務若しくは両替業務を営む営業所の名稱若しくは位置を変更し、又は外國為替業務若しくは両替業務の内容を変更した者

第十條第三項又は第十條第二項において準用する第十條第三項の規定による許可を受けないで、外國為替業務若しくは両替

業務を営む営業所を新設し、外國為替業務若しくは両替業務を営む営業所の名稱若しくは位置を変更し、又は外國為替業

務若しくは両替業務の内容を変更した者

- 二 第三十三條の規定に違反した者
- 三 第三十四條の規定に違反した者
- 四 第三十五條の規定に違反した者
- 五 第四十二條の規定に違反した者
- 六 第四十三條の規定に違反した者
- 七 第四十四條の規定基く政令の規定に違反して事前の承認を受けなかつた者
- 八 第七十九條 左の各号の一に該当する者は、六日以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十條第四項又は第十條第三項において準用する第十條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外國為替業務又は兩替業務を度�した者
 - 二 第十一條の規定による承認を受けないで、同條の規定する取扱を継続した者
 - 三 第十二條又は第十四條第三項について準用する第十三條の規定に違反した者
 - 四 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 五 第二十四條の規定に基く命令の規定に違反して立証をせず、又は虚偽の立証をした者
 - 六 第五十條の規定に基く命令に違反して十分証明をせず、又は虚偽の証明をした者
 - 七 第六十九條の規定に基く命令の規定に違反して報告をせず、又は報告をしなかつた者

虚偽の報告をした者

八 第六十九條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十條の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科す。

附 則

1 この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。但し、(イ)は、昭和三十五年三月三十日以後であつてはならぬ。

2 左に掲げる法令は、廃止する。

外国為替管理法(昭和十六年法律第八十三号)

金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止に関する件(昭和二十年勅令第六百十
和三十年勅令第五百七十八号)

外国為替管理法の罰則の特例に関する件(昭和二十年勅令第六百十
五号)

貿易等臨時措置令(昭和二十一年勅令第三百二十八号)

財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十四年政令第百
九十九号)

外国為替銀行の臨時措置等に関する政令(昭和三十四年政令第三
百五十三号)

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、前項

12掲げる法令は、この法律施行後でも、なまその効力を有す。

4 第二項に掲げる法令の廃止に伴い、必要な措置は廻ては、政令を
定める。

5 外国為替管理法及び金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制
限又は禁止に関する件は、昭和三十五年三月三十日前は本邦人材は本邦人
才支配若しくは管理とした法人が所有していた財産については第二
項の規定は外かわりず、政令を定めるとともにより、当分の間をあら
か効力を有する。

外國為替及び外國貿易管理法

正本

目次

- 第一章 総則（第一條—第九條）
- 第二章 外國為替銀行及び両替店（第十條—第十五條）
- 第三章 外國為替手帳（第十六條—第二十條）
- 第四章 外國為替の集中（第二十一條—第二十六條）
- 第五章 制限及く禁止
- 第一節 支拂（第二十七條—第二十九條）
- 第二節 債権（第三十條）
- 第三節 証券（第三十一條—第三十五條）
- 第四節 不動産（第三十六條—第四十一條）
- 第五節 その他の規定（第十二條—第十七條）

第六章 外国貿易（第四十一条一第五十五條）

第七章 不服の申立（^{不服訴訟}第五十六條一第六十四條）

第八章 雜則（第六十五條一第六十九條）

第九章 則則（第七十條一第七十三條）

附則

第一章 概則

（目次）

第一條 この法律は、外國貿易の正常な発展を図り、國際收支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外國為替、外國貿易及びその他の对外取引の監視を行い、もつて国民経済の振興と発展とに寄與することを目的とする。

（再検討）

第二條 この法律及びこの法律に基く命令の規定は、これらの規定による制限を、その必要の減少に伴い逐次緩和する目的をもつて再検討するものとする。

（國務會議会）

第三條 内閣に國務會議会を設置し、外國為替予算を作成する責任を負う機関とする。

2 國務會議会の組織及び運営は、政令で定める。

(「外國為替會計委員会」)

四

第四條 別に法律で定めるところにより、外國為替會計委員会を設置する。

(適用範囲)

第五條 この法律は、本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用者その他の従業者が、外國においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。本邦内に住所を有する人は、その代理人、使用者その他の従業者が、外國においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様とする。

(定義)

第六條 この法律又はこの法律に基く命令の適用を受けるため、左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。

- 一 「本邦」とは、本邦、沖縄、西表・八重山・久米及び奄美で定めるその附屬の島をいう。
- 二 「外國」とは、本邦以外の地域をいう。

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。

四 「外國通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外國にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支拂手段」とは、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、外國通貨をもつて表示され、又は切手、為替手形、郵便券、信銷狀その他の支拂手段をいう。

八 「對外交拂手段」とは、外國通貨その他通貨の単位のいかんにかかる、又は外國において支拂手段として使用することのできる支拂手段をいう。

九 「内國支拂手段」とは、對外交拂手段以外の支拂手段をいう。

十 「黃金屬」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミ

ウム、イリジウム及びイリドズミンの鉱石、これらのものの合金の鉱石並びに金貨及び銀貨へ流通していよいものに限る。）、取引の対象又は記載する銀貨、金メタルその他のこれらの金属を主とする材料とする物をいう。

士 「証券」とは、登録されたものを問わず、金銀・社債・株式・出資の持分、公債又は株式に属すべく権利を與える証券、債券、国庫証券、在当証券、債券、利潤証券及び類似の証券、社債、在当金庫証券並びに利券引換券をいう。

士 「外貨証券」とは、外國において支拂を受けたことができる証券又は外國通貨をもつて表示された証券をいう。

士 「預金」とは、定期預金・当座預金・特別当座預金・通知預金・生命保険証券及び当座勘定残高預金に付ける債権・人札その他の因り生ずる金銭債権で前各号に掲はられたるものと/orい。

古 「外貨債券」とは、外國において又は外貨をもつて支拂を受けたことができる債券をいう。

主 「貨物」とは、銀金屬、文機械等の無形との然債権を化体する証券以外の財産をいう。

大 「財産」とは、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び前号に規定するものと/orい。

2 居住者又は非居住者とは別に明白でない場合は、大臣大臣の定めるところによる。
(外國為替相場)

第七條 本邦通貨の基準外國為替相場は、すべての取引を通じ單一とし、内閣の承認を経て大臣が定める。

2 大臣は、各外國通貨について正しい確定外國為替相場を維持しなければならない。

3 外國為替管理委員会は、大臣の承認を得て、外國為替管理委員会が外國為替を発行する相場を定めなければならぬ。

4 外國為替管理委員会は、大臣の承認を得て、正當な外國為替取引における外國為替の差額及び買相場並びに支拂手数料を定めることができる。

八
は限る。以下(一)。

5 外國為替の貨物取引における売相場及び買相場は、第一項の基準外國為替相場又は第二項の裁定外國為替相場から百分の一以上の開きがあつてはならない。

6 大藏大臣又は外國為替管理委員会が第一項・第二項及第三項の規定により基準外國為替相場、裁定外國為替相場並びに外國為替の売相場、買相場及び取扱手数料を定めたときは、何人もこれによらないで取引してはならない。

(通貨の指定)

第八條 この法律により認められる取引は、大藏大臣の指定する通貨により行わなければならぬ。

(取引の非常停止)

第九條 ^{主務}大臣は、國際經濟の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、^{政令で定めるところに付す}政令で定める期間内にかけて、この法律の適用を受ける取引 ^{第五十一条}を停止することができる。
前項の規定による停止は、その停止の時までにやり済み未済の支拂を不可能とするものではなく、その停止による遅延は、政令で定める期間内に限らるものとする。

(外國為替銀行)

第十條 外國為替業務を営もうとする銀行は、その営もうとする營業所へ本邦法人である銀行の外国にある營業所を含む。以下同じ。並びに業務の内容を定めて、大臣の認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、当該銀行が十分な国際的信用を得ることが困難であると認める場合又は外国為替取引を行った足りる賃員を有していないと認める場合には、前項の認可をしてはならない。

3 外国為替銀行（第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ。）は、外国為替業務を旨とする営業所を新設し、外国為替業務を旨とする営業所の名称若しくは社名を変更し、又は外国為替業務の内容を変更しようとするときは、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

4 外国為替銀行は、外国為替業務を旨とする営業所の全部又は一部における外国為替業務を廃止しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

（業務上の取扱い）

第十一条 外国為替銀行は、外國にある銀行その他の金融機關とこの法律の適用を受ける業務を行うための取扱いを妨げうとするときは、外国為替監理委員会の承認を受けなければならない。

（外国為替銀行の確認義務）

第十二条 外国為替銀行は、この法律の適用を受ける業務について顧客と取引をしようとするときは、当該取引について、その顧客がこの法律の規定により承認を受けていること又は承認を受けることを要しないことを確認した後でなければ、その取引をしてはならない。

（制裁）

第十三条 大蔵大臣は、外国為替銀行が、この法律~~並びに~~この法律~~並びに~~命令若しくは與方に違反し、又は違反しようとしたときは、第十條第一項の認可を取り消し、又は一年以内の期間を限り、その違反に係る営業所におけるこの法律の適用を受ける業務を停止し、若しくは当該業務の内容を制限することができる。

(外債商)

第十四條 両替業務を営もうとする者は、その営もうとする商業所及び業務の内容を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

2 第十條第三項及び第四項、第十二條並びに前條の規定は、両替商へ前項の認可を受けた者をいう。以下同じ。)に準用する。

(報告義務)

第十五條 外国当替銀行又は両替商は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける業務について、政府機関に報告しなければならない。

第三章
(外債商)
両替の作成)

第十六條 外国両替両算は、外国両替の使用可能量の慎重な予算に基いて、不足の發生に因り債務不履行又は予備費の望ましくない減少に陥ることのないように作成さ

れなければならない。

第十七條 外国両替両算は、左の各号に悉くする事項を考慮して作成されなければならぬ。

- 一 通貨の交換又は振替の可能性
- 二 外国貿易との想の取引において通常生ずることのあるべき不特定の結果を即ちし轉るよう十分な通常両替費を設けること、

第十八條 外國為替予算を作成する場合には、計算若しくは評価の過誤又は予測がさ

ない緊急な需要に基く不足を補充するため、通貨別に一定の外國為替使用可能量を

非常予備費として設けなければならぬ。

(外國為替予算)

(予算の変更)

第十九條 外國為替予算の変更は、關僚審議会により例外的な場合に限つて行われる。
(外國為替予算の效力)

第二十條 關僚審議会により外國為替予算に計上された資金の使用を認める権限を有する政府機関は、關僚審議会の承認を得ないで、その権限内の外國為替予算の金額をこえてその使用を認めてはならない。

第四章 外國為替等の集中

(対外支拂手段等の集中)

第二十一條 居住者たると非居住者たるとを問はず本邦にある者は、政令で定めるところにより、互に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定の方式により保管若し

一五

くは登録し、又は外國為替特別会計、日本銀行、外國為替銀行その他の者に公定価格（公定価格がないときは時価）を参考して大藏大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

一 本邦内にある対外支拂手段

二 本邦内にある貴金属

第二十二條 居住者は、左に掲げる財産を、政令で定めるところにより、特定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外國為替特別会計、日本銀行、外國為替銀行その他の者に公定価格（公定価格がないときは、時価）を参考して大藏大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

一 対外支拂手段

二 貴金属

一

二

三 外貨債権

四 外貨証券

第二十三條 非居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を特定の場所に又は特定の方、式により保管又は登録する義務を課せられることがある。

一 内国支拂手段

二 本邦通貨をもつて表示する債権
（証券）

三 本邦通貨をもつて表示する證券

（集中の特例）

二十四條 前三條に基く政令においては、外國為替銀行^{外國為替商}に対するこれら

の規定の適用の方法及び程度を定めなければならぬ。

第二十五條 第二十二条の規定は、本邦人以外の居住者については、同條各号に掲げたる財産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定を受ける取引に成り取扱したものに限り、適用があるものとする。

一六

(債権の回収義務)

一七

第二十六條 政令で定める場合を除いては、非居住者に対する債権を取得した者は、
当該債権の期限の到来又は條件の成就後直ちに、^{本邦に}支拂を取引立てなければならぬ。
何人も、当該債権について、その全部若しくは一部を免除し、額面以下の弁済を受け、又は弁済の遲延を默認することに因り、これを減額してはならない。

第五章 制限及び禁止

第一節 支拂

(支拂の制限及び禁止)

第二十七條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、本邦において左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 外国へ向けて支拂
- 二 非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領
- 三 非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領
- 四 非居住者との勘定の貸借又は借記

2 前項第一号から第四号までの規定は、左に掲げる行為については適用しない。

- 一 非居住者の本邦における滞在に伴う生活費又は通常の物品若しくは役務の購入費等の費用を支弁するための本邦通貨による支拂
- 二 非居住者の本邦において認められた内国事業を遂行するための本邦通貨による支拂

第二十八條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある者に対する支拂若しくは利益の提供又は外國にある財産の取得の代償として又はこれらに関連して、本邦において、居住者に対して又は居住者のために支拂をし得てはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二十九條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外國にある財産の譲渡の代償として又はこれに関連して、本邦において、居住者から又は居住者のために支拂を受け得てはならない。居住者が、外国においてこれらの場合をする

る場合も同様とする。

一九

第二節 債 権

(債権に関する制限及び禁止)

第三十條 ~~本邦~~ ^外命令で定める場合を除いては、何人も、左に掲げる債権の発生、変更、弁済、消滅、直接受け又は間接の移転その他の処分の当事者となつてはならない。

- 一 非居住者間の本邦通貨をもつて表示する債權
- 二 居住者間の外貨債權
- 三 居住者と非居住者間の債權

第三節 証 券

(本邦内にある証券)

第三十一條 大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合を除いては、何人も、本邦内にある証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、貯入若しくは移転をし、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

- 2 前項の規定は、本邦証券の居住者間の取引については適用しない。
(外國にある証券)

第三十二條 大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合を除いては、居住者は、
外國にある証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、貯入若しくは移転をし、
又は当該証券に係る権利を移転してはならない。
又は當該証券に係る権利を移転してはならない。
又は當該証券は、外國以外の居住者に付けて、その者がこの法律に基づく命令の規定の適用を受ける場合は、外國に付けてあるものとする。
(証券の保管) 付し取引に際しては、通帳があるものとする。

第三十三條 居住者のために本邦において本邦証券を保管する場合又は非居住者間の取引により非居住者のために外國において外貨証券を保管する場合を除いては、何人も、証券の保管に関する取締の当事者となつてはならない。但し、大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合は、こゝ張り下さい。

(証券の各行)

第三十四條 大蔵省令で定めるところにより認められ、
は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

二〇

居住者と非居住者とも間わらず、又は証券

一一

一 本邦通貨で支拂われる証券を外国で発行すること。

二 居住者が外国で証券を発行すること。
(スは証券本邦外へ)

二 非居住者が本邦で外貨証券を発行すること。
(スは証券本邦外へ)

(証券の應募)

第三十五條 政令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 居住者が外貨証券に應募すること。
- 二 非居住者が本邦証券に應募すること。

第四節 不動産

(外国にある不動産)

第三十六條 大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第三十七條 大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある自己の不動産

(本邦内にある不動産)

を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(本邦内にある不動産)

第三十八條 政令で定める場合を除いては、居住者は、非居住者のために本邦内にある不動産又はこれに関する権利を処分してはならない。

第三十九條 政令で定める場合を除いては、非居住者は、他の非居住者から本邦内にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第四十條 ~~亦~~ 政令で定める場合を除いては、非居住者は、本邦内にある不動産を处分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(特例)

第四十一條 第三十六條及び第三十七條の規定は、本邦人以外の居住者については、これらの規定に定める不動産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引~~により~~ 取得したにものに限り、適用があるものとする。

第五節 その他の

(役務)

二三

第四十二条 政令で定める場合を除いては、何人も、この法律の適用を受けたる支拂、
決済その他の取引に伴う役務に関する契約をしてはならない。

第四十三条 政令で定める場合を除いては、居住者は、この法律の規定に従って相当
の対価の支拂を受けないで、非居住者に役務を提供してはならない。

第四十四条 前二條の規定の適用を受ける者は、政令で定めるところにより、主務の
政府機関の事前の承認を受け、又は当該政府機関に対して相当の対価の支拂を受け
ることを立証する義務を課せられることがある。

(支拂手段等の輸出入)

第四十五条 政令で定める場合を除いては、何人も、支拂手段、貴金属、証券又は債
権を化体する書類を輸出又は輸入してはならない。

第四十六条 前條に基く政令においては、本邦に入国し、又は本邦から出国する者に

対する同條の規定の適用方法及び程度を定めなければならない。

(政令による制限等の補足)

第四十七条 この法律の目的を達成するため、以上の法律の規定によつて
主として政令を立て、本邦の國際収支に影響を及ぼすことのあるべきものと見
れやうも種類の財庫に関する所有権及び他の権利についての行為、取扱、行使又は
処分を禁止し、制限し、又は特准するに準じて準拠させることとする。

第六章 外国貿易

(輸出の原則)

第四十八条 貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、
許容されるものとする。

三外

(輸出の承認)

第四十一条 時產の種類と貨物を輸出しようとする者又は時產の取引若しくは支拂の方法により貨物を輸出しようとする者は、改令^ノ定めるところにより、通商産業大臣の承認を受ける義務を課せられることがある。

2. 前項の政令による制限は、國際收支の均衡の維持^{並びに}外國貿易^{及び}國民經濟の健全な發展に必要な範囲にこえではならない。

(支拂方法の証明)

第五十九条 通商産業大臣は、命令で定めるところに依り、貨物を輸出しようとする者に対して、貨物の代金の支拂が政令で定める方法によって行われた旨の十分な証明を求めることができる。

(輸出取引の公正)

第五十条 貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向国における不公正な競争の禁止に関する法令を十分考慮した上で輸出しなければならない。

(船積の非常差止)

第五十一条 通商産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるとときは、^{令等を定めるところによれば、}省令^{第一}一月以内の期間を限り、島内又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

(輸入の承認)

第五十二条 外國為替手帳の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸入を因るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられことがある。

(罰則)

第五十三条 通商産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に關し、この法律、この法律に基く命令又はこれらに基く处分に違反した者に對し、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行ふことを禁止することができる。

(税関長に対する指揮監督等)

一 内

第五十四条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に屬する貨物の輸出又は輸入に關し、税関長を指揮監督する。
2. 通商産業大臣は、^{政令で定めるところによれば、}この法律に基く権限の一部を税関長に委任することができる。

(担保の提供)

第五十五条 貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該輸入の実行を保証するため、保証金、証券その他の担保を提供する義務を課せられることがある。
2. 貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかつたときは、政令で定めるところにより、前項の保証金、証券その他の担保を國庫に歸属させることができるもの。

第七章 不服の申立て及び訴訟

(不服の申立て)

第五十六条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による政府機関の処分に對して

不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、当該政府機関に不服の申立をすることができる。

(聴聞)

第五十^七条 政府機関は、前項の規定による不服の申立てを受けたときは、当該申立てを受けた者に対して、相当な期間を置いて予告をして上、公開による聴聞を行わなければならない。

2. 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3. 聽聞に際しては、不服の申立てをした者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えなければならぬ。

(決定)

第五十八^八条 当該政府機関は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立てをした者及び利害関係人に送付しなければならない。

(記録)

(手続規定)

第五十九條 不服の申立て、予告、聽聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

(訴訟)

第六十條 この章の規定による政府機関の決定に不服のある者は、次條で定めるとところにより裁判所に出訴することができる。

第六十一條 この法律の規定による当該政府機関に係る訴訟は、被告である政府機関の所在地の地方裁判所の管轄とする。

2. 前の提起は、政府機関の決定があつた後三十日以内に裁判所に對してしなければならない。

3. 前を提起した者は、訴状の専門を、当該政府機関及び当該機関に參與した利害關係人に送付するものとする。

第六十二條 当該政府機関は、訴状の複本の送達があつた時から三十日以内に裁判所に提出したときは、その期間以内に当該訴に係る聽聞及び決判の一切の記録の正本又は証明のある複本を当該裁判所に送付しなければならぬ。その記録は、訴を提起した者、第五十八條の規定により決定の送付を受けた者及び政府機関の合意があつたときは、備考にすることができる。

第六十三條 裁理は、記録に記載された事実の範囲に限定されなければならない。但し、裁判所は、記録に記載されない当該政府機関の手続の違法を立証する証拠を採用することができる。

第六十四条 裁判所は、当該政府機関の決定を容認し、若しくは更に聽聞を行わせるため、事件を政府機関に差し戻し、又は当該政府機関の決定が左の各号に該する場合の一に該当するため原告の実質的権利が侵害されたと認める場合においてその決定を取り消し、若しくは改変することができる。

- 一 憲法の條項に違反しているとき。
- 二 政府機関の法令による権限をこえているとき。
- 三 手続に違法があるとき。
- 四 前各号の外法令の適用に誤があるとき。
- 五 違法且つ実質的な証拠がないとき。
- 六 裁判所による新たな審理の結果、決定の理由となつた事実が著しく不当であるとき。

第六十條 当該政府機関は、前各条の規定にちりて聽聞及び決定について記録を作成しなければならない。

(手続規定)

第六十一條 不服の申立てを受け、聽聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定めよう。

第八章 雜則

(公正取引委員会の権限)

第六十五條 この法律のいかなる條項も、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十号)及び事業者团体法(昭和二十三年法律第百九十一号)の適用又はこれら法律に基づき、公正取引委員会が如何なる立場において行使する権限をも排除し、変更し又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(政府機関の行為)

第六十一条 この法律又はこの法律に基く命令の規定中政府機関又は外国為替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、政府機関が当該許可、承認その他の処分を要する行為をする場合に~~本件適用~~（^{「本件」は今後「こうじ」というべきことを適用しない。}）

第六十二条 この法律に規定するものの外、主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引を行なう者又は関係人から報告を徵することができる。

（立入検査）

第六十三条 主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員として、外國為替銀行又は両替商の営業所又は事務所^{その営業時間内に}に立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

又、前項の規定により当該職員が立入^{した}ときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3. 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事務の一部専任）

第六十四条 主務の政府機関は、政令で定めるところにより、この法律^の施行に関する事務の一部を、日本銀行又は外國為替銀行をして取り扱わせることができる。
又、前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

3. 第一項の場合において、その事務に從事する日本銀行及び外國為替銀行の職員は、
^{判法第18条第2項第3号の但書}罰金に處し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円を超えるときは、罰金は、該該価格の三倍以下とする。

第九章 罰則

第六十五条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれら併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円を超えるときは、罰金は、該該価格の三倍以下とする。

- 一、外国為替の直物取引にあける競拍場又は買賣場を定めた場合において、第七條第五項の規定に違反し、外国為替の直物取引三、右
- 二、第七條第六項の規定に違反した者
- 三、第八條の規定に違反した者
- 四、第十條第一項の規定により認可を受けないで外国為替業務を営んだ者
- 五、第十三條（第十條第三項において準用する場合を含む。）の規定により停止又は制限に違反した者
- 六、第十條第一項の規定により認可を受けないで両替業務を営んだ者（銀行を除く。）
- 七、第二十六條第一項又は第二項の規定に違反した者
- 八、第二十七條の規定に違反した者
- 九、第二十八條の規定に違反した者
- 十、第二十九條の規定に違反した者
- 十一、第三十條の規定に違反した者
- 十二、第三十一條の規定に違反した者
- 十三、第三十二條の規定に違反した者
- 十四、第三十六條の規定に違反した者
- 十五、第三十七條の規定に違反した者
- 十六、第三十八條の規定に違反した者
- 十七、第三十九條の規定に違反した者
- 十八、第四十條の規定に違反した者
- 十九、第四十五條の規定に違反した者
- 二十、第五十九條の規定により命令付違反した者

二十一 第五十九條の規定による輸出又は輸入の禁止に違反した者

二十二 第九條、第二十一條から第三十三條まで、^{第八十一条}第十四條、第四十九條又は

第五十九條の規定に基く命令の規定に違反した者

第七十九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條第三項又は第十四條第二項において準用する第十條第三項の規定による許可を受けないで、外國為替業務若しくは両替業務を営む営業所を新設し、外國為替業務若しくは両替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外國為替業務若しくは両替業務の内容を変更した者

二 第三十三條の規定に違反した者

三 第三十四条の規定に違反した者

四 第三十五条の規定に違反した者

五 第四十二条の規定に違反した者

六 第四十三条の規定に違反した者

七 第四十四条の規定基く政令の規定上違反して事前の承認を受けなかつた者

第七十九條 左の各号の一に該当する者は、一月以下の懲役又は五万円以下の罰金に

処する。

三六

- 一 第十條第四項又は第十四條第二項において準用する第十條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外國為替業務又は兩替業務を廃止した者
- 二 第十一條の規定による承認を受けないで、同條に規定する取扱を結んだ者
- 三 第十二條又は第十四條第二項において準用する第十二條の規定に違反した者
- 四 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第二十四條の規定に基く命令の規定に違反して立証をせず、又は虚偽の立証をした者

六 第五十條の規定に基く命令に違反して十分証明をせず、又は虚偽の証明をした者

七 第五十一条の規定に基く命令の規定に違反して担保と擔保するかたる者

八 第六十條の規定に基く命令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第六十條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第六十八條の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

十一 第七十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附 則

一 この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。但し、その期日は、昭和二十一年六月三十日以後であつてはならない。

二 左に掲げる法令は、廃止する。

外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）

金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）

外国為替管理法の罰則の特例に関する件（昭和二十年勅令第六百十五号）

貿易等臨時措置令（昭和二十一年勅令第三百二十八号）

財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第百九十九号）

外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年勅令第三百五十三号）

三 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、前項に掲げる法令は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

4 第二項に掲げる法令の廢止に伴い必要な措置に関する件は、政令で定める。

5 外國為替管理法の金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止に関する件は、昭和二十一年九月三十日前に本邦人又は本邦人が支配若しくは管理する者たる人が所有していた財産にかかっては、第十項の規定にかかわらず、政令の定められたことより当分の間はちその効力を有する。

理由

外國貿易の正常な發展を図り、國際收支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用と確保するため、外國為替、外國貿易及びその他の對外取引の管理に関する総合的な立法を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政令第号

11/21

外國為替及外國貿易管理法の施行に関する政令

内閣は、外國為替及外國貿易管理法(昭和二十四年法律第号)に基き、

政令を制定する。

(輸出許可)

第一條 外國為替及び外國貿易管理法(以下法といふ)第、係の規定により、
貨物を輸出しようとするときは、第号の一に該当する場合は、通商産業
省令の定めるところによる。又は、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。
一 列紙第一に掲げる貨物を輸出しようとするとき、
委託加工貿易契約又は該輸出につれてこれに付随する、
輸入契約によつて貨物を輸出しようとするとき。

二 列紙第二に掲げる貨物、天博方法により、該貨物を輸出しようとする

とき、

通商産業大臣は、前項第3号の規定による許可をするときは、あらかじめ
内閣府監査官会の同意を得なければならない。

通商産業大臣は、当該貨物の輸出により国際收支の均衡又は国際貿易
又は國民經濟の健全を害し得るため必要があると認められたときは、前項
許可をせず、又は同項の許可に條件を附すことができる。
(契約許可)

第二條 通商産業大臣は、前第三条の規定により国際收支の均衡を維
持するため特に必要があると認められたは、通商産業省令の前項第
二号に掲げる契約締結につき、通商産業大臣の許可を受けることをす
ることを定めることがである。

(特例)

第三條 前二條の規定に左の場合は適用しない

一 財産天竺貨物の輸出入の取締(同十五政令)昭和二十四年政令第百九十九号(第十六條から第十八條まで、第二十一條から第二十四條まで及び第二十六條第一項の規定による財産を輸出する)とす。

二 日本船舶(主に船中、外国船舶を含む)の角(供する船用(漁業用等)を含む)を輸出しようとするとき

三 別表第一に掲げる代金の決済方法による總額が五千円以下の額の(貨物)を輸出しようとするとき

(税関の確認)

第四條 税關は、法第 1 條の規定により通商産業大臣の指示に従い、貨物

を輸出しようとする者へ法第 1 條の規定による証明を交付するにと
よるこれを受けることを要すことを確認しなければならぬ。

(代金の回収の義務)

第五條 貨物を輸出した者が、外國爲替を振り出してその代金を回収すべき場合は、通商産業省令の定めるところに従わなければならぬ。

2 貨物を輸出した者は、たゞ各号の一に該当するときは、それと同様の各号で定める日の翌日から三箇月以内にその受領すべき代金を回収しなければならぬ。但し、事由を具してその代金を回収しないことを又は、その期間を延長する二つについて通商産業大臣の許可を受けたときは、二の限りがない。

一 個額の全部又は一部につき外國爲替の償還又は買戻をしてしたときはその償還又は買戻をして日

= 輸出した貨物の代金につき償還金が生じたときは、その植増金を生じた日

3 通商産業大臣は、前項但書の許可をするには、その取引が賃貸の逃避を他の利害の制限を免れる目的に行われるものであることを確認し且つ、外國爲替管理委員会の同意を得

なければならぬ。

(戒告)

第七條 通商産業大臣は、法第五十一条の規定の趣旨に反する行為をしたと認められる者があつたときは、その者を戒告する

二とがである。

2 通商産業大臣は、前項の規定による戒告を受けた者が
其の戒告を受けた年より本年かその戒告を受けた後一年以内の期間
を限り、貨物の輸出に際し通商産業大臣の許可を受く
べきことを命ぜ得ることができる。

3、通商産業大臣は、前項の規定により許可を受くべきことを命じた者から許可の申請があつたときは、その者が当該輸出に附す開示法第五十一條の規定の趣旨に反する行為を行つてゐることを確認した後にありて許可しなければならない。

（輸出の事後審査）

第六條 通商産業大臣は、法第五十一条及び第九條の規定により審査し正書類により、当該貨物が法の規定に従つて輸出され得るか否かを審査するものとする。

(法令の違反に対する制裁の通知)

第八條 通商産業大臣は、法第五十四條の規定による処分をしたときは、その旨を遅滞なく銀行、税關及び同項の違反者に通知するものとする。

(報告)

第九條 通商産業大臣及バ外國爲替管理委員会は、この法律を実施するため必要があると認めるとときは、税關、貨物の輸出の許可を受けた者、貨物を輸出した者、法第 條第

項に規定する銀行又は關係人から報告を徵することができる。

(不服の申立及び聴聞)

第十條 法第五十七條から法第六十一條までの規定に基き、第十一項
の許可を受ける者、並びに、条件又は法第五十四條の處
分に不服する者は、その請求書を提出して、聴聞請求書を通商産業大臣に提
出し、聴聞を請求する。とて、

二 通商産業大臣は、前項の聴聞請求書を受理したときは、聴聞の期日及び場
所等の設置並に通知し、該請求書を受理した日から少くとも三十日以
内に、聴聞を行おうとする旨をもつて、

三 聽聞は、通商産業大臣又はその指名する職員を議長とする聴聞会におい

て、聽聞会には、通商産業大臣か、その都度指名する職員を出席させて答弁

する。

四 議長は、審査の結果、その執行を終する義務を負ひ、その職務の
執行に専念する様を監督する旨の正序文を附せしむべである。

五 議長は、必要があると思ふ場合には、聴聞会を延期又は續行するこ
とができる。

六 聽聞会は、議長は、次回、日時、及び場所を当該聴聞請求人又
は代理人、並知一等、公示してければならぬ。

七 聽聞会は、議長は、運営なくその結果を調書に作成しなけ
ればならぬ。

八 調書には、左の事項を記載し、議長がこれに署名して印しなけ
ばならぬ。

- 一 件名
二 義長又び聴聞会に出席した職員の氏名
- 三 出頭した聴聞請求人の氏名又は欠席した聴聞請求人及びその代理人
、氏名
- 四 聽聞の場所又び年月日
- 五 年譜の要旨
- 六 前條、調書等、聴聞請求人又はその代理人から申出があつた場合に付
属電文を附せなければならぬ。
- 附則
ニの政令は昭和二十四年十二月一日起て施行する。

(公布の日から)

附則第四項、規定による政令

一、支那銀行の法令は、此の政令に規定するものと認可、前項その他の命令を施行したる場合、この法律の規定に準じて命令の相違に付し、許可者その他の処分を受けたる者とみなさうること

(1) 外國銀行の通貨の内、現行行の通貨ノノ事と原ノ。

(2) 全銀業者全員の現金ノは、今ノ點ノ制限ノ付林元ニ國有シ。

(3) 国外銀行の現金ノ。

四、財産又は荷物ノ、郵便ノ運送ノ監督ノ政令

五、支那銀行の通貨の通貨に付する政令

六、支那銀行の入出金ノ規制命令の規定外、そつうする命令の規定と矛盾するも又は他の命令と相違する場合、出金ノ際、在庫、輸送、貯蔵等に有する事とす。

七、本令書は支那銀行、其ノ一切の通貨の通貨、及金、銀又は白金の地金ノは、支那銀行の半額ナ付林社二十一年大藏省シテノトヨリ、支那銀行、其ノ通貨、白金ノ通貨及

銀單用、引用又は通用ハルノ。但シ、支那銀行の外、その限りにて外國銀行の通貨及
合金、銀又は白金の地金ノは、支那銀行の半額ナ付林社二十一年
大藏省シテノトヨリ、支那銀行、其ノ通貨、白金ノ通貨及

11/24

外國為替品の外國貿易官管理法の一部を施行
期日を定めた命令

第十條 外國為替品の外國貿易官管理法（昭和二十一年三月三十日付）中石に掲げた政宗は、昭和二十一年十二月一日より施行する。

一 第一條 第二條 第三條 第四條 第五條
王降下。ノルノリ 第四條 第五條 第六條
王降下。ノルノリ 第四條 第五條 第六條

二 第二條 第三條 第四條 第五條
（輸出上保子部分の陽子。）
（空場）

三 第三十六條 第三十七條 第三十八條
（保子部分の陽子。）

去

房

事

注解用

四 附則第三項の外國為替銀行の福利待遇等に関する政
令の第267号(昭和三十三年)外に定め得る部分
は除し、中貨物輸送上得る部分
五 附則第二項及び第四項の前半に掲げた規定は得る部分
は除る。

中左の如手の計分

四 附則第二項 外國為替管理法(昭和十二年六月二日法律第百三十九号)、外國為替管理法の別表(同表)、特例(同法第百三十九条)、監査官(同法第百三十一条)、監査官(同法第百三十九条)、外國為替相場の取扱いの監査官(同法第百三十九条)、外國為替に係る邦外改定より廢止へ同一の部分

五 附則第三項 全銀又は白銀又は如意又は一円銀の輸入、输出又は日本上場の國債の付(同法第百三十九条)、外國為替管理法の別表(同表)、外國為替管理法の別表(同表)、外國為替相場の取扱いの監査官(同法第百三十九条)、外國為替に係る邦外改定より廢止へ同一の部分

六 附則第三項の第四次(第十九回)の規定の存する部分の附則第三項の第四次(第十九回)

外國為替自ら本法の規定に於て適用せんに付
れんことを、國會は新法にて
外國為替及び外國貿易管理法の一部の

施行期日を定める政令一案)

二四一一、二四

第十條

國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第

号)、中左に

掲げる規定は、昭和二十四年十二月一日から施行する。

一 第一條から第八條まで(第七條第五項から第五項までを除く)、

第十條から第二十條まで及び第四十七條から第五十一條まで

二 第九條、第二十六條、第五十三條及び第五十四條(貨物の輸出に

係る部分に限る。)

三 第五十六條から第七十三條まで(前二号に掲げる規定に係る部分

に限る。)

四 附則第二項中左に掲げる部分

イ 外國為替管理法(昭和十六年法律第八十三号)及び外國為替管理法の罰則の特例に関する件(昭和二十年勅令第六百十五号)中外國為替相場の取扱(及)貨物の輸出に係る規定の廢止に関する部分

(外國為替銀行なら両替並に)

金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、貿易等臨時措置令（昭和二十一年勅令第三百二十八号）及び財産及び貨物の輸出入の取扱に関する政令（昭和二十四年政令第百九十九号）中貨物の輸出に係る規定の廃止に関する部分（昭和二十四年政令第三百三十六号）八、
附則第三項及び第四項（前号に掲げる規定に係る部分に限る。）

第一條

- 1 二十九号は、昭和二十四年十二月一日より施行する。
- 2 外國為替専門銀行（第二條、全、外國通貨の外貨表示証書）に上記の規定の適用（第二條、外國為替専門銀行の外貨表示証書）の上に、
内閣府の監督（第二條、外國為替専門銀行の監督）の監督の外貨表示証書（第二條、外國為替専門銀行に監督の外貨表示証書）とあるのは、二十九号の前半が改正するまでは、「外國為替専門銀行の外貨表示証書」（第二條、外國為替専門銀行の外貨表示証書）とある。

農土改の特許施行規則

政令第 号

外國爲替及び外國貿易管理法第五十九條による
不服申立て、予告、聽聞及び決定の手続に關する
政令案

内閣は、外國爲替及び外國貿易管理法（昭和二十四年
法律第 号）第五十九條の規定に基き、この政令を
制定する。

（二）政令の趣旨

第一條 外國爲替及び外國貿易管理法（以下「法」という。）
第五十九條の規定による不服の申立て、予告、聽聞及
び決定の手続について、
内閣は、この政令の定め
ることとし、この政令の定めによることとする。

（不服申立ての手続）

第二條 法第五十九條の規定による不服の申立て、不服の申立
をしようとする者は、不服申立ての手続に關する事項は、
中通知を受けた日から三十日内、当該処分をな
して政府機関に不服申立ての手続に對して、行
わなければならぬ。

前項の不服の申立て、不服の理由及び事
を記載した書類は、不服申立て書といふ。
サレなければならぬ。

（手續書）

(予告及び公告)不服の申立てあるときは、前條の規定によりて却下するか、
第十九條 政府機関は、不服申立ての本件申立書を受理したときは、聽聞会の期日場所を定め、(二回と)審議不不服申立て人に予告し、且つ、(申立て)公告しなければならない。

2 前項の予告は、聽聞会の期日より三週間前に行わなければならぬ。

(聽聞会)

第四條 聽聞会は、政府機関の長又はその指名する職員が議長として主導する。

第十條 議長は、必要と認めるときは、関係政府機関の職員を出席させて合議にあたらせることが出来る。

之の出席を拒む者は、書面または利害關係者であることを講長は、必要と認めたときは、監視経験がある者に聽聞会に出席する。

1)の出席を拒む者の意見を聞くことが出来ない場合は、議長は、その意見を記録する。

第二條 聽聞会は、その代理人による聽聞会に出席しないときは

第八條 聽聞会に出席する者は、必ず不履行の申立て人(代理人)及び利害關係人は、聽聞会に出席する。

は、議長は、不服申立て書の朗読とともに、聽聞會の開催を了す。

第九條 不服申立て人(代理人)及び利害關係人は、聽聞會に出席する。

は、議長の許可を得た上で、証據(陳述書)を提出し、又は意見を述べることができます。

第十條 聽聞会は、議長は、聽聞会の秩序を維持する義務を負ふ。

2)その執行を妨げ、又は不穏な言動をする(者)を退席させることができます。

第十九條 議長は、必要があると認めた場合は、聽聞会を延期し、

上記

又は執行する二事がでさう。

前項の場合、議長は、次回の期日^(期日)タジ場所を不服申立人又はその代理人に通知し、且つ、公示しなければならぬ。

第十條 議長は、聽聞会終了後封緘^(封緘)し、聽聞会^(解題)12月15日。

過半數調書を作成し、な付ればならぬ。

議長事務の記録は、^{12月15日}は必ずある。

(決定)

第十九條 政府機関は、不服の申立てに対する決定を行ふ。

1 ときは、前條の規定に基く調書によらずすればならぬ。
2 不服の申立てた。決定には、理由を附すとせばよい。
附則

この政令は、昭和二十一年十月一日から施行する。

第二十一条 調書には、左の事項を記載し、議長の署名押印

1 事実の記載
2 聽聞会の表示
3 期日の場所

4 議長の職名
5 不服申立人の代名

6 立ち居る人等の姓名
7 聞聞会の場所

8 証拠の提示する上では、三の上に証拠の標目

9 その他聽聞会終了後封緘^(封緘)した西千石事務

第十條 不服申立てた。代理人は、議長事務の記録を用ひてはならない。調書によらずすればならぬ。議長事務の記録を用ひてはならない。

裏面白紙

大蔵省及外國貿易管理法(昭和二十四年法律第
二号)第六條第三項の規定によ

る、本邦へ輸入非居者として次のように定める。

昭和二十一年十一月一日

大蔵大臣 池田勇人

本邦に住所又は居所を有する者で、本邦へ渡航した者は、本邦滞在期間が六月以内の場
合に在留登録をなさざる。

大蔵省告示第

外國為替又は外國貿易管理法(昭和二十四年法律第 号)第七條第一項及び第

二項の規定により、基準不變通貨相場及び裁定外國為替相場を次のよう規定する。

昭和二十四年十一月 日

大蔵大臣 池田勇人

一 基準外國為替相場

アメリカ合衆国通貨 一ドル二十九ヶ邦貨 三六〇円

二 裁定外國為替相場

連合王国通貨 一スノーリング・ポンドにつき邦貨一〇〇八円

裏面白紙

大蔵省告示第

二五

外國為替及び外國貨物の管理法(昭和二十四年法律第二百三十九号)第八條の規定により、
对外決済の為に用ひる支拂手段を表示する通貨については、大蔵大臣が個別に指定したと
きを除き、次のよハト指定す。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田勇人

合衆国通貨及び津合王国通貨

裏面白紙

大蔵省告示第

号

外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第十條及公第十四條の規定により認可又は許可を受けようとする銀行及伏爾加銀行が提出する申請書について次のように定める。）

昭和二十四年十一月四日

大蔵大臣 池田勇人

- 一 法第十條第一項の規定による認可申請書は、様式第一により和文又は英文大字（通）一
き大蔵大臣提出すること。
- 二 法第十四條第一項の規定により提出する認可申請書は、前項を準用すること。
- 三 法第十條第二項の規定による許可申請書は、様式第三により初入及女入各二通
を大蔵大臣に提出すること。
- 四 法第十四條第二項の規定により提出する許可申請書については、前号と準用すること。

(様式第一) 外國為替業務開拓認可申請書

申請日附

国 藉

担当者氏名

電話番号

大蔵大臣 殿

様、記の件下記の通り申請します。

1 外國為替業勢を営もうとする店舗の名称、所在地及び開始した時期

店舗名 所在地及び電話番号 開始時期

2 管理の件下記の通り申請します。

3 外國為替業勢を営むことの必要とする理由

4 その他参考となる事項

5 外國為替業務に従事する人員数

経験年数一年未満の者

経験年数一年以上五年未満の者

経験年数五年以上の者

計

6 各店舗において、将来一年間に亘り外國為替に開拓する取引の相手国を

7 外國の地域別予想件数

8 その他の事項

(代表者署名捺印)

(様式第二)

外國為營業務を営む店舗の新設(又は名称、
位置若しくは業務内容の変更)許可申請書

(申請者) 銀行名	申請日(西暦)
所在地	国 種
大藏大臣	担当者氏名
殿	電話番号
標記の件下記通り申請します。	
1 外國為營業務を営もうとする新店舗の名稱、所在地(又は変更(下り)名稱含 若しくは位置)及びその開業(又は変更)しようとする時期	
店舗名(旧店舗名)	所在地及び電話番号(旧所在地) 開業(又は変更)時期

2 记入するところは外國為營業務の内容のみ記入

- (1) 新業務の内容
- (2) 旧業務の内容
- (3) 変更時期
- 3 店舗の新設(又は名称、位置若しくは業務内容の変更)をする理由
- 4 新設店舗において当來一年間に限り其の目的為營業務に際する相干たる
外國の地政別予想件数、その他記入する事

「外國為營各業所」

(報告義務)

第 外國為替銀行又は兩營商社、外國為替業務又は兩替業務について、外國為替管理委員会の定める事項を、定期的に外國為替管理委員会に報告しなければならぬ。

之 大藏大臣は、外國為替銀行又は兩營商社、外國為替業務又は兩替業務について必要な報告を徵することができる。

通商產業大臣は、外國為替銀行から、該第大章各條の規定を実施するためには必要な報告を徵することができる。

（四三）

居住者下ると非居住者たるとと問はず、本邦にある者で、外國為替銀行（非
日本銀行）の預金一本筋内閣總理大臣及外務省總務司に於て、次下記の如くにて同一。又及び西禁商
以テニシテ、大藏大臣ヲ所管する事務司に於て、本邦方に於いて所有する
洋銀一箱（銀一箱、金一箱を除く）を輸出する場合は、前項の如きの通四、三十日以内に、大藏大臣ヲ
所管する事務司に於て輸出の許可を受ける。又は輸出の際、輸出の際に付し充當し、又は充當の

卷之三

1. 計算の問題を解くには、まず問題文をよく理解する。問題文を理解するには、問題文を読みながら、問題文の意味を理解する。問題文の意味を理解するには、問題文の文脈を理解する。

卷之三

二、本件に該当し、対外支拂手段を所有する者は、その所有するこれらの中の

125 245

（外貨貿易金の集中）

第一 次 外國為替銀行又は兩替商は、大蔵大臣の定める方或及び外國為替管理委員会の走らる手続により、外國為替取引に因り取得した對外支拂手段又は外貨債権を外國為替特別金計に大蔵大臣の定めし価格で本邦通貨を対価として売却しなければならない。

第二 外國為替銀行又は兩替商がその取得した對外支拂手段又は外貨債権を之れ、取扱期間を定め、売却しないことについて大蔵大臣の許可を受けたときは、之を適用しない。

一 律及前第ニ十二條の規定に基くもの) 第一條
支拂額 附、支拂額の算定方法、集計の方法及公債券の価格を次の如くに定めり。

貿易二十一年一月一日

大蔵大臣 池田勇人

外國為替銀行又は兩替商は、外國為替取引に基き取得した外國通貨又は外
貨、後者をスキヤツア・ライセンスド・バンクを通じて外國為替特別会計に充
却すること。

六、顧客が外國為替銀行又は兩替商に売却する価格は、法第七條第四項の規
定により、定められた外國為替の買相場により換算した価格とする。

三、外國為替銀行又は兩替商が外國為替特別会計に売却する価格は、法第七條
第三項の規定により定められた外國為替管理本員会の外國為替買相場による換
算した価格とする。

(債権の回収)

第
一
條 非居住者に対する債権を取得した者は、左に掲げる債権を除いては、当該債権の期限の到来又は条件の成就後遅滞なく、これを取り立てなければならぬ。

一 他の法令の規定により外国為替銀行、海運業者、保険業者その他の者が非居住者との勘定の貸借記の許可を受けた限度内で取得した債権

二 本邦人以外の居住者が本邦内に住所又は居所を有するに至った日以前に、外国において取得していた債権

三 本邦人以外の居住者が、本邦内に住所又は居所を有するに至った日以前に外国にあつた支拂手段をもつて、取得した債権

四 既に取引額人による替手形の債権若しくは買い戻し、又は輸出貨物に関する増額金、値増金その他これに準ずるものにより生じた債権を取得し、その取得した日から三月をこえない期間内にこれを立てての場合の債権

五 前のうに控除する場合外、債権を取得した者が、当該債権の期限の到来又は条件の成就後遅滞なくこれを取り立てないで、あらかじめ大蔵大臣の許可を得て、その後これを立てて又は取立てない場合の債権

(政府機関の行為)

第 優 法又は法に基く命令の規定中政府機関又は外國為替銀行の
許可、承認その他の処分を要する旨を定めたものは、政府機関が当該許
可、承認その他の処分を要する行為をする場合には、当該政府機関が
あらかじめ、主務の政府機関又は外國為替銀行の同意を得たときは、これを
適用しない。

附則

1. ニの政令は、公布の日から施行する。
2. 在に掲げる法令又はこれらに基く命令の規定にたり、土務大臣の認可、許可その他の処分を受けた者は、専該取引又は行為につき、ニの政令の規定により、認可、許可その他の処分を受けた者と同様とする。

外國為替管理法（昭和十六年法律第ハ十三号）（但し外國為替管理基準並處罰規則（昭和十六年法律第十九号）第小算各条の規定を除く）

金銀又は白金の他金又は合金の輸入の制限又は禁止等に關する件（昭和三十一年勅令第五百七十八号）
貨幣鑄造臨時措置令（昭和三十一年勅令第三百三十一号）

財産及び其物の輸出への取締りに関する政令（昭和三十一年政令第百九十九号）

外國為替銀行監督基準等に關する政令（昭和三十一年政令第三百五十一号）

前項へト掲げる政令又はこれらに基く命令の規定へは、此のうち
吉及びこの政令の趣旨と矛盾するもの及びこの政令中に
相当する規定あるものを除いて、当令の間、左下、努力
を有する。

4. ニの政令並行つとモ、他の法令の規定に依りて、外國為替管理法又は金、銀又は白金の其金又は合金の輸入又は輸出又は禁止等に関する件並びにこれらの方令に基く命令の規定が、準用、引用又は適用されてゐる場合においては、その限りにおいて、外國為替管理法及び金、銀又は白金の其金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件並びにこれらの法令に基く命令の規定は、なあざり効力を有する。

極秘

25/50

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第二條に規定する主要食糧

石炭

銅鉄

金銀

合金鉄

瓦原社とす 鉄鋼

米穀又は合入鉄半製品

又は八百四十才

銅

總

半製品同新地金、同、不取及不開再用
銅、鐵、半製品、亞銅、カドミウム、マンガニン、鉛鉄又は二才
精一才の公道伸縮帶出製品

非鉄金属

機械

以所

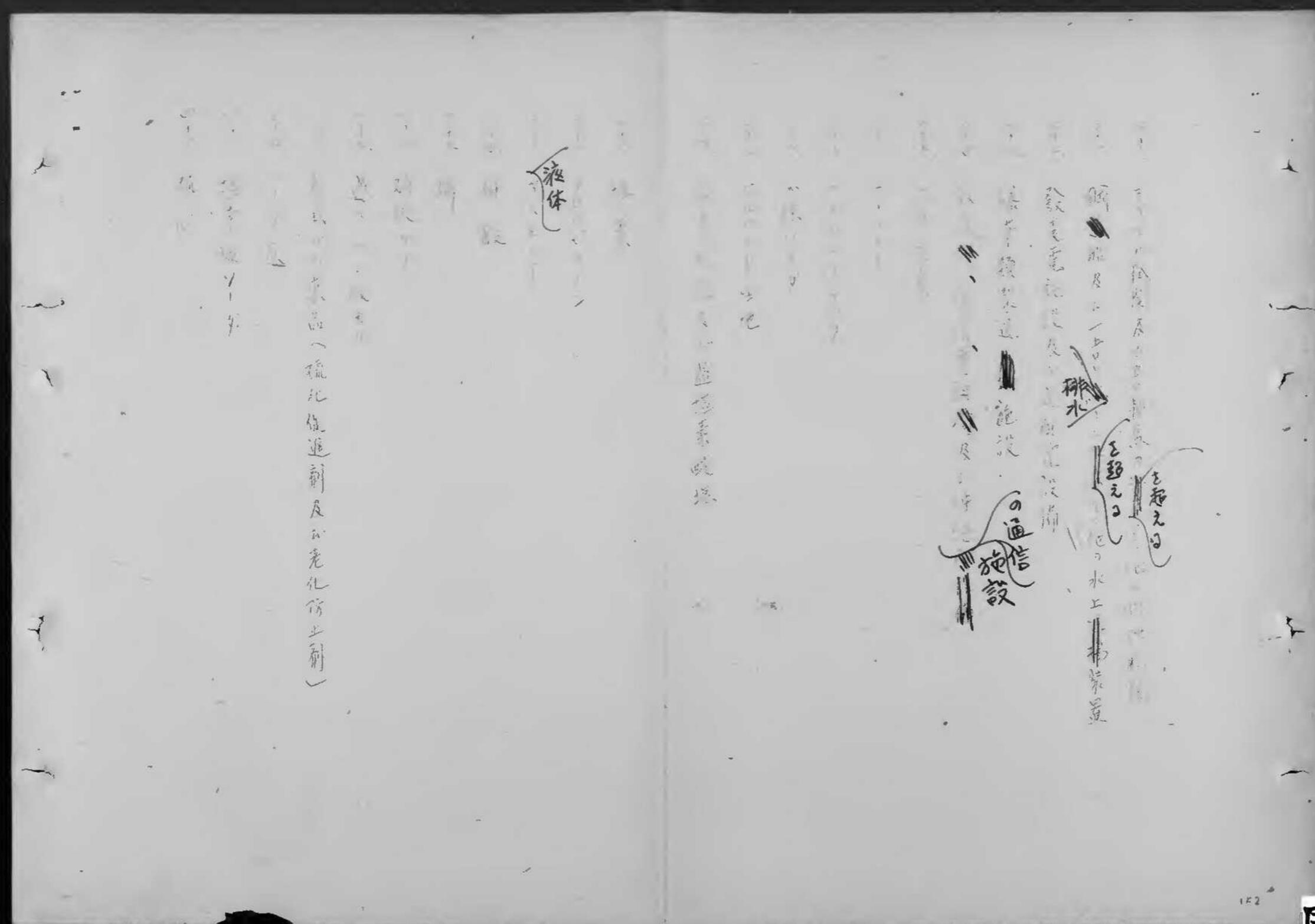
鐵

生熟食器、鐵、及石覽子試驗裝置

通車頭及以此为主要部分品

人引車

三輪車、及公私車
(自轉車、電動自轉車、自動轉車、自轉車)



四十一、キニト製紙

四十二、ラウム

四十三、ラウム

鐵器

(昭和二十四年十二月三十日まで輸出されるに限る)

四十四、御賜（ゲイジン）（内閣・諸侯・官吏・士人等）

四十五、肥料

四十六、電線、枕木、杭木、枕木、斜面直角、斜面直角、斜面直角

四十七、徐半蘭

日本農業

四十八、前記各号に掲げる貨物以外の輸入品の貨物

四十九、傳達、裏送、若手、模造、直貨、郵便手形、若手、模造、印紙又

五十、通貨、機械、印刷、不完全の貨物

五十一、小額の政府手形、小額の不完全の手形、不完全の手形、不完全の手形

五十二、岩手銀行券、ハーフペニー、新聞、文書、廣告、圖版、眞理、眞理

五十三、ハーフペニー、又は繪画

五十四、圖版、眞理、不完全の手形、畫像、圖版、影刻物、其他の貨物

五十五、麻袋、木箱、器具

五十六、武器、火薬、火薬、他の爆薬物

五十七、本州、四國、近畿、重要美術品

五十八、特許取扱用新規不承認標、商標权又は著作権を侵害する貨物

五十九、本州、四國、近畿に於ける正当な販賣品、又は個人が自己の資金をもつて購入し得る貨物、又は、本州、四國、近畿に於ける正当な販賣品、又は個人が自己の資金をもつて購入し得る貨物

六十、國政府財產

六十一、正當な販賣證明書を有する貨物

六十二、正當な販賣證明書を有する貨物

政令第号

輸出貿易管理令案

11/24

内閣は、外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二十号）第二十
六條、第四十八條、第四十九條、第六十七條及び第六十九條の規定に基き、
並びに同法の規定と実施する旨、二の政令を制定する。

(輸出の承認)

第一條 貨物を輸出しようとする者は、左の各号の一に該当するときは、
通商産業省令で定める手續に従い、通商産業大臣の承認を受けなければ
ならぬ。

- 一 列表第一に掲げる貨物を輸出しようとするとき。
- 二 委託加工貿易契約又は当該輸出についてこれに対応する輸入により
本項第一項の規定に依る契約に依つて貨物を輸出しようとするとき。
- 三 外國為替管理委員会規則で定める代金の決済の方法(以下「標準決
済方法」という。)によらないで貨物を輸出しようとするとき。

2 通商産業大臣は、前項第三号の規定による承認をするときは、あらか
じめ外國為替管理委員会の同意を得なければならぬ。

3 通商産業大臣は、列表第二号から第一号までに掲げる貨物については、
本項第一項の規定に依る許可が取れた場合に限り、未一項の規定による承認をするも
のとし、第一項の承認をせず、又は同項の承認に條件を附するときは、
(契約、許可)

4 通商産業大臣は、当該貨物の輸出により健全な国際貿易關係が阻害され、又は
國民經濟の復興及び發展に障害が生ずることを防止する必要があると認
めたときは、第一項の承認をせず、又は同項の承認に條件を附するとしている。
(契約、許可)

5 通商産業大臣は、國際收支の均衡と維持するため特に必要があると認められた
場合を除くときは、前條第一項第一号の規定による承認は、同号に掲げ
る契約の締結につきあらかじめ通商産業大臣の許可を受ける者になければ、受け
られない。

(支那方法の證明)

第二條 貨物を輸出しようとする者は、通商産業大臣より定めた可輸に從り、外國馬
皆銀行より該貨物の代金の支給の権利証明書を以て、第一條第一項第三号の
人、船主監督の方法にてて行動する。又、該人、船主監督は、大藏省令、
通商産業省令の規定により、該貨物の輸出の許可書を提出せねばならぬ。又、場
合が、又、該貨物の輸出の用済同様、第一項人、船主監督は、承認と要することを要
する。又、該貨物の輸出の用済同様、第一項人、船主監督は、該貨物を添付せねばならぬ。
又、外國馬皆銀行は、前項の書類、提出せねばならぬ。又、該貨物の證明、
人、十分の有るに認められたる、その書類に認証せねばならぬ。

(特例)

第四條 以上の條の規定は、本件の場合は、適用しない。

別表オニに掲げ、貨物を輸出しようとするとき

二 別表オニに掲げ得中之者が本邦から出國する際、同表下欄に掲げた貨物を
本人が陽附し、又は税關へ一告、上別送し不輸出しようとするとき

(税關の確認)

第五條 税關は、通商産業大臣の指示に従ひ、貨物を輸出しようとする者が、才
三條第一項の規定による證明を呈出せりこと又はこれを受けることを要しないこと
を確認せられねばならない。

(代金の回収の義務)

第六條 貨物を輸出した者は、左の各号の一に該当するときは、それを行ふ者並びに
定期日から三箇月以内に受け取らなければ、代金を回収しなければならない。但し、
事由を具してその代金を回収しがたとすれば、その期間を延長する事につりて、通商

産業大臣の許可を要すたどりは、ニテ取引シム。

昭和二年四月一日

一 価額の全部又は一部ヲリテ外国為替ト換算スル時折とぞは、その
制限を免れう目的で行わるゝも、不法と認定し、且つ、外国為替管理委員会
の同意を得なければならぬ。

(輸出事後審査)

第二七條 通商産業大臣は、第十條の規定により提出された書類により、当該貨物
が法ノマニ規定に従つて輸出され、いづれ不法と審査するものとする。

(戒告)

第八條 通商産業大臣は、外國為替及ぶ外國貿易官理法（以下「法」とシ）第十五
十條、規定、趣旨に反する行爲をしたと認められる者があつたときは、その者に対し、
其の旨を戒告することができる。

九 通商産業大臣は、前項の規定による戒告を受けた者が又は戒告を受けた後一年
以内に法第五十條、規定、趣旨に反する行爲をしたと認められたときは、一年以内の期間
を限り、通商産業大臣の許可を要すたどりれば貨物の輸出としてはならぬ旨を命
ずることができる。

十 通商産業大臣は、前項の規定により許可を要くべき旨を命じた者が又は許可
の申請があつたときは、その者に当該輸出に關し法第五十條の規定の趣旨に反する
行爲を行つたことを確認した後にから許可をしなければならない。

(法令の違反に対する制裁の通知)

第九條 通商産業大臣は、法第五十三條又は前條第一項の規定による処分をしたときは、その旨を遅滞なく税關及び外國為替管理委員会に通知するもよとする。

(報告)

第十條 通商産業大臣は、外國為替銀行及び貨物と輸出した者から、通商産業省令で定めるところに従い、左に掲げる事項に関する報告書を提出せることとする。

一 第三條第二項の認証

二 第五條の規定による確認

2 外國為替は、外國為替銀行及び貨物を輸出した者から、外國為替管理委員会規則で定めるところに従い、左に掲げる事項に関する報告書を提出せることとする。

一 信用状又は他に準ずる支払手段の確保

二 第三條第二項の認証

四 理由

四 輸出した貨物の代金の回収

3 通商産業大臣は、第一項で規定す場合の外、第七條の規定による審査を行ふに、特に必要があると認めるとときは、貨物の輸出の許可を受けた者、貨物を輸出した者、又は当該貨物を生産した者が報告をさせることとする。

附 則

この政令は、昭和二十四年十一月一日から施行する。

政令 第号

輸出貿易管理令

内閣は、外國爲替目及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第号）第二十六條、第四十八條、第四十九條、第六十七條及び第六十九條の規定に基き、並びに同法の規定を実施するため、この政令を制定する。

(輸出の承認)

第一條 貨物を輸出しようとすると、それは、主つたる第一に該當するときには、通商産業大臣の許可による承認を受りなければならぬ。

一 別表第一に掲げ、貨物を輸出しようとするとき。
二 委託書等の易取扱い又は該款前に付けて二冊に封入する
輸入により本國へする契約によつて貨物を輸出しよう
とき。

三 外國為替官庫委員会規則で定める代金の清算の方法以
下の手續決済方法と/orして、手引で貨物を輸出しよう

とき。

2 通商産業大臣は、前項第三号の規定による承認をするとき
は、あらかじめ、外國為替官庫理事会の同意を得なければならない。

3 通商産業大臣は別表第一和第二五号から第六十号までに掲
げる貨物については、他の法により輸出の許可があつた場合
に限り、第一項の規定による承認をするものとする。

4 通商産業大臣は、国際收支の均衡を維持し、又は外国貿易若し
くは国民経済の健全な発展を図るために必要なると認めるとときは
、第一項の承認をせず又は同項の承認に條件を附すことができる。

(契約の許可)

第二條・通商産業大臣が國際收支の均衡を維持するため特に必要があると認めて通商産業省令で定めた場合は、前條第一項第二号の規定による承認は、同号に掲げた契約の締結についてあらかじめ通商産業大臣の許可を受けた者でなければ、受け取ることができない。

(支拂方法の証明)

第三條 貨物を輸出しようと又は、通商産業省令で定める手続に従い、外國為替銀行に總理府令、又は當令、通商産業省令で定めたものによれども、輸出の書類及び在庫名簿の一に該当するときは、該当する書類を提出しなければならない。

一 実該貨物の代金の支払が標準決済方法によつて行われるとときは、
該おとどきに付する書類

二 该該貨物の代金の支払が第一條第一項第三号の取扱を受けた方

法によつて行われるとときは、該おとどきに付する書類

三 该該貨物の輸出が第一條第一項第一号又は第二号の承認を受けることを要するときは、その承認を受けたことを証する書類

書類、

2 外國為替銀行は、前項の書類の提出を受けて場合において、
その書類に認証をすることができる。

(余年)

第四條 前三條の規定は、左に掲げる場合には、適用しない。
但し、別表第一第三十二号から第六十号までに掲げる貨物
については、二の限りでない。

一 別表第二に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

二 別表第三上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下
欄に掲げる貨物を本人が携帶し、又は税關に申告の上別送
して輸出しようとするとき。

(税關の確認)

第五條 税關は、通商産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとす
る者が、第三條第二項の規定による証明を受けていること又は二ルを
受けることを要しないことと確認しなければならない。

(代金の回収の義務)

第三條 貨物を輸出した者は、当該貨物につき第一條第一項の規定により認証を受けて後經濟方法に従り、遅滞なく、当該貨物の價額の全部につき、外國為替銀行を通じ、二ヶ月回収する旨の指図とならなければならぬ。

乙 貨物を輸出した者は、五ヵ月の一に該ちるときは、生水を小春まで起算の日から始めて輸出した者は、五ヵ月の内に該ちるときは、生水を小春まで起算の日から三箇月以内に支し、代金と回収しなければならぬ。

一 貨物を輸出した者は第三條第一項の規定により經濟方法の認証を受けて、外國為替銀行にて該貨物に係る外國紙幣の先印又は取引の手続をした後にあつて、善意且つ正直を得たる事由により、当該外國為替の支拂が支拂人により拒絶されたりとは、その事實を通知を受けた日より成立。

二 輸出した貨物の代金について過期金を生じたときは、生水を小春まで起算の日

3 第三條第一項第三号の規定により当該貨物の全部又は一部につき外國為替に付いた代金を回収するに際して、直商産業大臣の許可による承認を受けてから、前二項の規定は適用しない。

4 第二項の規定は該当する旨か、善意且つ正直を得たる事由により同項に定める期間内に代金を回収するに際して、直商産業大臣の許可による承認を受けてから、該期間の延長を申請することができる。

5 丙 商産大臣は、前項の許可を受けるに際して、該期間の内に代金を回収する目的で該当する旨の文書を提出し、且つ、本件の外國為替の取扱いの同意を得なければならない。

6 丙が該度不直近、前項の申請が審査の逃避、其他代金の割引を更に受け得る旨を示すときは、直商産業大臣は該件に付する。

(輸出の事後審査)

第七條 通商産業大臣は、算上法の規定により提出された書類により、当該貨物が法令の規定に従つて輸出され得るか否かを審査するものとする。

(戒告)

第八條 通商産業大臣は、外國為替業者が外國貿易管理法(以下「法」といふ)第三十條規定の範囲内に在り、行爲をしたと認めたる旨を書類あつたときは、その旨に対し、その旨を戒告することができる。

名通商産業大臣は、前項の規定による戒告を受けた者がその戒告を受けた後一年以内に法第五十條の規定の趣旨に反する

行為をしたと認めたときは、一年以内の期間を限り、通商産業大臣の承認を受けた者は貨物の輸出をしてはならない旨を命令することができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定によつて承認を受けた旨を命いた者が承認の中止があつたときは、なりあが当該輸出に関する法第五十條の規定の趣旨に反する行爲を行つていなことを確認した後にあつて承認をしなければならぬ。

(法令の違反に対する制裁の通知)

第九條 通商産業大臣は、法第五十三条又は前條第二項の規定による处罚をしたときは、その日を逓滞なく税關及び外国為替

管理委員会に通知するものとする。

(報告)

第十條 通商産業大臣は、貨物の輸出に當り、該貨物を日本に輸出した者から、該貨物を日本に輸出する手続に従い、在に掲げる事項に關する點を、官吏と一せることがざる。

- 一 第五條の規定による確認に関する事項
- 二 本該輸出に關し、某へ條の規定による審査を行ふた必
要な事項

附 則

1 この政令は、昭和二十七年十二月一日から施行する。

(昭和二十六年六月二十一日政令第百三十九号)

2 この政令施行前に、貿易等臨時措置令に基

- く命令の規定による輸出の許可を受けた者は、第一條第一項の承認を受けておらず、

- 3 この政令施行前に貿易等臨時措置令に基く命令の規定によ
る輸出の許可を受けた者は、昭和三十四年十二月十五日までは第三條
第二項の認証及び第五條の確認を受けないで当該許可に係る
貨物を輸出することができない。

- 4 第一條第一項第三号に「外國為替管理委員会規則」とあるのは
外國為替管理委員会の設置に関する法律が施行されるまでは「該理府令」と読みかえる。

別表第一

二 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第二條に規定する主要食糧、

一 クナガリイ以上、石灰石又は石炭及公同製品
二 鉄、マンガン、タンクスチン、フローム、モリブデン、バナドウム等々
他ノ鉄礦石類及公同精礦

四 銀鉄

五 合金鉄

六 鋼塊及アルトム、ビレット、スラブ、シートバー、ティンバー、スケルト

七 他ノ鉄鋼半製品

八 鋼
九 鋼素鋼及又は合金鋼

十 非鉄金属廢石及公同精礦

十一 鉄、真鍮、アルミニウム、亜鉛、カドミウム、アンチモン、鉛又はニッケル等々
下水が主原料とする非鉄金属及延伸銀鉄半製品

十二 塔塔ニ機械等の他の建設用機械及公道用機械

十三 鋼鋼用及延伸機械等の鉄鋼用機械

十四 試驗器、その他機械、精細機械等の機械加工機械

十五 機械アレス、鍛造機械、工作機械等の金属加工機械

十六 分光高真鏡、目盛入り望遠鏡、所物レンズ、透入鏡、以上の望遠

鏡、高級天体望遠鏡、測定儀、電子顕微鏡等の理化機

精密機械及公電、无线电装置

十七 鉄道車輛及公車、主要部分（輪軸、ボイラー及公台車）

十八 玉トン以上之車

十九 前二号に掲げず以外の車輛（自耕車、乗用自動車、自動自耕車、三輪車及公私用車を除く）

- 三十一 ディゼル機関及公五十軸馬力を二えと並々他々内燃機関
三十二 鋼船及び五百噸排水トンモニえうての他の船
三十三 発電所施設及公送配電用機器
- 三十四 爆薬製造施設
- 三十五 駅送局、電信局、電報局その他の通信施設
- 三十六 維持炭素
三十七 カーバイド
- 三十八 フローテンフラン
三十九 ハリケード
- 四十 ナルコイド生地
- 四十一 硝酸アンモニウム及公過酸素酸
- 四十二 植素
四十三 フロビジクリン
- 四十四 亜硝酸ナトリウム
四十五 脱酸
四十六 硝酸カリ
四十七 亜硫酸カリ
四十八 有機アルキルアミノヘキサビニトリル及公老化防止剤
- 四十九 リン
五十 硫酸
五十一 不織布
五十二 ラセラム
- 五十三 合成繊維(ハジカル)(第一回以前に輸出二水もんに該当)

四一六 十ニアラ以上ノ貨物自動車用タイヤ及ノ折曲直金八、三五吋以上同
四二一 フ

四二七 油脂ヘウイタミン油ミ除ク。

四二八 肥料既給稅則ヘ昭和二十一年農林省令第五十六号第一條に規定す
ラ肥料

四二九 電柱、枕木、杭木、杭丸太、針葉樹素材（ハルバ材を含む。）針葉樹
製材ヘ輸出品細包材を除ク。）闊葉樹素材（ハルバ材を含む。）普通新
ガス新（神馬よりのもとを除ク。）及ひ木炭

五十 除火薬及び同製品

五一 前記各号に掲げた貨物以外の輸入及本貨物

五二 传递、裏造若しくは横造の通貨、郵便切手若しくは收入印紙又は

通貨を複寫影列したまへる貨物

五三 ハサカの政府に付する支票、又は併記主張し、又はせん動する

内客所有する書籍、パンフレット、新聞、文書、廣告、回帖、寫
真、映寫用スルト、又は繪画

五四 風俗を害するおそれのある書籍、因画、影刻等並他ノ貨物

五五 蘆薈又は其の用具

五六 武器又は火薬等並他ノ爆破藥物

五七 すれぞの國の國産又は重要美術品

五八 特許權、实用新案権、商標権又は著作権を侵害する貨物
五九 本邦から出国外す者に対して正當に給付され、又は本人が自己的資金を
もつて購入した貨物及び之、二水に関する証明書又は宣誓書がある
もの以外のアメリカ合衆国政府の財産

六十 正当年所有証明書又は存し裁判品

附表第二

一 総額額定以下の貨物（当該貨物の代金支拂の標準不決清方
張により行かれ場合は限る。）

二 額額定以下を償金商品見本へ商品の注文を下すため
に、又は再生産の試品とすれども使用する目的とすら見本
品にて商品見本、非賣品として表示を附したものに限る。

三 國際郵便により送附され、且つ受取人の個人的使用に供さ
る書類、家庭用品、職業用具若しくは商業用具の内容上
の小型包装物若しくは小包郵便物又は其の方法により送附され
同様小包

四 遺骨

五 外國貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

別表第三

昭和三十一年九月二日以後本邦に入 國した外国人及び外國人を往して許可 日本邦へ入國した本邦人	一 旅費等品 二 到着荷物 三 貨物未卸品 四 入國、滞留する小口貨物及行李等 に係る合意料の取扱い及貨物の入國 の際の輸入貨物と相違する貨物は 空港、空港的に取扱いに付されし 事項(二)
永住の目的をもつて中國または本邦人 及昭和三十一年九月二日前から本邦に居 住し、永住の目的をもつて中國または外國人	一 一 携帶品 二 引越荷物 三 商業用具
本邦から引揚げた中国人、台灣人、 朝鮮人及び琉球人	一 一 携帶品 二 引越荷物 三 商業用具
一時的上出國する外國人及び本邦人	一 里童の半不不以内外商業用具(本邦 に係る商業又は個人的業務に使用し、 且つ、實體上他法律上拘束の有るもの の除外)
船舶又は航空機の乗組員	一 携帶品(自動車を除く) 二 本人私用に供する認定小口貨物
外交官又は通商圓融局公使が指 定する者	一 すべての貨物

備考

- 一 二の表において「携帯品」とは、半荷物、衣類、書類、化粧用品、自動車へ公私に限らず、身辺未断開品を。他人ノ私用に供することを目的とし、且つ、必要とするものである物件をいう。
- 二 二の表において「引越荷物」は、本人及公室の家族が住居を譲り定し、離婚するときに保有する二三の目的とし、且つ、通常必要となる物件をいう。
- 三 二の表において「職業用具」とは、通常、本人の職業に使用される目的を有し、且つ、必要と認められる道具をいう。

別表第一

八、鉄鋼管等製法（昭和十七年法律第四十号）第三條に規定す。

主な余糧

日本、英、米、印、荷、比、法、西、石炭

金屬石及小同精鐵

金、銅、鉛

炭素鋼及合金鋼の半製品

赤銅及白銅、金銅、黄銅

銅、金

純金屬鐵石及小同精鐵

九、金屬地金、同精鐵地金、同生地金及同再生地金
及銅、真鍮、アルミニウム、亜鉛、カドミウム、アンチモン、銅
ナリ、それがも原料とする瓦斯製品及小引拔製品

十、建設機械及道路機械

十一、鋼筋

十二、礦山機械

十三、金屬加工機械

十四、理化等構築機械及電子試験装置

十五、鉄道車輛及公共主要部分品

十六、上トニ以上、廿人引車

十七、前二号に掲げ以外の車輛（自轉車、家用自動車、自転自轉車等）

（輸出及公私用車）

以開大約多口門處可以之。他內燃機閥

之開閉，由氣缸之活塞運動，而水之冷熱循環

發電機之發

電之發

發

機之發動，及發電機之發

發

過程系戰場

地圖

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

地

四百三 メニト判鑑

四百四 前

四百五 デラク以ヒ貨物自動車用タイヤ及ハ鋼面夏冬ハ所以ニ開リ

四百六 細脂(ワイヤミン細ミ隊)

四百七 肥料販送規則(昭和二年農林省令第14号)第一條に規定す

四百八 電線、枕木、杭木、丸太、樹葉樹木材(以下同)、刷業樹木材(以下同)、普通紙(以下同)、人形等

四百九 前項各号に掲示の貨物以外の輸入之ル貨物

四百十 優道裏造若ヒノ模造ノ直貨、鄭健功等若ヒノ收入印紙又

四百十一 血貨、櫻鳳彫刻ヒナヒル貨物

四百十二 不良品、政府ト付ナシトヨヒ人乞人乱、王張レ、又は人跡不消

四百十三 書籍ハーフト、新聞、文書、廣告、回吹、寫真、映画

四百十四 フィルム又は繪画

四百十五 不良品ハ書籍、回風彫刻物等他ノ貨物

四百十六 麻薺又は其用具

四百十七 武器又は火薬等他の爆薬物

四百十八 下小ハ國々國宝又は重要美術品

四百十九 特許权、实用新案权、簡権权又は著作権、侵權等の貨物

四百二十 不良品、國子、在洋レ正當仕合等小人貿易の貨金等之販賣

四百二十一 金レ關口註明書人付宣傳書、不外ハアリガ金庫

四百二十二 国政府財庫

四百二十三 正當所用註明書ヨリ作成戰利品

Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law

Chapter I	General Provisions. (Art. 1-9)
Chapter II	Foreign Exchange Banks and Money Changers. (Art. 10-15)
Chapter III	Foreign Exchange Budget. (Art. 16-20)
Chapter IV	Concentration of Foreign Exchange. (Art. 21-26)
Chapter V	Restrictions and Prohibitions. Section I Payments (Art. 27-29) Section II Claimable Assets (Art. 30) Section III Securities (Art. 31-35) Section IV Immovables (Art. 36-41) Section V Others (Art. 42-46)
Chapter VI	Foreign Trade. (Art. 47-55)
Chapter VII	Appeals and Review. (Art. 56-64)
Chapter VIII	Miscellaneous (Art. 65-69)
Chapter IX	Penalty Provisions. (Art. 70-73)
Supplementary Provisions	

裏面白紙

Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law

Chapter I. General Provisions

(Purpose)
Article 1. The purpose of this Law is to provide for the control of foreign exchange, foreign trade and other foreign transactions, necessary for the proper development of foreign trade and for the safeguarding of the balance of international payments and the stability of the currency, as well as the most economic and beneficial use of foreign currency funds, for the sake of the rehabilitation and the expansion of the national economy.

(Review)
Article 2. The provisions of this law and orders issued thereunder to implement this Law shall be reviewed with the objective of gradually relaxing and eliminating the restrictions established by this Law or the orders issued thereunder, as the need for them subsides.

(Ministerial Council)
Article 3. There shall be established under the cabinet a Ministerial Council which shall have as its responsibility the establishment of the foreign exchange budgets.

2. Necessary matters concerning the organization and operation of the Ministerial Council shall be provided for by Cabinet Order.

(Foreign Exchange Control Board)
Article 4. There shall be established by separate law an organization titled the Foreign Exchange Control Board.

(Scope of application)
Article 5. This Law shall apply also to acts, performed outside Japan by representatives, agents, employees and other persons engaged by juridical persons having their head offices or main places of business in Japan, in regard to the property or business of such juridical persons. The same shall apply to acts, performed outside Japan by persons domiciled in Japan their representatives, employees and other persons engaged by them, in regard to their property or business.

(Definitions)

裏面白紙

(Definitions)
Article 6. In order to make uniform the application of this law and orders issued in accordance therewith the following terminology shall be defined to mean:

- (1) "Japan" shall mean Japan Proper, Hokkaido, Shikoku, Kyushu and dependent islands thereof as stipulated by orders.
- (2) "Foreign countries" shall mean territories outside Japan.
- (3) "National currency" shall mean Japanese currency.
- (4) "Foreign currency" shall mean any other than national currency.
- (5) "Exchange residents" shall mean all natural persons who have their permanent place of abode or who customarily live in Japan, and also juridical persons (corporate bodies, enterprises), having their seat or place of administration in Japan. The branches in Japan (agencies, establishments, etc.) of exchange non-residents are considered to be exchange residents irrespective of whether they are independent in law or not and even if the place of their administration or their headquarters is located abroad.
- (6) "Exchange non-residents" shall mean all persons, natural or juridical, other than those falling under the ranking of exchange residents.
- (7) "Means of payment" shall mean bank notes, Treasury notes, small paper money, coins, checks, bills of exchange, money orders, letters of credit and other orders for payment.
- (8) "Foreign means of payment" shall mean money in foreign currency and other means of payment as specified in the preceding item which are expressed in foreign currency or payable abroad irrespective of the currency in which they are expressed.
- (9) "Domestic means of payments" shall mean any means of payment other than foreign means of payments.

(10)

裏
面
白
紙

- (10) "Precious metals" shall mean gold, silver, platinum, ruthenium, rhodium, palladium, osmium, iridium, ilidosmin, alloys thereof, all goods principally composed of such metals, as well as gold and silver coins withdrawn from circulation, commercial coins, commemorative coins and gold medals.
 - (11) "Securities" shall mean entries in debt and stock registers, bonds, shares, certificates giving title to bonds or shares, debentures, corporate debentures, Treasury bills, mortgage bonds, scrips, profit certificates and similar documents, as well as interest and dividend coupons and talons.
 - (12) "Foreign securities" shall mean securities which are payable abroad or expressed in foreign currency values which are abroad.
 - (13) "Claimable assets" shall mean time deposits, demand deposits, insurance policies and claims, balances in current account, any claims to be paid such as arising out of loans or bids or any other claims, expressed in terms of money insofar as they are not embodied within the meaning of other items of this Article.
 - (14) "Foreign claimable assets" shall mean those payable abroad or in foreign currency.
 - (15) "Goods" shall mean movable goods, with the exception of gold and other precious metals, means of payment, securities and documents in which claimable assets are embodied.
 - (16) "Property" shall mean property included under items 7, 10, 11, 13, 15 and any other property.
2. The Minister of Finance may in cases of doubt decide whether a certain person or other body is an exchange resident or exchange non-resident.
- (Rate of exchange)
Article 7. The basic rate of exchange of the national currency shall be unitary for all kinds of transactions and determined by the Minister of Finance with approval of the Cabinet.
2. The Minister of Finance shall maintain orderly cross rates of exchange with foreign currencies.

3. The Foreign Exchange Control Board shall determine with approval of the Minister of Finance the rates at which it will buy and sell foreign exchange.
4. The Foreign Exchange Control Board may with the approval of the Minister of Finance fix the buying and selling rates of exchange at which authorized foreign exchange transactions may be executed as well as commissions related thereto.
5. The buying and selling rates may not differ from the basic exchange rate under Paragraph 1 or cross rates under Paragraph 2 in the case of spot exchange transactions by more than one(1) per cent.
6. When the Minister of Finance or the Foreign Exchange Control Board determined, in accordance with the provisions of Paragraphs 1 through 4, the basic rate, cross rates, or the buying and selling rates of foreign exchange or commissions related thereto, no person may perform transactions not in accordance therewith.

(Designation of Currency)

Article 8. Transactions authorized under this law may be effected only with currencies prescribed by the Minister of Finance.

(Emergency suspension of transactions)

Article 9. The competent minister may as provided for by Cabinet Order, if deemed urgently necessary in case a sudden change takes place in the economic situation, suspend transactions governed by the provisions of this law for a designated period specified in the Cabinet Order.

2. The suspension under the provisions of the preceding paragraph shall not result in default of payments which were already authorized under provisions of this law and the possible delay thereon will be limited to the extent of the designated period specified by Cabinet Order.

裏面白紙

CHAPTER II. Foreign Exchange Banks
and Money Changers.

(Foreign exchange bank)

Article 10. Any bank which intends to perform foreign exchange business shall obtain the authorization of the Minister of Finance designating offices where the business shall be performed (including offices in foreign countries of banks which are juridical persons established under Japanese law; the same hereinafter) and the scope of such business.

2. The Minister of Finance shall not give the authorization under the preceding paragraph, if he deems that the bank concerned will have difficulty in procuring sufficient international credit, or it has not sufficient staff capable of performing foreign exchange transactions effectively.
3. The foreign exchange bank (this shall mean bank authorized under paragraph 1; the same hereinafter) shall obtain the authorization of the Minister of Finance, in case it intends to establish new offices performing foreign exchange business, alter the name or location of such offices, or alter the scope of foreign exchange business.
4. The foreign exchange bank shall notify the Minister of Finance in advance, in case it intends to relinquish foreign exchange business at all or any of offices performing such business.

(Business arrangements)

Article 11. The foreign exchange bank shall obtain the approval of the Foreign Exchange Control Board before concluding arrangements to transact business under the provisions of this law with banks or other financial organs abroad.

(Duty of confirmation of foreign exchange bank)

Article 12. The foreign exchange bank, in case it intends to perform transactions with clients concerning business under the provisions of this law shall not perform such business unless it satisfies itself that the clients concerned have obtained, or are not required to obtain, approval in accordance with the provisions of this law.

(Sanction)

裏面白紙

(Sanction)

Article 13. The Ministry of Finance may, in case the foreign exchange bank violated or attempted to violate the provisions of this law, or any order or disposition issued on the basis of this law, cancel the authorization under Article 10, Paragraph 1, or suspend the business under the provisions of this law of the office which committed such violation for and/or restrict the scope of such business for a period not exceeding one (1) year.

(Money changers)

Article 14. Any person who intends to perform money changers' business shall obtain the authorization of the Minister of Finance, designating offices where the business shall be performed and the scope of such business.

2. The provisions of Article 10, Paragraphs 3 and 4, Article 12, as well as the preceding article shall apply mutatis mutandis to money changers (this shall mean any person authorized under the provision of the preceding paragraph; the same hereinafter).

(Duty to report)

Article 15. The foreign exchange banks and money changers shall submit reports to government agencies as provided for by Cabinet Order concerning business transacted under the provisions of this law.

裏面白紙

CHAPTER III. Foreign Exchange Budget

(Establishment of budget)

Article 16. The Foreign Exchange Budget will be based upon a careful and cautious appraisal of foreign exchange availability so that the danger of deficits resulting in defaults or undesirable depletion of reserves are avoided.

Article 17. The Foreign Exchange Budget will be prepared with due regard:

- (1) To the convertibility or the transferability of currencies.
- (2) To the requirement for a working reserve sufficient to insure the elasticity necessary to meet ordinary contingencies of trade and transactions.

Article 18. At the time of establishing the Foreign Exchange Budget it shall be provided that adequate balances of exchange of various currencies be maintained as a reserve to meet deficits arising out of errors in calculations or in estimates or out of extraordinary contingencies.

(Alteration of budget)

Article 19. The Foreign Exchange Budget may be changed only by the Ministerial Council and only in cases of exceptional circumstances.

(Effect of budget)

Article 20. Any agency responsible for authorizing the use of funds budgeted by the Ministerial Council may not exceed the amount budgeted for any such authorization without approval of the Ministerial Council.

- o -

CHAPTER IV. Concentration of Foreign Exchange

(Concentration of foreign means of payment)

Article 21. Any person in Japan may, as provided for by Cabinet Order, be required to deposit or register the properties mentioned in the following items to the specific place or by specific procedures, or to sell the same for national currency to the Foreign Exchange Special Account, Bank of Japan, Foreign Exchange Banks, or other persons, at the price to be fixed by the Minister of Finance, considering the official price, or if no official price exists, the market price;

- (1) Foreign means of payment situated in Japan.
- (2) Precious metals situated in Japan.

Article 22. Any exchange resident may, as provided for by Cabinet Order, be required to deposit or register the properties mentioned in the following items to the specific place or by specific procedures, or to sell the same for national currency to the Foreign Exchange Special Account, Bank of Japan, Foreign Exchange Banks, or other persons, at the price to be fixed by the Minister of Finance, considering the official price, or if no official price exists, the market price;

- (1) Foreign means of payment.
- (2) Precious metals.
- (3) Foreign claimable assets.
- (4) Foreign securities.

Article 23. Any exchange non-resident may, as provided for by Cabinet Order, be required to deposit or register the following items to the specific place or by the specific procedure;

- (1) Domestic means of payment.
- (2) Claimable assets expressed in national currency.
- (3) Securities expressed in national currency.

(Exception of concentration)

Article 24. There shall be prescribed in the Cabinet Order to be issued under the preceding three articles the manner and the degree to which the provisions of the preceding articles of this chapter shall apply to foreign exchange banks, money changers, and others.

183

裏面白紙

Article 25. The provisions of Article 22 shall apply to non-Japanese exchange residents only insofar as it pertains to items specified therein which may have accrued to such non-Japanese exchange residents as a result of transactions which are governed by the provisions of this law and the orders and ordinances thereunder.

(Duty to collect claimable assets)

Article 26. Any person who acquired any claimable assets arising with respect to exchange non-residents shall collect the same immediately as they become due unless otherwise authorized by cabinet orders.

2. No person shall frustrate such claimable assets by giving them up in whole or in part, by receiving less than the full value, or conniving in delay of payment.

め
ぐ
れ
ず

裏
面
白
紙

Restrictions and Prohibitions
Section I Payments

(Restrictions and prohibition of payment)
Article 27. Unless authorized as provided for in this law or in Cabinet Order no person shall in Japan:

- (1) Make any payment to a foreign country.
- (2) Make any payment to an exchange non-resident or receive any payment from an exchange non-resident.
- (3) Make any payment to an exchange resident on behalf of an exchange non-resident or receive such payment.
- (4) Place any sum to the credit of an exchange non-resident or receive any sum for credit from an exchange non-resident.

2. The provisions of items 2 through 4 of the preceding paragraph shall not apply:

- (1) To payments made in national currency for settlement of expenditures arising in connection with an exchange non-resident's sojourn in Japan such as those covering cost of living or normal purchases of commodities or services,
- (2) to payments in national currency made in the course of domestic business in Japan to which the exchange non-resident is authorized.

Article 28. Unless authorized as provided for in this law or in Cabinet Orders no person shall in Japan and no exchange resident shall abroad, make any payment to or for the credit of an exchange resident as a consideration or association with payment or other benefit accruing to anyone abroad or acquisition of property abroad.

Article 29. Unless authorized as provided for in this law or in Cabinet Order no person shall in Japan and no exchange resident abroad receive any payment from or on behalf of an exchange resident as a consideration or association with surrender of any value abroad.

Section II Claimable Assets

(Restriction and prohibition concerning claimable assets)
Article 30. No person may be a party to creation, modification, liquidation, settlement or direct or indirect transfer of the following items or to any other transaction of the same unless authorized

裏面白紙

- (1) Claimable assets expressed in national currency between exchange non-residents.
- (2) Foreign claimable assets between exchange residents.
- (3) Claimable assets between an exchange resident and an exchange non-resident.

Section III - Securities

(Securities located in Japan)

Article 31. No person may sell, buy, donate, exchange, lend, borrow, deposit, pledge or transfer in any way securities located in Japan or transfer any rights to such securities without being duly authorized or obtaining a license under provisions of Ministry of Finance Ordinance.

2. The provision of the preceding paragraph shall not apply to transactions of domestic securities between exchange residents.

(Securities located abroad)

Article 32. No exchange resident may sell, buy, donate, borrow, exchange, lend, or deposit, pledge or transfer in any way securities located abroad or transfer any rights to such securities without being duly authorized or obtaining a license under the provisions of Ministry of Finance Ordinance.

2. The provisions of the preceding paragraph shall apply to non-Japanese exchange residents only insofar as it pertains to securities which may have accrued to such non-Japanese exchange residents as a result of transactions which are governed by a provisions of this Law and the orders and ordinances thereunder.

(Safekeeping of securities)

Article 33. No person may, unless authorized as provided for by Ministry of Finance Ordinance, be a party to an arrangement of safekeeping of a security, other than pertaining to domestic securities for safekeeping in Japan, in favor of an exchange resident, or to foreign securities for safekeeping abroad in favor of an exchange non-resident, if such arrangement is made between exchange non-residents.

(Floatation of securities)

Article 34. Unless being duly authorized or obtaining a license under the Ministry of Finance Ordinance:

- (1) No person may float abroad securities payable in national currency.

め
ぐ
れ
す

裏
面
白
紙

- (2) No Exchange resident may float any securities abroad.
- (3) No exchange non-resident may float foreign securities in Japan.

(Subscription of securities)
Article 35. Without being duly authorized or obtaining a license as provided for by Cabinet Order:

- (1) No exchange resident shall subscribe to foreign securities.
- (2) No exchange non-resident shall subscribe to domestic securities.

Section IV - Immovables

(Immovables located abroad)
Article 36. Unless authorized as provided in the Ministry of Finance Ordinance no exchange resident shall acquire foreign immovable property or right thereto.

Article 37. Unless authorized as provided in the Ministry of Finance Ordinance no exchange resident shall dispose of his foreign immovable property or give up or surrender any part of his right thereto.

(Immovables located in Japan)
Article 38. Unless authorized as provided for by Cabinet Order no exchange resident shall dispose of immovable property in Japan or any right pertaining to it in favor of an exchange non-resident.

Article 39. Unless authorized as provided in the Cabinet Order no exchange non-resident shall acquire immovable property in Japan or right thereto from an exchange non-resident.

Article 40. Unless authorized as provided for by Cabinet Order no exchange non-resident shall dispose of immovable property situated in Japan or give up or surrender any part of his right thereto.

(Exceptions)
Article 41. The provisions of Articles 36 and 37 shall apply to non-Japanese exchange residents only insofar as they pertain to immovable properties specified therein which may have accrued to such non-Japanese exchange residents as a result of transactions which are governed by the provisions of this law and the orders and ordinances thereunder.

Section V

裏
面
白
紙

Section V - Others

(Services)

Article 42. Unless authorized as provided for by Cabinet Order no person shall contract for services involving payment, settlement or any other transaction governed by provisions of this law.

Article 43. Unless authorized as provided for by Cabinet Order no exchange resident shall render services to an exchange non-resident unless an adequate payment is provided for in accordance with provisions of this law.

Article 44. Any person or exchange non-resident as specified in the preceding two Articles may be required to obtain prior approval from or present certification of adequate payment to the competent government agency as provided for by Cabinet Order.

(Export or import of means of payment etc.)

Article 45. Unless authorized as provided for by Cabinet Order no person may export or import means of payment, precious metals, securities, or documents embodying rights to claimable assets.

Article 46. The Cabinet Order specified in the preceding article shall prescribe the manner and the degree to which the provisions of the preceding article shall apply to persons entering or leaving Japan.

裏面白紙

CHAPTER VI. Foreign Trade

(Principle of export)

Article 47. Export of goods from Japan will be permitted with the minimum restrictions thereon consistent with the purpose of this law.

(Approval of export)

Article 48. Any person desiring to export goods from Japan may be required to obtain the approval of the Ministry of International Trade and Industry for those types of export goods and/or method of transactions or payments as provided for by Cabinet Orders.

2. The restrictions provided for by the Cabinet Orders specified in the preceding paragraph shall be within the limit of necessity for the maintenance of the balance of International payment and sound development of international trade or national economy.

(Certification of payment method)

Article 49. The Minister of International Trade and Industry may by ordinance require from any person desiring to export goods an adequate certification that satisfactory payment is provided for as provided for by Cabinet Order.

(Fair export trade)

Article 50. Any person exporting goods shall exercise due respect to laws and regulations prohibiting unfair competition in the country of final destination of such goods.

(Emergency suspension of shipment)

Article 51. The Minister of International Trade and Industry may suspend by ordinance the shipment of export goods, designating the articles and/or destination for a period not exceeding one month, when he deems it necessary as a matter of grave emergency.

(Approval of import)

Article 52. In order to ensure the most economic and beneficial imports of goods within the scope of foreign exchange budget any person desiring to effect import may be required to obtain approval therefor as provided for by Cabinet Order.

(Sanction)

Article 53. The Minister of International Trade and Industry may prohibit any person who, in connection with the export or import of goods, has violated the provisions of this law, ordinances or measures based thereon, from engaging in import or export transactions for a period not exceeding one year.

裏
面
白
紙

(Direction and supervision to customs chief)
Article 54. The Minister of International Trade and Industry shall direct and supervise the customs chief regarding the export and import of goods under his jurisdiction as provided for by Cabinet Order.

2. The Minister of International Trade and Industry may delegate to the customs chief a part of his power based on this law as provided for by Cabinet Order.

(Presentation of collateral)
Article 55. Any person desiring to import goods may, as provided for by Cabinet Order, be required to furnish deposit or securities, or collateral in order to assure the effectuation of import concerned.

2. In case the person who obtained an import license did not effectuate such import the deposit, securities, or collateral under the preceding paragraph may be forfeit to the national treasury in accordance with provisions of Cabinet Order.

CHAPTER VII. Appeals and Review

(Appeal)

Article 56. Any person aggrieved by the action or disposition made by a competent government agency under the provisions of this Law or orders issued thereunder, may appeal to such agency by filling a petition in writing stating the substance of his grievance.

(Hearing)

Article 57. Any government agency receiving such petition as mentioned in the preceding Article shall afford to the petitioner an opportunity for public hearing after reasonable advance notice.

2. The notice shall state the time, place, and issues involved.
3. At the hearing, opportunity shall be afforded the petitioner and all interested persons to present evidence and argument with respect to said issue.

(Decision)

Article 58. The competent government agency shall make the decision on the issues. Such decision shall be made in writing and copies thereof shall be delivered to the petitioner and other interested persons.

(Rules of procedure)

Article 59. Appropriate rules of procedure for appeals, notice, hearing and decision shall be provided for by Cabinet Order.

Article 60. Any person aggrieved by a final decision rendered by any competent government agency in accordance with the preceding Articles of this Chapter, shall be entitled to judicial review thereof in accordance with the provision of the following Article.

Article 61. Suits against the decisions of the competent government agencies under this Law shall be under the jurisdiction of the District Courts within whose district the office of the government agency which is defendant, is located.

2. Proceedings for review shall be instituted the service of the final decision of the government agency.
3. Copies of the petition shall be served upon the government agency and upon all other interested persons involved in the hearing before the such agency.

Article 62.

裏面白紙

Article 62. Within thirty days after the service of the petition, or within such further time as the court may allow, the government agency shall transmit to the reviewing court the original or a certified copy of the entire record of the proceedings under review; the record may be shortened by agreement of the persons and government agencies involved in the hearing.

Article 63. The review shall be confined to the record, except that in cases of alleged irregularities in procedure before the government agency, not shown in the record, testimony thereon may be taken by the court.

Article 64. The court may affirm the decision of the government agency or remand the case for further proceedings; or it may reverse or modify the decision if the substantial rights of the petitioners may have been prejudiced because the administrative findings, inferences, conclusion, or decisions are:

- (1) in violation of constitutional provisions; or
- (2) in excess of the statutory authority or jurisdiction of the government agency; or
- (3) made upon unlawful procedure; or
- (4) affected by other error of law; or
- (5) unsupported by competent, material, and substantial evidence; or
- (6) unwarranted by the facts to the extent that the facts are subject to trial de novo by the reviewing court.

CHAPTER VIII. Miscellaneous

(Power of Fair Trade Commission)
Article 65. Nothing in the provisions of this Law shall be construed to repeal, modify or affect application of the Trade Association Law (Law No.151 of 1948) or the Law relating to Prohibition of Private Monopoly and Method of Preserving Fair Trade (Law No.54 of 1947) or the power of the Fair Trade Commission to take action thereunder in any particular situation.

(Actions of government agency)
Article 66. Those provisions of this Law or orders thereunder, which stipulate that the license, approval, or other actions of government agencies, or the foreign exchange banks are required, shall not apply, as may be provided for by Cabinet Order, in case a government agency performs acts requiring license, approval or other action concerned.

(Duty to report)
Article 67. In addition to those reports provided for in this Law, the competent government agencies may require, within the limit of the necessity for ensuring the enforcement of this Law, other reports from any person who carries out transactions governed by this Law or other persons concerned as provided for by Cabinet Order.

(Spot inspection)
Article 68. The competent government agencies may, within the limit of the necessity for ensuring the enforcement of this Law, permit officials concerned to enter the places of business, or offices of the foreign exchange banks and money changers during hours of business and inspect books, documents and other articles, or interrogate the persons concerned.

2. In conducting spot inspections in accordance with the provision of the preceding paragraph, a certificate to show his position shall be carried by the official and presented to the persons concerned.
3. The authority of spot inspection or interrogation in accordance with the provision of Paragraph 1 shall not be construed as being recognized for the search of crimes.

(Delegation of a part of business)
Article 69. The competent government agencies may as provided for by Cabinet Order require the Bank of Japan or the foreign exchange banks to handle a part of the business concerning the execution of this Law.

裏
面
白
紙

2. In case a part of the business is entrusted to the Bank of Japan under the preceding paragraph, expenses for handling such business may be borne by the Bank of Japan.
3. In case of Paragraph 1, staffs of the Bank of Japan and foreign exchange banks shall be regarded under laws and orders as officials engaged in public service with respect to the application of the criminal code, (Law No.45 of 1907) and penal provisions of other laws.

裏面白紙

CHAPTER IX. Penalty Provisions

Article 70. Any person who comes under any one of the following items shall be liable to penal servitude not exceeding three (3) years or to fine not exceeding 300,000 yen, or to both, provided that in cases where three (3) times the value of the good concerned exceeds 300,000 yen, the fine shall not exceed three times the value of such goods.

- (1) Any person who performed spot transactions of foreign exchange in violation of the provisions of Article 7, Paragraph 5, in case the selling or buying rate for spot transactions is not fixed.
- (2) Any person who violated the provisions of Article 7, Paragraph 6.
- (3) Any person who violated the provisions of Article 8.
- (4) Any person who engaged in the foreign exchange business without obtaining the authorization under Article 10, Paragraph 1.
- (5) Any person who violated the suspension or restriction under Article 13 (including the case of application under Article 14, Paragraph 2).
- (6) Any person (excluding foreign exchange banks) who engaged in the money changers' business without obtaining the authorization under Article 14, Paragraph 1.
- (7) Any person who violated the provisions of Article 26, Paragraphs 1 and 2.
- (8) Any person who violated the provisions of Article 27.
- (9) Any person who violated the provisions of Article 28.
- (10) Any person who violated the provisions of Article 29.
- (11) Any person who violated the provisions of Article 30.
- (12) Any person who violated the provisions of Article 31.
- (13) Any person who violated the provisions of Article 32.
- (14) Any person who violated the provisions of Article 33.

裏
面
白
紙

(15)

- (15) Any person who violated the provisions of Article 37.
- (16) Any person who violated the provisions of Article 38.
- (17) Any person who violated the provisions of Article 39.
- (18) Any person who violated the provisions of Article 40.
- (19) Any person who violated the provisions of Article 45.
- (20) Any person who violated the provisions of Article 51.
- (21) Any person who violated the prohibition of export or import under the provisions of Article 53.
- (22) Any person who violated the provisions of Orders under Article 9, 21 to 23 inclusive, 48 or 54.

Article 71. Any person who comes under any one of the following items shall be liable to penal servitude not exceeding one year or to a fine not exceeding 100,000 yen, or to both.

- (1) Any person who established a new office performing foreign exchange bank business or money changer's business, altered the name or location of the office performing the foreign exchange bank business or money changers' business, or altered the scope of the foreign exchange bank business or money changers' business, without obtaining the license under Article 10, Paragraph 3 or under the same paragraph to be applied mutatis mutandis in case of Article 14, Paragraph 2.
- (2) Person who violated the provisions of Article 33.
- (3) Person who violated the provisions of Article 34.
- (4) Person who violated the provisions of Article 35.
- (5) Person who violated the provisions of Article 42.
- (6) Person who violated the provisions of Article 43.
- (7) Person who failed to obtain prior approval in violation of the provisions prescribed by Cabinet Order under Article 44.

Article 72.

裏
面
白
紙

Article 71. Any person who comes under any one of the following items shall be liable to penal servitude less than six (6) months or a fine not exceeding fifty thousand (50,000) yen.

- (1) Person who relinquished his foreign exchange bank business or money changers' business without making report or with false report under the provisions of Article 10, Paragraph 4 or under the same paragraph to be applied mutatis mutandis under Article 14, Paragraph 2.
- (2) Person who concluded any arrangement under Article 11 without obtaining the approval under the same Article.
- (3) Person who violated the provisions of Article 12, or the same Article to be applied mutatis mutandis under Article 14, Paragraph 2.
- (4) Person who failed to make report or made false report required under Article 15.
- (5) Person who failed to present certification or presented false certification in violation of the provisions prescribed by Order under Article 44.
- (6) Person who failed to present satisfactory certification or presented false certification in violation of the provisions prescribed by Order under Article 49.
- (7) Person who failed to make report or made false report in violation of the provisions prescribed by Order under Article 67.
- (8) Person who refused, obstructed or evaded the inspection under Article 63.
- (9) Person who failed to respond or made false response to the interrogation under Article 68.

Article 73. When a representative of a juridical person, or an agent, employee or other worker engaged by a juridical person or a natural person, violated the preceding three(3) Article in regard to the business or property of such juridical or natural person, the juridical person or the natural person shall be liable to a fine specified in each Article in addition to the punishment of the offender.

supplementary

裏面白紙

Supplementary Provisions

1. The effective date of this Law shall be prescribed for each Article by cabinet order, provided that such date shall not be later than March 31, 1950.
2. Laws and ordinances stated below shall be repealed.
Foreign Exchange Control Law (Law No. 83 of 1941).
Ordinance concerning the Restriction or Prohibition of Importing Bullion or Alloy of Gold, Silver or Platinum. (Imperial Ordinance No. 578 of 1945).
Ordinance concerning Exceptional Provisions for Penal Provisions of the Foreign Exchange Control Law (Imperial Ordinance No. 542, 1945.)
Ordinance concerning the Temporary Measures on Foreign Trade etc. (Imperial Ordinance No. 328 of 1946)
Cabinet Order concerning Control of Exports and Imports of Property and Cargo. (Cabinet Order No. 199 of 1949)
Cabinet Order concerning the Temporary Measures for Foreign Exchange Bank etc. (Cabinet Order No. 353 of 1949)
3. With regard to the application of penalty provisions to the actions committed before the effectuation of this Law, Laws and orders stated in the preceding paragraph shall be still effective after the effectuation of this Law.
4. Necessary matters concerning the abrogation of Laws and Orders stated in Paragraph 2 shall be provided for by Cabinet Order.

裏面白紙

貨物の輸入に関する政令案要綱

二四、一一、一二

- 一、閣僚審議会が決定した外口爲替予算に基いて通商産業大臣は輸入に必要な事項を公表すること。
- 二、貨物を輸入しようとする者は、前項の公表の範囲内に於て外口爲替銀行の承認を受けて輸入することができること。
- 三、外口爲替銀行は、所要の外貨資金の有無につき外口爲替管理委員会に照会し、その承認を受けた後、輸入の承認を行ふことができること。
- 四、前項の承認は、原則として先着順になされること。
- 五、閣僚審議会が外貨資金の割当を行うべきものと定めた範囲の貨物については、通商産業大臣は、その需要者、輸入業者又は販売業者に対し、その申請により当該貨物の輸入に必要な外貨資金の割当を行い、外貨資金割当証明書を交付すること。この場合においては、外口爲替銀行は、輸入の承認に当たり外口爲替管理委員会に照会することを要しないこと。
- 六、貨物を輸入しようとする者は、左の場合に限り、外口爲替銀行の承認を受けるのに先立ち、通商産業大臣の特別承認を受けなければならないこと。
 1. 輸入限度（品目の貨物につき二人の者が一定の期間内に輸入しうる限度）をこえて貨物を輸入しようとするとき。
 2. 公表において定められた仕入地域以外の地域から貨物を輸入しようとするとき。
 3. 外口爲替管理委員会規則で定める通常の決済方法によらないで貨物を輸入しようとするとき。
- 七、輸入申請の殺到を防ぐために、輸入承認を申請する者は申請の際、申請額の五十%の範囲内に於て通商産業大臣の定める額の担保の提供を要求されること。
- 八、前項の担保は、輸入承認の有効期限内に貨物を輸入しなかつたときは、没収され口庫に帰属するものとすること。

政令第 号

外國為替及び外國貿易管理法の一部の施行期日を定める政令案
内閣は、外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第号）附則第一項及び第四項の規定により、この政令を制定する。

外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第号）中左に掲げる規定は、昭和二十四年十二月一日から施行する。

- 一 第一條、二条未詳まで、第七條第一項、第二項及以下大項、第八條、第十條から第二十條まで並びに第三四十条から第五十一條まで
- 二 第二十六、第五十三條及び第五十四條、（貨物の輸出に係る部分に限る。）
- 三 第九條、第五十六條から第七十三條まで（前二号に掲げる規定に係る部分に限る。）
- 四 附則第二項中「に掲ぐる部分」

イ 外國為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）及び外國為替管理法の罰則の特例に関する件（昭和二十年五月六日第六百五号）中外國為替相場の取扱、外國為替銀行及び両替商立替に係る輸出・輸入の規定の廃止に関する部分

ロ 全、銀ノハ白金ヲカシムノロリ全の輸入、制限又は禁止等に関する件（昭和二十一年勅

令第五日ニ付ノニ）「易等監時措置令（昭和二十一年勅令第三百二十八号）及び賈子ノハ貨物の輸出への取締りに関する政令（昭和二十四年政令第百九十九号）中貨物の輸出上に於ける規定の廃止に関する部分」

ハ 外國為替銀行の監理指掌上等に関する政令（昭和二十四年政令第三百五十三号）（第八候から第十一條まで及びその他の規定中に以下の規定に係る部分を除く。）の廃止に関する部分

五 附則第三項及び第四項（前号に掲げる規定に係る部分に限る。）

附 則

- 1 二、前号、昭和二十四年十二月一日から施行する。
- 2 昭和二十四年大蔵省告示第77号（但書）、外國為替及び外國貿易管理法第七條第一項及び第二項の規定により定められる基準外國為替相場及び裁定外國為替相場にかかるラテ、当分の間、なほその效力を有する。
- 3 外國為替特別会計法（昭和二十四年法律第号）第十一條、全、外國通貨及び外貨表示證書の買上に関する政令（昭和二十四年政令第五十二号）第二條及び賊産及び貨物の輸出入の取締に関する政令第七條第一項中「外國為替管理法に基く外國為替相場取

極に開きる命令（明治十六年六月省令第セナニ号）第一條の規定にて、前だ匡が指定する外國為替相場」とある。是れ、シテ、此處に於て見る所では、「外國為替及び外國領事館等七條第一項又は第二項の總合」大體べつて、その上「外國為替相場」又は「外國為替相場」と讀む勞えをモウカ。

政令第 号

外國為替銀行及び兩替商の報告に関する政令

内閣は、外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第 号）第十條及び附則第四項の規定に基き、この政令を制定する。

1 外國為替銀行及び兩替商は、外國為替管理委員会規則で定めるところにより、その業務について定期的に外國為替管理委員会に報告しなければならない。

2 大蔵大臣は、外國為替銀行及び兩替商から、その業務について必要な報告書を徴することができる。

3 通商産業大臣は、外國為替及び外國貿易管理法（以下「法」という。）第六章の規定を実施するため必要がある場合は、外國為替銀行からその業務について報告を徴することができる。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令施行の際外國為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年政令第三百

五十三号）第三條第一項又は第五條第一項の認可を受けている者は、法第十條第一項又は第十條第一項の認可を受けたものとみなす。

3 この政令施行の際輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令（昭和二十四年政令第二百六十大号）附則第二項の規定による指定を受けている銀行は、大蔵大臣の指定する日までは、同令に規定する業務を営むことができる。

4 外國為替特別会計法（昭和二十四年法律第 号）第三條第一項中「外國為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年政令第三百五十三号）」に規定する外國為替銀行」とあるのは、当該規定が改正されるまで、「外國為替及び外國貿易管理法に規定する「外國為替銀行」と読み得るものとする。

大蔵省令第第一号

外國為替及び外國貿易管理法第十條及び第十四條の規定を実施するため、外國為替及び外國貿易管理法の施行に関する省令を次のようにて定める。

昭和二十一年 月 日

大蔵大臣 地田勇人

第十一條及第十四條の規定

外國為替及び外國貿易管理法の施行に関する省令

(史集)

第一條 この省令において外國為替業務とは、業として行う対外支拂手帳の売買、兌換及び本邦と外國との間にあけうる支拂又は取扱の依頼並びにこれら業務に附帯する業務をいう。

第二條 この省令において両替業務とは、業として行う外國通貨の売買及び外國から仕向けられ、又は外國通貨とともに表示示された旅行小切手の買入れをいう。

(外國為替銀行等の許可申請手続)

第三條 外國為替及び外國貿易管理法(以下法といふ。)第十條第一項の規定により外國為替業務を営むとする銀行は、様式第一による認可申請書(和文二種類)を大蔵大臣に提出しなければならぬ。

2 前項の規定により法第十四条第一項の規定により両替業務を営むことについて認可を受けようとする場合に準用する。

(外國為替銀行等の許可申請手續)

第四條 法第十條第三項の規定により外國為替業務を営む業所の新設等につき許可を受けようとする銀行は、様式第二による許可申請書(和文二種類)を大蔵大臣に提出しなければならぬ。

2 前項の規定により法第十四条第一項の規定により両替業務を営む業所の新設等につき許可を受けようとする場合に準用する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(様式第一)

外國為替業務開始認可申請書

申請者) 銀行名 _____ 山崎、洋
 所在地 _____ 121 稲
 担当者名 _____
 電話番号 _____

大藏大臣 謹

標記の件下記の通り申請します。

1 外國為替業務を営もうとする店舗の名称、所在地及び開始したる時期

店舗名	所在地及く電話番号	開始時期

2 営もうとする外國為替の業務内容

3 各店舗において、将来一年間に取り扱う外國為替に附する取引の相手または外國の地域別予想件数、其の外國為替業務を営むことによる理由

4 その他参考となる事項

(A) 外國為替業務に従事する人員数

経験年数一年未満り者 _____ (何名)

経験年数一年以上五年未満り者 _____ (何名)

経験年数五年以上者 _____ (何名)

計 _____ (何名)

(B) その他事項

(代表者署名捺印)

(様式第二)

外國為營業務を営む店舗の新設(又は名称、位置若しくは業務内容の変更)許可申請書

(申請者) 銀行名 _____ 申請日附 _____

所在地 _____ 國籍 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

大蔵大臣 殿

擇記の件下記の通り申請します。

1 外國為營業務を営むこととする新店舗の名称、所在地(又は変更しようとするもの)及く位置)及び開始(又は変更)によるとした時期

店舗名(旧店舗名)	所在地及く電話番号(旧所在地)	開始(又は変更)時期

2 變更しようとする外國為營業務の内容及び時期

(1) 新業務の内容

(2) 旧業務の内容

3 新設店舗について将来一年間に取り扱う外國為營業務に關する相手方たる外國の地圖別々想件数、その他新店舗の新設(又は変更)の理由

4 其の他の事項

代筆者署名捺印

大蔵省令第一号

外国為替及び外國貿易管理法第十條及び第十四条の規定を実施するに、
外國為替及び外國貿易管理法の施行に関する省令を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 地田勇久

外国為替及び外國貿易管理法第十條及び第十四条の施行に
関する省令

(定義)

第一條 この省令において「外國為替業務」とは、業として行う対外支拂
手段の買入、発行及び本印シ外國との間に下げる支拂又は取立の
依頼の引受並びにこれらに付帯する業務をいう。

第二條 ニの省令において「兩替業務」とは、業として行う外國通貨の而
買及び外國から在向り、又は外國通貨をもつて表示された旅行
小切手の買入れをいう。

(外國為替銀行等の認可申請手續)

第三條 外國為替及び外國貿易管理法(以下「法」という)第十四条第一項の
規定による外國為替業務を営むとする銀行は、様式第一による認
可申請書(和文二通英文三通)を大蔵大臣に提出しなければならない。
2 前項の規定は、法第十四条第一項が規定する外國為替業務を営むことにつ
て認可を受けることをいう場合に準用する。

(外國為替銀行等の許可申請手續)

第四條 法第十條第三項の規定による外國為替業務を営む専業所の
新設等につき許可を受けるとする銀行は、様式第二による許可申請書
(和文二通英文三通)を大蔵大臣に提出しなければならない。
2 前項の規定は、法第十四条第一項が規定する外國為替業務を営む専業
所の新設等につき許可を受けるとする場合に準用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(様式第1)

外國為替業務開始認可申請書

(申請者)銀行名 _____ 申請日附 _____
所在地 _____ 國籍 _____
担当者氏名 _____ 電話番号 _____

大藏大臣 _____ 聲證

標記の件下記の通り申請します。

1. 外國為替業勢を営むとする店舗の名稱、所在地及び開始による時期

店舗名	所在地	及び電話番号	開始時期

2. 営むとする外國為替の業勢内容

3. 各店舗に於いて営來一年間に取り扱う外國為替は併し、取引の相手國、3外國の地域別予想件数、其の外國為替業勢を営むことを必要とする理由

4. その他参考となる事項

(1) 外國為替業勢に従事する人員数

経験年数一年未満の者 _____ (何名)
経験年数一年以上五年未満の者 _____ (何名)
経験年数五年以上の者 _____ (何名)

計

(2) その他の事項

(代表者署名捺印)

(様式第ニ) 外国為替業勢を店舗の新設(又は名稱、位置若しくは業務内容の変更)許可申請書

(申請者)銀行名 _____ 申請日附 _____ 著籍 _____
所在地 _____ 國 _____ 担當者氏名 _____
大藏大臣 _____ 電話番号 _____

標記の件下記の通り申請します。

1. 外国為替業勢と當セうとす了新店舗の名稱、所在地(又は變更しようとする店舗若しくは位置)及びその開始(又は變更)しようとする時期

店舗名(旧店舗名)	所在地及び電話番号(旧所在地)	開始(又は變更)時期

2. 變更しようとする外國為替業勢の内容及び時期

- (1) 新業勢の内容
(2) 旧業勢の内容
3. 新設店舗に付して將來一年間に取引根ノ外國為替業勢に開示し相手方たゞ外國の地域別想件数、その他店舗の新設(又は名稱、位置若しくは業務内容の変更)を中心とする理由
其の他の事項

(代表者署名捺印)

大蔵省令第 号(案)

外國為替及び外國貿易管理法第八條の規定を実施するたり、外國為替及び外國貿易管理法第八條の規定の施行に関する省令を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田勇人

外國為替及び外國貿易管理法第八條の規定の施行に関する省令

(通貨の指定)

第一條 外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第一号)又はこれに基く命令の規定の適用を受けた取引(以下單に取引という。)の決済のために用いる対外支拂手段を表示する^(外國)通貨として、アメリカ合衆国通貨又は連合三國通貨を指定する。

(例外規定)

第二條 大蔵大臣の許可を受けた場合においては、前條において指定する通貨以外の^(外國)通貨により表記された対外支拂手段を取引の決済のために用いることができる。

(許可申請手続)

第三條 前條の許可を受けようとする者は、別表による許可申請書和文二通、英文三通、大蔵大臣に提出しなければならぬ。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(別紙)

指定通算以外の外國通貨による申請書
対外支拂手段の使用許可申請書

(申請者) 氏名又は商号 _____
住所 _____
職業 _____
大蔵大臣 _____ 岸文

標記の件下記の通り申請します。

- 1 使用しようとすゞる対外支拂手段を表示する外國通貨の種類、
2 当該対外支拂手段の種類、
3 当該対外支拂手段を使用しようとすゞる取引の内容
(A) 取引の相手方の
氏名又は商号 _____
住所 _____
職業 _____
- (B) 取引の対象となる物、役務その他の事項の内容

(C) 取引の決済に当たらむる対外支拂手段の未支全額

(※) その他取引の内容につき参考となる事項

4 第1項の外國通貨によらずなけりばない理由

申請者(又は代表者)署名捺印

上記申請の件を許可す。

昭和年月日
大蔵大臣

大藏省告示第 号

外國為替及公債國貿易官運法ハ昭和二十二年正月二日ノ第十七條第一項及公債
二項の規定ニ依リ、基準外國為替相場及び概定外國為替相場ニ次のようにて定メ。

昭和二十四年 月 日

大藏大臣 池田 実人

一 基準外國為替相場

アメリカ合衆國通貨 一ドルに一円 本邦通貨 三六〇円

二 概定外國為替相場

連合三國通貨 一ドル一リラ・ントルハ本邦通貨一、〇八〇円

大藏省告示第 号

外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第 号)第七條第一項及ぶ第二項の規定に依り、基準外國為替相場及び裁定外國為替相場を次のように定めん。

昭和二十四年 月 日

大藏大臣 壱田勇

一 基準外國為替相場

アメリカ合衆国通貨 一ドルにつき 本邦通貨 三六〇円

二 裁定外國為替相場

連合王国通貨 一スターイング・ポンドにつき 本邦通貨 一〇〇八円

但し、昭和二十四年九月十八日までに、通商産業大臣が輸出又は貿易外取引に關して契約し若しくは輸出に關する契約を許可し、又は大蔵大臣が貿易外取引に關する对外支拂手段の売買を許可したもとで、現にその全部又は一部につき对外支拂手段の売買の行はれていむものについては、

その売買は、通商産業大臣が契約し若しくは通商産業大臣又は大蔵大臣が契約又は对外支拂手段の売買を許可したものの对外支拂手段に關する條件によつておりとし、輸出貨物に關する損害賠償の請求に対する支拂いための对外支拂手段の買入者は、当該輸出貨物代金の決済につき適用すべき对外支拂手段に關する條件によつておる。

大蔵省告示第 号

外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第 号)第七條第一項及び第二項の規定にて、基準外國為替相場又は裁定外國為替相場を次のよう定めり。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田勇人

一 基準外國為替相場

アメリカ合衆国通貨 一ドルにつき 本邦通貨 三六〇円

二 裁定外國為替相場

連合王国通貨 一スターイング・ポンドにつき 本邦通貨 一〇〇ハ 円

但し、昭和二十四年九月十八日までに、通商産業大臣が輸出又は貿易外取引に関する契約し若しくは輸出に関する契約を許可し、又は大蔵大臣が貿易外取引に関する对外支拂手段の売買を許可したもとで、既にその全部又は一部につき对外支拂手段の売買の行われていまいものについては、

その売買は、通商産業大臣が契約し若しくは通商産業大臣又は大蔵大臣が契約又は对外支拂手段の売買を許可したときの对外支拂手段に関する條件によるものとし、輸出貨物に関する損害賠償の請求に対する支拂うための对外支拂手段の買入時は、当該輸出貨物代金の支拂につき適用されず对外支拂手段に関する條件によるものとす。

I hereby promulgate the Cabinet Order concerning the Date of Partial Enforcement of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.

Signed: HIROHITO, Seal of the Emperor

This first day of the twelfth month of the twenty-fourth year of Showa
(December 1, 1949)

Prime Minister

YOSHIDA Shigeru

Cabinet Order No. _____

Cabinet Order concerning the Date of Partial Enforcement
of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law

The Cabinet establishes this Cabinet Order in accordance with the Supplementary Provisions, Paragraph 1 and 4 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.

The following provisions of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (Law No. _____ of 1949) shall come into force on and after December 1, 1949.

1. From Article 1 to Article 8 inclusive (excluding Article 7 Paragraphs 3, 4 and 5 thereof), from Article 10 to Article 20 inclusive and from Article 47 to Article 51 inclusive.
2. Article 26, Article 53 and Article 54 (limiting to the articles concerning export of goods).
3. Article 9, from Article 56 to Article 73 inclusive (limiting to the articles concerning the preceding two items).
4. The following parts of paragraph 2 of the Supplementary Provisions.
 - a. Concerning the abrogation of the provisions for arrangement of foreign exchange rate, foreign exchange bank and money changer and/or export of goods, in the Foreign Exchange Law (Law No. 83 of 1941) and the Ordinance concerning Special Penalties of the Foreign Exchange Control Law (Imperial Ordinance No. 615 of 1945).
 - b. Concerning the abrogation of the provisions for export of goods contained in the Ordinance relating to Restriction and Prohibition etc. except the Import of Gold, Silver or Platinum Bullion or Alixys thereof (Imperial Ordinance No. 578 of 1945), the

- Ordinance concerning the Temporary Measures on Foreign trade etc. (Imperial Ordinance No. 328 of 1946) and the Cabinet Order concerning Control of Exports and Imports of Property and Cargo (Cabinet Order No. 199 of 1949).
- ④ Concerning the abrogation of the Cabinet Order concerning temporary Measures for Authorized Foreign Exchange Banks etc. (Cabinet Order No. 353 of 1949) (excluding from Article 8 to article 11 and other parts concerned with these articles in any other articles)
 - ⑤ Paragraph 3 and 4 of the Supplementary Provisions (limiting to the provisions concerning the preceding item).

Supplementary Provisions

1. This Cabinet Order shall come into force on and after December 1, 1949.
2. The provisions of the "proviso in the Notification No. 709 of September 1949 shall be effective for the time being, notwithstanding the basic foreign exchange rate and the foreign exchange cross rate designated by the provisions of Article 7, paragraph 1 and paragraph 2 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law."
3. "Foreign exchange rate designated by the Minister of Finance in accordance with the provisions of Article 1 of the Order concerning arrangement of foreign Exchange Rate Based on the Foreign Exchange Control Law (Ministry of Finance Ordinance No. 79 of 1941)" provided for in Article 11 of the Foreign Exchange Special Account Law (Law No. _____ of 1949), Article 2 of the Cabinet Order concerning purchase by Government of Gold, Foreign Currency and Foreign Security (Cabinet Order No. 52 of 1949) and in Article 7, paragraph 1 of the Cabinet Order concerning Control of Exports and Imports of Property and Cargo shall read "basic foreign exchange rate and cross rate designated by the Minister of Finance in accordance with the provisions of Article 7, paragraph 1 and 2, of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law" up to the time when those provisions shall be amended.

I hereby promulgate the Cabinet Order concerning Report to be Submitted by Foreign Exchange Banks and Money Changers.

Signed: HIROHITO, Seal of the Emperor

This first day of the twelfth month of the twenty-fourth year of Showa
(December 1, 1949)

Prime Minister

YOSHIDA Shigeru

Cabinet Order No. _____

Cabinet Order concerning Report to be Submitted by Foreign Exchange Banks and Money Changers

The Cabinet establishes this Cabinet Order in accordance with the provisions of article 15 and the Supplementary Provisions, paragraph 4 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (Law No. _____ of 1949)

1. Foreign exchange banks and money changers shall make reports periodically on their businesses in accordance with the provisions of Foreign Exchange Control Board Regulation.
2. The Minister of Finance may collect reports on business from foreign exchange banks and money changers.
3. The Minister of International Trade and Industry may, if he deems necessary, collect reports on business from foreign exchange banks for the purpose of enforcement of the provisions stipulated in the Chapter 6 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (hereinafter referred to as the Law).

Supplementary Provisions

1. This Cabinet Order shall come into force from the date of its promulgation.
2. Those who were authorized pursuant to the provisions of Article 3, paragraph 1 or Article 5, paragraph 1 of the Cabinet Order concerning Temporary Measures for Authorized Foreign Exchange Banks, etc. (Cabinet Order No. 353 of 1949) at the time when this Cabinet Order comes into force shall be deemed as licensed or authorized pursuant to the provisions of Article 10, Paragraph 1 or Article 14, Paragraph 1 of the Law.
3. Those banks who were designated pursuant to the Supplementary Provisions, Paragraph 2 of the Cabinet Order concerning the Use of Authorized Foreign Exchange Credit for the promotion of export (Cabinet Order No. 266 of

1949) at the time when this Cabinet Order comes into force may operate
the business provided for in the former Cabinet Order up to the date to
be designated by the Minister of Finance.

4. "Foreign exchange banks provided for in the Cabinet Order concerning
Temporary Measures for Authorized Foreign Exchange Banks etc. (Cabinet
Order No. 353 of 1949)" in the Article 3, paragraph 1 of the Foreign
Exchange Special Account Law (Law No. _____ of 1949) shall read
"Foreign exchange banks provided for in the Foreign Exchange and Foreign
Trade Control Law" up to the time when the said provisions shall be
amended.

Ministry of Finance Ordinance No. _____

December 1, 1949

For the purpose of enforcement of the provisions of Article 10 and Article 14 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law, Ministerial Ordinance relating to Enforcement of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law shall hereby be established as follows:

Minister of Finance

IKIADA Hayato

Ministerial Ordinance relating to Enforcement of provisions
of Article 10 and Article 14 of Foreign Exchange and Foreign
Trade Control Law

(Definition)

Article 1. "Foreign Exchange business" in this Ordinance shall mean purchase and sale or issuance of foreign means of payment, acceptance of request for payment and/or for collection between Japan and foreign countries and other business incidental thereto which are to be exercised as an enterprise.

2. "Money change business" in this Ordinance shall mean purchase and sale of foreign currency, and purchase of traveller's check expressed in foreign currency or forwarded to Japan from foreign country.

(Application Procedures for License of Foreign Exchange Banks, etc.)

Article 2. Any bank who intends to apply for operation of foreign exchange business in accordance with the provisions of article 10, Paragraph 1 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (hereinafter referred to as the Law) shall submit an application, two copies in Japanese and three copies in English, in conformity with the annexed form No. 1 to the Minister of Finance.

2. Provisions of the foregoing paragraph shall be applied mutatis mutandis to an application for license for operation of money change business in accordance with the provisions of Article 14, paragraph 1 of the Law.

(Application Procedures for Authorization for Foreign Exchange Bank etc.)

Article 3. Any bank who intends to apply for establishment of new office etc. to be engaged in foreign exchange business in accordance with the provisions of Article 10, paragraph 3 of the Law shall submit an application, two copies in Japanese and three copies in English, in conformity with the annexed form No. 2 to the Minister of Finance.

2. Provisions of the foregoing paragraph shall be applied mutatis mutandis to an application for authorization for establishment of new office etc. to be engaged in money change business in accordance with the provisions of Article 14, paragraph 2 of the Law.

Supplementary Provision

This Ministerial Ordinance shall come into force on and after its promulgation.

(Form No. L)

APPLICATION FOR LICENSE TO ENGAGE
IN FOREIGN EXCHANGE BUSINESS

(Date of Application)

TO : Minister of Finance (Agency of the Japanese Government)

FROM : Applicant _____ (Name of Bank) _____ (Nationality)

(Address) _____ (Tel. No.) _____ (Name of Official concerned)

We hereby apply for license regarding the captioned subject of which particulars are as per enumerated hereunder.

1. Name and address of offices which are to carry on foreign exchange business and starting date of the said business

Name of Office(s) _____ Address (Tel. No.) _____ Starting Date

2. Scope of foreign exchange business to be performed

3. Reason why foreign exchange business is necessary in above office(s), showing the expected volume of such business per annum

4. References

a. Number of persons engaging in foreign exchange business in above office(s)

Item	Number
------	--------

(1) Persons who have experience of foreign exchange business of less than a year.

(2) Persons who have experience of foreign exchange business of more than a year and less than 5 years.

(3) Persons who have experience of foreign exchange business of more than 5 years.

Total

b. Other information which will aid in consideration of this application

(Signature and Seal)

Approved for:

Minister of Finance

By _____

Title _____

Date _____

Validated for:

The Supreme Commander for the Allied Powers

By _____

Title _____

Date _____

(Form No. 2)

APPLICATION FOR AUTHORIZATION OF ESTABLISHMENT OF NEW
OFFICE TO ENGAGE IN FOREIGN EXCHANGE BUSINESS (OR
CHANGE OF NAME, LOCATION AND/OR SCOPE OF BUSINESS)

(Date of application)

TO : Minister of Finance

FROM : Applicant _____ (Name of Bank)

(Nationality)

(Address) _____ (Tel. No.) _____

(Name of Official concerned)

We hereby apply for authorization regarding the captioned subject of which particulars are

as enumerated hereunder.

1. Name and location of new office which is to carry on foreign exchange business (or name and/or location of office to be changed in case of change) and starting date of the said business (or date of change).

Name of office (Former Name)	Location and Tel. No. (Former Location)	Starting date
---------------------------------	--	---------------

2. Scope and date of foreign exchange business which is to be changed.

a. Scope of new business.

b. Scope of former business.

3. Reason necessitating establishment of new office (or change of name, location and/or scope of business)

4. Estimate number of cases in new office classified to areas, for which foreign exchange transactions are likely effected in a coming year and the references.

5. Other information which will aid in consideration of this application.

(Signature and Seal)

Approved for:

Minister of Finance

By _____
Title _____
Date _____

Validated for:

The Supreme Commander for the Allied
By _____
Title _____
Date _____

Ministry of Finance Ordinance No. _____

December 1, 1949

For the purpose of enforcement of the provisions of Article 8 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law, Ministerial Ordinance relating to Enforcement of Provisions of Article 8 of Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law shall be hereby established as follows:

Minister of Finance

IKEBUKURO, Hayato

Ministerial Ordinance relating to Enforcement of
Provisions of Article 8 of Foreign Exchange and Foreign
Trade Control Law.

(Designation of Currency)

Article 1. United States Currency and United Kingdom Currency shall be designated as such foreign currency as expresses foreign means of payment to be used for settlement of any transaction, governed by the provisions of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (Law No. _____ of 1949) and/or ordinances thereon (hereinafter referred to as transaction).

(Provisions for Exception)

Article 2. Foreign means of payment expressed in any foreign currency other than those designated in the foregoing article may, in cases of being duly authorized by the Minister of Finance, be used for settlements of transactions.

(Application Procedures for Authorization)

Article 3. Any person who intends to apply for authorization referred to in the foregoing article shall submit an application, two copies in Japanese and three copies in English, for authorization in conformity with the annexed form to the Minister of Finance.

Supplementary Provisions
This Ministerial Ordinance shall come into force on and after its promulgation.

(Application Form)

APPLICATION FOR AUTHORIZATION TO USE FOREIGN MEANS
OF PAYMENT EXPRESSED IN CURRENCY OTHER THAN THOSE
DESIGNED

Applicant:

Name (or Trade Name) _____
Address _____
Business engaging in _____

Date of application _____
Nationality _____
Name of Competent Person _____
Tel. No. _____

TO: Minister of Finance

Application is hereby made for authorization on the subject as described hereunder.

1. Kind of Foreign Currency Desired to be Used for Foreign Means of Payment
2. Kind of Foreign Means of Payment
3. Details on Transaction for which Foreign Means of Payment would be Used
 - a. Person being Party to the Transaction
 - b. Name (or Trade Name) _____
Address _____
Business engaging in _____
 - c. Details on Commodities, Services and Other Matters of the Transaction
 - d. Amount of Foreign Means of Payment to be Used for the Transaction
 - e. Other Information
4. Reasons why Use of Foreign Currency Referred to in Paragraph 1 is Desired to be Used!

Signature of Applicant or Representative _____

Approved for:

Minister of Finance.

Validated for:
The Supreme Commander for the
Allied Powers
By _____
Title _____
Date _____

Ministry of Finance Notification No. _____

December 1, 1949

In compliance with the provisions of article 7, paragraph 1 and 2 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (Law No. _____ of 1949), the basic rate of foreign exchange and cross rates of foreign exchange are hereby designated as follows.

Minister of Finance

IKEDA, Hayato

1. Basic rate of foreign exchange
Japanese Yen 360.- to One U.S. Dollar
2. Cross rate of foreign exchange
Japanese Yen 1,008.- to One Pound Sterling

極秘

政令第 一號

閣僚審議会并閣下執令付案

(ESSB
二二二)

内閣は、外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第一号）第三條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

第一條 閣僚審議会並びに外國為替予算並びにその修正を定む。

(1) 閣僚

審議会は、前項の仕勢の外、(2) 外國為替及び外國貿易管理法に基く政令において審議会の仕勢を定めらる。

(3) 属し得る

(2) 補足 (3) 附注

外國為替予算並びに外國貿易管理法に基く政令によつて定むる仕勢を定めらる。

作成し、存じて置く。

(4) 附注

外國為替予算並びに外國貿易管理法に基く政令によつて定むる仕勢を定めらる。

第二條 審議会は、会長並に副会長及び委員で組織する。

会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

副会長は、經濟本部總務長官をもつて充てる。

委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 大藏大臣

二 農林大臣

三 通商産業大臣

(4) 経済本部總務長官

(5) 審議会は、諸周委員を置き、外國為替管理委員長をもつて充てる。

(6) 会長及び副会長

第三條 会長は、審議会並い会務を總理する。

二、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(諸間委員会に、内閣主事一人本部迄、外國の皆が每年とくとくまとつて出席し、審議会に出席し、審議会の仕事に属する事項につき、会長の諸間に應ずる。)

(事務の処理)

第五條 二、經濟安定本部は、第一條第一項に規定する外國為替予算の原案を準備して、これを開催審議会に提出するものとする。

六、審議会の事務は、經濟安定本部にあつて処理する。

(会議の手續)

第七條 审議会の会議の手續等、会長が審議会に付屬して定める。

附 則

この政令は、昭和二十四年十二月一日から施行する。

政令第 号

11/28

外國為替及び外國貿易管理法第平十九條による不服の申立、
予告、聽聞及び決定の手続に関する政令(案)

内閣は、外國為替及び外國貿易管理法へ昭和二十四年法律第
五十九号、規定に基き、二の政令を制定する。

(二の政令の趣旨)

第一條 外國為替及び外國貿易管理法へ以下「法」という。) 第平十九條の
規定による不服の申立、予告、聽聞及び決定の手続について、この政
令の定めるとこうによる。

(不服申立の手続)

第二條 法第五十九條の規定により不服の申立をしようとする者は、当該
处分をした政府機関に対して、不服の要旨及び理由を記載した申立書を
提出しなければならない。

(不服申立の却下)

第三條 政府機関は、不服の申立があつて場合において、その事案が不服
の申立をすることがでないものであるときは、又は不服の申立が適用の
手続に違反したものであるときは、聽聞を行わないで、これを却下する
ことができる。

2 政府機関は、不服の申立が適用の手続に違反したものであるときは、
相手の期間を定めて、その補正を命じ、不服申立人がニ川に応じない場
合でなければ却下してはならない。

「予告五」

第八條 本件は、本件の主としていたとき、前條の規定により却下する場合に於て、該議長は、本件に付属する次第を參照不腹申立人たる者とし、其の意見を述べ、又は、該議長をして承認せしむり候様ならうたい。

三 前項の予告は、該議長が、前二項の規定照則までに行わなければならぬ。

「。」

八 聽聞会

第五條 聽聞会は、政府機関の外へはその指外する職員が議長として主導する。

第六條 議長は、必要と認め分をもつて、該機関の職員及び学識経験のある者の他亦本人に該議長へ出席を求める事ができる。

第七條 听審開原人々などの代理人として聽聞会に出席しようとする者は、書面をもつて、該議長に於て前各項の規定の適用を免れることを陳述せしむれば、

准づる。

第八條 聽聞会においては、必ず不服申立人又はその代理人に不服の要旨及び理由を陳述させられなければならない。但し、これらの方が出席しないときは、該議長は、不服申立者の請求をもつてその陳述に替えることとする。

第九條 不服申立人、亦或は代理人又は二組らの代理人は、聽聞会において証拠を呈示し、又は意見を述べることができることとする。

第十條 議長は、該議長を監視するため必要があることは、陳述又は証拠の呈示を制限することができる。

2 議長は、聽聞会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることがでさる。

第十一條 議長は、聴聞があると認めるときは、聽聞会を延期し、又は続行することとする。この場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを公報する。この場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを公報する。この場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを公報する。

ナリタハシマウナハ。

(調書)

第十二條 聽聞会については、調書を作成し、当該事案の記録にづらなければ水を取らなハ。

ナリタハシマウナハ。

一 事案の表示

二 聽聞会の期日及び場所

三 議長の職名及び氏名

四 不服申立人及び被辯したとの代理人の氏名

五 出席した利害關係人及びその代理人の住所及び氏名

六 出席した間接政府機關の職員及び學識経験のある者との他の参考人の氏名

七 陳述又はその要旨

八 証拠状呈示されたことは、その旨及び証拠の標目

九 その他聽聞会の運営に関する重要な事項

第十四條 不服申立人及びその代理人は、当該事案の記録を閲覧するニと

本でより、書面をもつて当該事案につりて利害關係のあることを陳明し

た者及びその代理人も、同様とする。

(來 聞)

至十五日 政府が開き、当該事案の記録に基いて不服の申立てに対する決定

を行わなければならぬ。

2 不服の申立てに対する決定は、理由を附さなければならぬ。
又 大體 五十八人の類似により決定書の字の送付を受けようとする
利害關係人は、決定が取つた後三十日以内に政府機関に対して書面をも
つてこれを請求しなければならない。

2 首項の請求をしようとする者は、書面をもつて当該事案につりて利害
關係のあることを陳明しなければならない。

この政令は、公布の日から施行する。

政令第 号

閣僚審議会並閣下各政令(案)

(E.S.B.)

内閣は、外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第 号)等
三條第二項の規定に基き、二の政令を制定する。

(仕務)

第一條 閣僚審議会(以下「審議会」という。)は、外國為替及び外國貿易
管理法に基き外國為替予算を作成し、及び変更する。

2 審議会は、前項に掲げるそのの外、外國為替及び外國貿易管理法に基
く政令において審議会の仕務に属せしめられた事項を行ふ。

(組織)

第二條 審議会は、会長及び委員五人で組織する。

2 会長は、内閣總理大臣をもつて充てる。

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 大藏大臣

二 農林大臣

三 通商産業大臣

四 税關大臣

五 経済安定本部總務長官

(会長)

第三條 会長は、会務を統理する。

11/26

(諸問委員)

第四條 審議会に、諸問委員一人を置き、外國為替管理委員会委員長をもつて充てる。

2 諸問委員は、會議に出席し、審議会の仕務に属する事項につき審議会の諸問に応ずる。

(事務の処理)

第五條 審議会の事務は、經濟安定本部において處理する。

1 經濟安定本部は、外國為替予算案を準備して、これを審議会に提出すゝものとする。

(議事)

第六條 審議会の議事については必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(外國為替予算案の作製)

第六條 經濟安定本部貿易局は、二つ條り定めたる外國為替予算案を準備し、~~審議会~~審議会に提出する。

2 外國為替管理委員会は、四半期ごと外貨資本金以上の支出国に因る外貨本、通商産業省との間で開催行財團は、四半期ごと、貨物の輸入と外貨資金の回り、零用率による外貨本、通商産業省は、四半期ごと、輸出貿易の回り、内閣は、國際協定の外貨本、当該四半期開始の二月以前に、經濟安定本部貿易局に提出しなければならない。

3 財團、審議会は、前項の資料外、外國為替予算案の作製に關し必要な資料を、同様行政機関より、經濟安定本部貿易局に提出する。

4 經濟安定本部貿易局は、左に盛りたることによつて、外國為替予算案を作製し、審議会に提出しなければならない。

一貨物の輸入に関するものは、その品目別に(毎日別に)口座を立てるには、難

輸入税法(新規)多分ノ成ル。六、貿易外事課行宣工事。廿、三、四、九、甲、八

列上(小)。

二、通貨の単位別に区分する。

三、貨物又は物品の取扱いの方法を規定する。

四、外金貨金銀、割引手形等の貨物の販賣日付の範囲を明記する。

政令第 号

閣 繫 署 議 会 令 (案)

(西、一、二、三、
經濟安定本部)

内閣は、外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第 号)第
三條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(仕務)

第一條 閣僚審議会(以下「審議会」という。)は、外國貿易及び外國貿易
管理法に基き外國為替予算を作成し及び変更する。

2 審議会は、前項に掲げるものの外、外國為替及び外國貿易管理法に基
く政令において審議会の仕務に属せしめられた事項を行う。

(組織)

第二條 審議会は、会長及び委員五人で組織する。

2 会長は、内閣總理大臣をもつて充てる。

3 委員は、尤に掲げる者をもつて充てる。

- 1 大蔵大臣
- 2 農林大臣
- 3 通商産業大臣
- 4 運輸大臣
- 5 經濟安定本部總務長官

(会長)

第三條 会長は、会務を總理する。

(諸問委員)

第四條 審議会に、諸問委員一人を置き、外國為替管理委員会委員長をもつて充てる。

2 諸問委員は、会議に出席し、審議会の仕務に属する事項につき審議会の諸問に応ずる。

(事務の処理)

第五條 審議会の事務は、經濟安定本部貿易局において処理する。

(外國為替予算案の作製)

第六條 經濟安定本部貿易局は、この條の定めるところにより外國為替予算案を準備し、審議会に提出することとする。

2 外國為替管理委員会は、四半期ごとの外貨資金に関する收支見込に関する資料を、通商産業省その他関係行政機關は、四半期ごとの貨物の輸入その他外貨資金の需要に関する資料を、通商産業省は、四半期ごとの輸出見込及び貿易に関する國際協定その他の取締に関する資料を、当該四半期開始の二月前までに、經濟安定本部貿易局に提出しなければならぬ。

3 審議会は、前項の資料の外、外國為替予算案の作製に關し必要な資料を、關係行政機關から經濟安定本部貿易局に提出することを求めることができる。

4 經濟安定本部貿易局は、左に掲げるところに従つて、外國為替予算案を作製しなければならない。

一 貨物の輸入に関するものは、その品目別（品目別に区分することが適当でないものは、難輸入品として一括する。）及び仕入地域別に、貿易外の支拂に関するものは、その用途別に区分すること。

二 通貨の單位別に区分すること。

三 貿易又は支拂に関する取扱のあるものについては、その旨を明かにする二こと。

四 外貨資金の割当を行なべき貨物の品目その他の範囲を明かにする二こと。

第七條 審議会の議事については要件事項は、審議会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

982

Cabinet Order concerning the Procedure for Petition, Notice,
Hearing and Decision provided for in Chapter 7 of the
Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.
(DRAFT)

In accordance with the provision of Article 59 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law, the Cabinet establishes this Cabinet Order.

(Purpose of This Cabinet Order)

Article 1. The procedure for petition, notice, hearing and decision provided for in Chapter 7 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (hereinafter referred to as "the Law") shall conform to the provisions of this Cabinet Order, in addition to the provisions of the Law.

(Procedure of Petition)

Article 2. Any person who wants to make appeal in accordance with the provision of Article 59 of the Law shall file a petition in writing stating the substance and justification of his grievance with the Government agency by the disposition of which he has been aggrieved.

(Turning Down of the Petition)

Article 3. The Government agency may turn down any petition without holding public hearing in case it has been filed either in any issue not eligible to appeal or in contravention of the procedure applicable. 2. In case any petition has been filed in contravention of the procedure applicable the government agency shall order the petitioner to refile it lawfully within a certain period; and the Government agency shall not turn down the above petition except in cases where the petitioner does not conform to the above order.

(Advance Notice and Public Notice)

Article 4. In case any petition has been filed the Government agency shall, except in cases where it is to be turned down in accordance with the provisions of the proceeding article, have to fix the time and place of public hearing therefor, notify the petitioner concerned of them in advance and publicly announce them together with the substance of the issue involved.

2. The advance notice as provided for in the preceding paragraph shall be made by the date three (3) weeks prior to the public hearing.

(Public Hearing)

Article 5. The public hearing shall be presided over by the chief of the Government agency or a subordinate designated thereby as a Chairman.

Article 6. The chairman may, when necessary, ask officials of the Government agencies concerned, persons of knowledge and experience and other

witnesses to attend the public hearing.

Article 7. Any person who wants to attend the public hearing as an interested person or his proxy, shall demonstrate in writing that he is interested in the issue involved.

Article 8. At the outset of the public hearing the petitioner or his proxy shall be given an opportunity of stating the substance and justification of his petition provided that in case he is absent the Chairman may read aloud the petition instead.

Article 9. The petitioner and the interested persons or the proxies of both may submit evidence to or state their opinions at the public hearing.

Article 10. The Chairman may, when necessary for the smooth operation of proceedings, restrict statement or the submission of evidence.

2. The Chairman may, when necessary for the maintenance of order in the public hearing, order to leave the public hearing any person obstructing the maintenance of order or making improper speech or actions.

Article 11. The Chairman may, when necessary, postpone or adjourn the public hearing. In the above case, the Chairman shall fix the time and place of the next meeting, notify in advance the petitioner and his proxy of them and announce them by a public notice.

(Minutes)

Article 12. Minutes of the public hearing shall be made and filed in the record of the issue involved.

Article 13. The minutes shall contain the following items and be signed and sealed by the Chairman.

- a. Title of the issue involved.
 - b. Time and place of the public hearing.
 - c. Name and post of the Chairman.
 - d. Name of the petitioner regardless of his attendance and the name of his proxy attending.
 - e. Names and addresses of the interested persons or their proxies attending.
 - f. Names of the officials of the Government agencies concerned, persons of knowledge and experience and other witnesses attending.
 - g. Statements or the summaries thereof.
 - h. Submission of evidences, if any, and their identifications.
 - i. Other important matters concerning the proceedings.
- Article 14. The petitioner and his proxy may inspect the record of the issue concerned. Any person who has demonstrated in writing that he is interested in the issue concerned or his proxy may also inspect the above record.

(Decision)

- Article 15. The Government agency shall make a decision on the basis of the record of the issue concerned.
- 2. Justifications shall be attached to the above decision.
- Article 16. Any interested person who wants to have a copy of the decision transmitted in accordance with the provision of Article 58 of the Law shall ask the Government agency within thirty (30) days after the decision.
- 2. Any person who wants to ask for a copy of the decision in accordance with the provision of the preceding paragraph shall demonstrate in writing that he is interested in the issue concerned.
- Supplementary Provision: This Cabinet Order shall be put into force as from the day of its promulgation.

Cabinet Order concerning Ministerial Council

~~for International Transaction~~ (draft)

In accordance with the provision of Article 3, paragraph 2 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (Law No. of 1949) the Cabinet hereby establishes this Cabinet Order.

(Functions)

Article 1 The Ministerial Council ~~for International Transaction~~ (hereinafter referred to as the Council) shall formulate and/or revise the foreign exchange budget in accordance with the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.

2. The Council shall take charge of such affairs in addition to that stipulated in the preceding paragraph, as may be placed under its jurisdiction by Cabinet Order to be issued on the basis of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.

(Organization)

Article 2 The Council shall consist of a chairman and five (5) members.

2. The Prime Minister shall be the Chairman of the Council.

3. The members of the Council shall be as follows:

Minister of Finance

Minister of Agriculture and Forestry

Minister of International Trade and Industry

Minister of Transportation

Director General of the Economic Stabilization Board

(Chairman)

Article 3 The Chairman shall preside over the affairs of the Council.

(Advisory Member)

Article 4 An advisory member shall be attached to the Council which position being filled by the Chairman of the Foreign Exchange Control Board.

2. The advisory member shall attend the meeting of the Council and advise the Council ~~upon its request~~ on any matter placed under its jurisdiction.

(Administration of Secretarial Affairs)

Article 5 The Foreign Trade Bureau of the Economic Stabilization Board shall administer

the secretarial affairs of the Council.

(Formulation of the Foreign Exchange Budget)

Article 6.
The Foreign Trade Bureau of the Economic Stabilization Board shall prepare the draft foreign exchange budget in accordance with the provision of this article and submit it to the Council.

2. Not later than two (2) months prior to the commencement of the quarter concerned shall be submitted to the Foreign Trade Bureau of the Economic Stabilization Board the quarterly estimates of receipts and payments of foreign exchange funds by the Foreign Trade Control Board, the quarterly estimates of commodity imports and other demand for foreign exchange funds by the Ministry of International Trade and Industry and other Government agencies concerned and the quarterly estimates of export and the data concerning international agreements concerning trade, etc., by the Ministry of International Trade and Industry.
3. The Council may require the Government agencies concerned to submit to the Foreign Trade Bureau of the Economic Stabilization Board such data, in addition to the data referred to in the preceding paragraph, as may be required for the formulation of the draft foreign exchange budget.
4. The Foreign Trade Bureau of the Economic Stabilization Board shall formulate the draft foreign exchange budget as follows:
 - a. The budget for commodity imports shall be classified by item (any imports not suitable for such itematization shall be included in the category of "Miscellaneous Import") and by country of origin while the budget for the invisible trade payments shall be classified by use.
 - b. The budget shall be classified by currencies.

- c. A note shall be attached in case any trade or financial agreement exists.
 - d. The items of commodities eligible to the allocation of the foreign exchange funds as well as other qualifications shall be clarified.
- (Proceedings)
- Article 7 Rules necessary for the proceedings of the Council shall be determined by the Council.

Supplementary Provisions:
This Cabinet Order shall be put into force as from the day of its promulgation.